

国際関係事業に関する報告書

2015-2016年度版

The Report about International Relations
Activities in the Japan Federation of CPTAs
Associations and Regional CPTAs Associations



日本税理士会連合会国際部

**International Relations Department
Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations**

国際関係事業に関する報告書

2015-2016 年度版

The Report about International Relations
Activities in the Japan Federation of CPTAs
Associations and Regional CPTAs
Associations

日本税理士会連合会国際部
International Relations Department
Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

国際関係事業に関する報告書

— 2015-2016 年度版 —

目 次

ご 挨拶	1
はじめに	2
第 I 部 2015-2016 年度 日税連の国際関係事業への取組み	
I AOTCAへの活動支援	
1. 設立から四半世紀	3
2. 専門業務委員会の新設と新役員ポストの誕生	6
3. 他の国際組織との連携強化	6
4. AOTCA大阪会議	8
5. AOTCA香港会議	9
II 諸外国の税務専門家団体との継続的な交流	
1. 日税連の友好協定締結状況	10
2. 韓国税務士会との交流	11
3. ドイツ連邦税理士会との交流とドイツ・スイスへの視察訪問	11
III アジア諸国における税理士制度の導入・発展のための活動	
1. インドネシア国税総局の来訪とインドネシア税理士会との友好協定締結	13
2. 駐日モンゴル国大使館参事官による講演会と モンゴル税理士会との合同タックス・カンファレンスの開催	16
IV 国税庁・税務大学校等との連携	
1. 国税庁・税務大学校等からの出講要請への対応	17
2. 国税庁による国際協力・支援事業に関する講演会の開催	19
V 国際税務情報研究会の活動	
1. 国際税務情報研究会	19
2. 国際部との連携	20
VI 積極的な情報発信への取組み	
1. 『税理士界』への寄稿	20
2. 第5次税理士法改正を反映した『英訳税理士法（改訂版）』の刊行	21
3. 税理士制度紹介ツールの充実	21
4. 日税連税法データベース（TAINS）「国際税務情報」サイトへの情報提供	22

5. 安全な海外視察訪問のための取組み	22
---------------------------	----

第Ⅱ部 2015—2016年度 税理士会の国際関係事業への取組み

I 税理士会の国際関係事業の概況に関するアンケート調査について	23
II 税理士会の所掌機関・国際関係事業の状況	23
III 外国の専門家団体との協定の締結状況	40

第Ⅲ部 税務専門家制度の展望と日税連の国際関係事業の今後の方向性

I 税務専門家制度の展望	41
II 日税連の国際関係事業の今後の方向性	44

◇資料編

[資料 1] 税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果	49
[資料 2] グローバル社会における税務専門家制度のあり方について	53
[資料 3] アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約	57
[資料 4] AOTCA 加盟団体一覧	63
[資料 5] 2015 年 AOTCA 大阪会議レポート	64
[資料 6] 2016 年 AOTCA 香港会議レポート	104
[資料 7] AOTCA 加盟団体アンケート調査報告書 ～アジア・オセアニア地域における税務専門家制度の国際比較～	134
[資料 8] 韓国税務士会概要	146
[資料 9] 日本税理士会連合会・韓国税務士会 定期懇談会事績	148
[資料 10] ドイツ連邦税理士会概要	151
むすびに	155
日税連国際部委員リスト	156
編集後記	156

ご挨拶



日本税理士会連合会の国際関係事業は、1992年に日税連の提唱によりアジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）を設立し、翌1993年には国際交流・関係事業を所掌する分掌機関である「国際委員会」を設置することにより本格的な活動を開始しました。以来、日税連では、AOTCAにおける活動を中心に、諸外国の税務関係機関及び諸団体との交流活動を積み重ね、着実な成果を上げてまいりました。

その後、2010年に、国際委員会を全国編成の組織に改めるとともに、2014年には「国際部」へと改組し、さらに、前年の2013年には、国際部の活動を支えるとともに、諸外国における税理士制度の導入・普及定着、税務関係機関及び諸団体との交流促進、税務情報の収集等に関する調査研究を目的とした「国際税務情報研究会」を設置するなど、国際関係事業の更なる推進を図るための組織体制の整備を進めてきました。

これにより、日税連の国際関係事業の大きな柱の一つであるアジア諸国における税務専門家制度の創設や制度発展のための支援策がより効果的に講じられることとなり、その成果として、2017年4月に日税連とインドネシア税理士会との友好協定締結に結実したところであります。

また、AOTCAにおいては、日税連では、2015年10月に国内外から約600名が出席したAOTCA大阪会議のホスト団体を務め、成功裡に終了するとともに、これまで3名の会長を輩出し事務局機能を担う等、積極的にAOTCAの運営・活動に関与しております。また、毎年定例会議とともに開催されるタックス・カンファレンスにおいて、国際部及び国際税務情報研究会の役員等がセッションスピーカーを務めるなど、日本からの情報発信力の強化にも努めております。

近年、経済の国際化の進展とともに、税理士及び税理士会の活動の場も大きく変化しており、これを受けて、各税理士会においても様々な国際関係事業に取り組んでおります。今後、日税連と各税理士会との間で連携・協力を進めることにより、より効果的な国際関係事業に関する活動が展開できるものと考えます。

本報告書が、日税連及び各税理士会において今後の事業を進めるうえでの一助となれば幸いです。

おわりに、本報告書の編集・執筆に当たられた長谷部光哉国際部長はじめ委員の方々に感謝の意を申し述べます。

日本税理士会連合会
会長 神津 信一

はじめに



本報告書は、2010年に、当時の国際委員会の編成が全国15税理士会に拡大されたことを契機として、日本税理士会連合会及び各税理士会が行う国際関係事業の現況を把握するとともに、これに関連した情報の共有を図ることにより、より効果的かつ効率的に国際関係事業を促進させることを目的として刊行いたしました。以降、隔年ごとに刊行し、このたびその第4号となる「国際関係事業に関する報告書—2015-2016年度版」を発行することができました。

本報告書の編集について国際部で検討するにあたり、本報告書が2年に1回発行する日税連の国際関係事業の「白書」ととらえ、従来の編集方針を踏襲して、第I部では2015年度及び2016年度における日税連の国際関係事業への取組みについて、AOTCAにおける活動支援、アジア諸国における税理士制度導入・発展のための活動、国際交流における税務当局との連携等について記録し、第II部では、各税理士会における国際交流・関係事業への取組みについて、具体例を交えて紹介し、第III部では、第I部及び第II部を踏まえ、「税務専門家制度の展望と日税連の国際関係事業の今後の方向性」についての考察を記しております。

また、資料編では、各税理士会における国際関係事業の実態調査結果、グローバル社会における税理士制度のあり方の他、日税連がホスト団体を務めたAOTCA大阪会議及び翌年の香港会議に関する報告のほか、AOTCA加盟団体へのアンケート調査結果をとりまとめた報告書等を掲載するなど充実かつ興味深い内容となっております。

おわりに、本書の編集・執筆に当たられた国際部委員をはじめ、執筆にご協力賜った皆様に深甚なる謝意を申し上げます。本報告書が、今後の国際関係事業の発展への道標となれば幸いです。

日本税理士会連合会
副会長 友利 博明
(国際部担当副会長)

第 I 部

2015-2016 年度

日税連の国際関係事業への取組み

日税連の国際関係事業は、①アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（Asia-Oceania Tax Consultants' Association, AOTCA）の活動に対する支援、②諸外国の税務専門家団体との継続的な交流活動、③アジア諸国における税理士制度の導入・発展のための活動、④国税庁・税務大学校等との連携、⑤国際税務情報研究会の活動、⑥積極的な情報発信への取組みなど、多岐にわたって展開している。以下にその概要を記す。

I AOTCAへの活動支援

1. 設立から四半世紀

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）は、日税連の提唱により 1992 年 11 月に設立され、アジア・オセアニア地域における税務専門家のための国際組織として歩みながら既に四半世紀を迎えた。本協会の設立にあたり、その手本となったのは当時既に 30 年以上の歴史を有していた、欧州における税務専門職業団体の連合体であるヨーロッパ税務連合（Confédération Fiscale Européenne, CFE）ⁱの存在であった。

AOTCA は、設立当初わずか 10 団体で発足したが、アジア諸国における税務専門家制度の創設や制度発展の取組みから、加盟団体数は徐々に増加し、2016 年 10 月末現在では 15 カ国・地域の 21 団体にまで発展した。その推移は表 1-1 のとおりである。この間、CFE との連携・協力関係の促進から、国際規模の税務専門家組織として、後述の「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」の発足、また、国際機関からの要請に応え得る組織の構築として、新たに専門委員会及び専門業務委員会を設置するなど、変化・発展してきている。

AOTCA では、毎年 1 回、アジア・オセアニア地域の主要都市（開催地の事績：表 1-2）において、AOTCA の意思決定機関である定時総会を開催し、役員及び各加盟団体の代表者が出席し AOTCA の運営に係る重要事項の審議を行い、監事会、役員会等も併せて開催している。これらの定例会議のほかに、ホスト団体ではタックス・カンファレンスを企画・実施している。このカンファレンスでは、主に国際税務に関する諸問題やアジア地域を取り巻く税務環境に係るトピックをテーマに選定し、基調講演、パネルディスカッション等のセッションで構成されている。加盟団体の構成員がスピーカーとして参加するほか、国際機関、開催国の税務行政機関、企業及び学界等からゲストスピーカーを招請し、多彩かつ充実した内容の国際会議となっており、多くの

ⁱ CFE (Confédération Fiscale Européenne, ヨーロッパ税務連合) : 1959 年設立。本部はブリュッセルにある。現在、21 カ国 26 の税務専門家団体が加盟しており、ヨーロッパ諸国の税務専門家 20 万人超を代表する。

参加者を集めている。日税連では同カンファレンスへの参加及びスピーカーの輩出に積極的に取り組んでいる。また、国際部ではスピーカーのサポート体制を強化すべく、国際税務情報研究会と連携し、税務行政機関への協力依頼、講演者の招聘活動、テーマの検討、データ収集、発表資料作成等にあたっている。その事績は表 1-3 のとおりである。

日税連は、AOTCA 発足提唱団体として、財政的支援はもとより、事業活動の運営の中枢を担い、その発展に多大な貢献を行ってきた。AOTCA 歴代の会長は表 1-4 のとおりであるが、特に、日税連から選任された初代（1993 年～1997 年）及び第 4 代（2005 年～2008 年）会長の在任期間中には、加盟団体の拡充、組織基盤の整備、加盟団体間の相互理解が大きく進展している。

その後、2016 年の香港での定時総会において、池田隼啓日税連顧問が、引き続き AOTCA 会長に選任されたほか、後述する新設の財務担当役員が日税連から選任されるなど、組織運営に今なお深く関わっている。日税連は、アジア・オセアニア地域の税務専門家制度の更なる発展に向けて今後も継続したリーダーシップの発揮を求められているといえる。

表 1-1 AOTCA 拡大の推移

年度	団体数	団 体 名
1992	10 (8 ヶ国・ 地域)	パキスタン税法協会 All Pakistan Tax Bar Association CPA オーストラリア CPA Australia 香港会計師公会 Hong Kong Institute of Certified Public Accountants オーストラリア勅許会計士会 Institute of Chartered Accountants in Australia (後に脱退) 日本税理士会連合会 Japan Federation of CPTAs Associations 韓国税務士会 Korean Association of Certified Public Tax Accountants マレーシア勅許租税協会 Chartered Tax Institute of Malaysia 中華台北記帳及報税代理人公会全国連合会 Tax Accountancy Association Union, Chinese Taipei フィリピン税務協会 Tax Management Association of the Philippines オーストラリア租税協会 The Tax Institute, Australia
1994	12	香港税務学会 Taxation Institute of Hong Kong 日本税務研究センター Japan Tax Research Institute
1998	13	シンガポール勅許会計士協会 Institute of Singapore Chartered Accountants (2014 年脱退)
2001	14	インドネシア税理士会 Indonesian Tax Consultants' Association
2002	17	モンゴル税理士会 Mongolian Association of Certified Tax Consultants スリランカ勅許会計士会(準加盟) Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka バングラデシュ勅許会計士協会(準加盟) Institute of Chartered Accountants of Bangladesh
2004	20	中国注冊税務師協会 Chinese Certified Tax Agents Association インド税務実務家協会 All India federation of Tax Practitioners(2013 年脱退) タイ会計士連合会 Federation of Accounting Professions, Thailand (準加盟、2010 年脱退)
2005	20	オーストラリア全国会計士会 Institute of Public Accountants, Australia
2009	21	ベトナム税理士会 Vietnam Tax Consultants' Association
2012	22	ベカス・ペガワイ・ハシル・マレーシア Bekas Pegawai HASIL シンガポール税理士会 Singapore Institute of Accredited Tax Professionals
2014	21	中華台北記帳士会全国連合会 Chinese Taipei Certified Tax Agents Association

注：団体名はすべて現在の名称

表 1-2 定例会議（役員会・定時総会）開催地 （*は国際コンベンション開催）

年度	開催地	年度	開催地	年度	開催地
1992	東京（設立総会）	2001	クアラルンプール	2010	シドニー
1993	シドニー	2002	京都*	2011	バリ
1994	東京	2003	ソウル	2012	ソウル*
1995	ソウル	2004	カラチ	2013	ハノイ
1996	京都	2005	マニラ	2014	台北
1997	マニラ	2006	香港	2015	大阪
1998	クアラルンプール	2007	クアラルンプール*	2016	香港
1999	台北	2008	上海	2017	マニラ（予定）
2000	ソウル	2009	ムンバイ	2018	ウランバートル（予定）

表 1-3 AOTCA セミナーへのスピーカー派遣

会 議	日本側代表スピーカー	プレゼンテーションテーマ
1994 年東京会議	小松芳明亜細亜大学教授	戦後の日本国の国際課税の発展と動向
	渡邊省三制度部長 松下光弘東京地方会制度部長	日本の税理士制度の現状と課題
1996 年京都会議	足立芳寛通産省工業技術院技術審議官	日本企業から見た東南アジア諸国への投資とその問題点
1997 年マニラ会議	植松省自国際委員長	日本における外国投資環境
1999 年台北会議	小林健彦国際委員	日本における税の公平性の確保と課税標準の拡大対策
2000 年ソウル会議	奥田実国際委員	変化する日本経済構造における税理士の役割
2002 年国際コンベンション（京都）	黒田東彦財務官（基調講演） 大武健一郎主税局長（分科会）	アジア・オセアニアにおける経済統合と税制調和 税理士の役割
2004 年カラチ会議	田中善雄国際委員長	中小会社会計基準
2007 年国際コンベンション（クアラルンプール）	古川勇人国税庁国際企画官	ビジネスのグローバル化における税務上の課題
2009 年ムンバイ会議	三谷英彰近畿会国際部委員	日本の消費税制
2011 年バリ会議	松岡宣明国際委員	日本の移転価格税制
2012 年国際コンベンション（ソウル）	長谷部光哉国際委員 瀧谷和隆国際委員	税務専門家の規制 異業種間共同経営
2013 年ハノイ会議	瀬山美恵国際委員	日本の移転価格税制
2014 年台北会議	中里実東京大学大学院教授 中西良彦国際委員	BEPS 問題における税務専門家と法務専門家 電子的役務提供取引におけるVAT課税
2015 年大阪会議	林信光前国税庁長官 金子宏東京大学名誉教授／ 中里実東京大学大学院教授 浅川雅嗣財務官 富村将之租税教育推進部長	変貌する世界経済と税務行政の課題（基調講演） ルール・オブ・ローと日本の租税法／日本の国際課税—BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか（特別講演） OECDの BEPSプロジェクトについて（特別講演） 税務専門家による租税教育への取り組み
2016 年香港会議	川田剛国際税務情報研究会会長代理	各国の BEPS 対応

表 1-4 AOTCA 歴代会長

就任期間	会長	会長所属団体（事務局担当）
1992年11月～1996年12月	片岡輝昭	日本税理士会連合会（同左）
1997年1月～2000年12月	デビッド・ラッセル	オーストラリア租税協会（同左）
2001年1月～2004年12月	具鍾泰	韓国税務士会（同左）
2005年1月～2008年12月	森金次郎	日本税理士会連合会（同左）
2009年1月～2012年12月	ギル・レビー	オーストラリア租税協会（同左）
2013年1月～2014年12月	トーマス・リー	香港税務学会（オーストラリア租税協会）
2015年1月～	池田隼啓	日本税理士会連合会（同左）

2. 専門業務委員会の新設と新役員ポストの誕生

近年、世界の経済情勢において、税務専門家が直面する課題として、BEPS 行動計画の実施、租税回避問題、マネーロンダリング対策等が注視されてきており、OECD、G20、国際連合、SGATAR 等の国際機関において、税務専門家の業務のあり方や規制についての議論が交わされている。

また、AOTCA、CFE 及び西アフリカ租税連合（West Africa Union of Tax Institutes, WAUTI）ⁱⁱが組織する「タックスアドバイザーの協力によるグローバル・フォーラム会議」において、課題ごとの共同検討作業が連携して円滑に行われるよう、各団体において税制を扱う機関と専門業務を扱う機関を特定することが提言された。このような背景を踏まえ、AOTCA においても税務専門家の業務に関する事項を取り扱う機関を設置し、課題の検討、意見集約及び発信を効率的に行える体制を整えることとなり、新たに専門業務委員会（Professional Affairs Committee）が設けられた。当委員会の所掌は、税務専門家の業務に関する事項についての調査・研究及び意見書の作成となっている。

さらに、AOTCA の運営において、新たに財務担当役員（Treasurer）を導入した。これまで、AOTCA の総務面及び経理面などの事務処理については事務総長が統括していたが、外部関係団体との連携や調整、煩雑化する庶務を整理することを目的として、財務を専担する役員ポストを新設したものである。この財務担当役員は、AOTCA の資金及び財産の管理、会計、その他財務に関する事項を掌理し、役員会に出席し、定期的に AOTCA の予算執行状況及び財務に関する重要事項を報告することを職務としている。

3. 他の国際組織との連携強化

加盟団体が拡大し組織基盤が安定するのに伴い、AOTCA の認知度はアジア・オセアニア地域に止まらず国際的にも高まってきた。このような中で、歴代役員尽力により、他の税務関係国際組織との交流が進み、連携が強化されてきた。以下にその概要を記載する。

ⁱⁱ WAUTI(West African Union of Tax Institutes, 西アフリカ租税連合):2011年、ガーナ勅許租税協会(Chartered Institute of Taxation, Ghana)、ナイジェリア勅許租税協会(Chartered Institute of Taxation of Nigeria) 及び西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States, ECOWAS)に加盟している国々の税務当局が中心となり設立された。現在、西アフリカ諸国の10カ国の団体が加盟。本部はナイジェリア。

(1) CFE (ヨーロッパ税務連合) との連携

CFE は AOTCA 設立のモデルとなった国際組織であり、長年にわたり相互の交流を進めており、それぞれの定例会議、カンファレンス、フォーラム等の行事への代表者の出席、スピーカーの派遣等が定例的に行われている。

2009 年から取り組んでいる共同プロジェクト「モデル納税者憲章」は、アンケート調査、追加調査を経て、最終報告書の出版へと実を結んでいる。

また、AOTCA 専門委員会と CFE 租税委員会は、2015 年から、OECD の BEPS 行動計画について検討を行い、共同意見書を取りまとめ、順次 OECD に提出している。

(2) モデル納税者憲章プロジェクトにおける CFE、STEP との連携



写真 1-1 2016 年発行の
最終報告書

AOTCA、CFE 及び信託・不動産管理者協会 (STEP) ⁱⁱⁱ の 3 団体は、2009 年からモデル納税者憲章に関する共同プロジェクトを開始した。

このプロジェクトは、世界各国における納税者憲章の特質を把握することを目的としており、AOTCA、CFE 及び STEP に属する税務専門家団体を対象として 18 分野 164 項目のアンケート調査が行われた。対象国を追加した調査が終了し、最終報告書が作成され、2015 年 11 月 13 日に電子版報告書が発表され、また 2016 年には同報告書を出版した。

なお、AOTCA、CFE、STEP を構成する各国の税務専門家の総数は 50 万人を超えると言われている。

(3) タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム

これまで、税務に関しては、専門職業が制度化されていない国が多く、弁護士や公認会計士のように、国際法曹協会 (International Bar Association) や国際会計士連盟 (International Federation of Accountants) といった世界規模の組織は存在していなかった。

アジア・オセアニア地域以外の税務専門家団体と初めて取り組んだ、モデル納税者憲章共同プロジェクトを通して、AOTCA と CFE との協力関係が強固なものとなる中で、税務専門家の世界的なネットワークを構築しようとの動きから、CFE の提案により、AOTCA、CFE 及び WAUTI による三者協議を行い、税務専門家のグローバルな組織の構築に向けた検討促進を趣旨とする「サントペテルブルグ宣言」の署名を経て、2014 年 10 月 24 日、台北市において、「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」が正式に発足した。

2015 年 3 月 27 日、ブリュッセルにて最初のタックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム会議が開催され、BEPS 行動計画の検討及び共同意見書のとりまとめに向けて協議を行った。翌 2016 年には、AOTCA、CFE、また前年から参加することとなった WAUTI の関係役員

ⁱⁱⁱ STEP (Society of Trust and Estate Practitioners、信託・不動産管理者協会): 信託、遺産相続等の分野を扱う実務専門家のための組織が中心となる国際組織で、本部はロンドンにある。世界 95 カ国・地域に 2 万人を超える会員を擁し、会員には弁護士、会計士、信託専門家、税務のスペシャリスト、銀行家、ファイナンシャル・アドバイザー等が含まれる。

の出席の下、BEPS 行動計画の実施状況、今後の検討課題について意見交換が行われた。

(4) SGATAR との連携

アジア・オセアニア地域の税務行政当局の長官による国際組織であるアジア税務長官会合 (Study Group on Asian Tax Administration and Research, SGATAR) は、年 1 回加盟国が持ち回りでホスト国を務め、定期会合を開催している。SGATAR の会議に参加できるのは加盟国 17 カ国・地域の税務行政当局の長官及び関係者のみで、その他準加盟国及び一部の税務行政に関連する国際組織がオブザーバーとして参加が認められている。

AOTCA は、2005 年頃より役員または開催国の加盟団体代表者を SGATAR のオブザーバーとして派遣している。

2015 年には、シンガポールで第 45 回会合が、①中小企業のコンプライアンス向上、②課税庁における納税者対応の効率、効果の向上、③国別報告の実施及び活用をテーマとして開催され、2016 年には、ニュージーランド・ウェリントンで第 46 回会合が、①移転価格税制、②「共通報告基準」の実施、③中小企業における税務サービス提供者の役割の変化をテーマとして開催された。第 45 回会合にはトーマス・リー名誉顧問が、第 46 回会合にはギル・レビー名誉顧問がそれぞれ AOTCA を代表して参加し、SGATAR 加盟国の税務行政当局関係者との情報交換、連携の強化に努めた。

SGATAR のオブザーバーは、AOTCA のほか、OECD、アジア開発銀行 (Asian Development Bank, ADB)、世界銀行グループ、米州税務長官会議 (Inter-American Center of Tax Administrations, CIAT)^{iv}、IBFD (International Bureau of Fiscal Documentation, 国際税務情報センター(仮称))^v、国際通貨基金 (IMF) 等である。

4. AOTCA大阪会議

AOTCA は、2013 年ハノイ会議にて 2015 年の定例会議のホスト団体を日税連に決定し、2015 年 10 月 14 日から 16 日にかけて、大阪市のリーガロイヤルホテル大阪及びグランキューブ大阪 (大阪国際会議場) にて、定時総会、役員会、監事会、専門委員会及びインターナショナル・タックス・カンファレンス (AOTCA 大阪会議) を開催した。

日税連では、大阪会議のホスト団体を務めるに当たり、2014 年 12 月に国際部内に 2 つのワーキンググループ (WG) を設置した。第 1WG は、タックス・カンファレンスの企画・運営等に関する事項を、第 2WG は、社交行事 (ディナーパーティー及びエクスカージョン) の企画・運営等に関する事項をそれぞれ担当し、2015 年 2 月に決定した会議運営代理店の担当者を交えて、4 月以降毎月 1 回のペースで会合を開催し検討を重ねた。

大阪会議には、14 カ国・地域の税務専門家等 587 名が出席し、うち日本からは日税連役員・国際部及び国際税務情報研究会委員のほか税理士会員等 300 名が参加した。日本における開催は 2002 年の京都会議以来であり、その規模は 5 年に一度程度の割合で開催されてきた国際コンベ

iv CIAT (Inter-American Center of Tax Administrations, 米州税務長官会議): 1967 年に設立されたアメリカ大陸を中心とした税務行政当局の国際組織。アメリカ、カナダをはじめ北米・中南米諸国 31 カ国、ヨーロッパ地域の 5 カ国、アフリカ地域の 2 カ国、アジア 1 カ国、計 39 カ国が参加している。

v IBFD (International Bureau of Fiscal Documentation, 国際税務情報センター(仮称)): 1938 年設立。国際税務・税法等に関する質の高い情報提供を目的とする研修・研究機関。CFE の関連機関。本拠地はアムステルダムにある。

ンションの規模を大きく上回るものとなった。

同会議のハイライトとして、BEPS（税源浸食と利益移転）問題に取り組んでいる OECD（経済協力開発機構）の租税委員会議長である浅川雅嗣氏（財務省財務官）による特別講演及び同問題についてのギィ・ジェスト氏（パリ第二大学教授）による特別講演を行った。また、税務専門家による租税教育への取組みについてのセッションでは、富村将之日税連租税教育推進部長がプレゼンターとして参加した。

表 1-5 AOTCA 大阪会議国際ナショナル・タックス・カンファレンスプログラム (敬称略)

2015.10.15 (木)
開会挨拶 AOTCA 会長 池田隼啓 / 日税連会長 神津信一 / 国税庁審議官 貝塚正彰 / 関経連副会長 沖原隆宗
基調講演 「変貌する世界経済と税務行政の課題」 前国税庁長官 林 信光
特別講演 「BEPS 行動計画と租税条約」 パリ第二大学教授 ギィ・ジェスト 東京大学大学院教授 中里 実(モデレーター)
プレゼンテーション 「モデル納税者憲章最終報告」 AOTCA D・ラッセル / STEP M・カデスキー
日税研主催プレゼンテーション
1 「ルール・オブ・ローと日本の租税法」 東京大学名誉教授 金子 宏
2 「日本の国際課税～BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか」 東京大学大学院教授 中里 実 神戸大学大学院教授 淵 圭吾(セッションモデレーター)
2015.10.16(金)
パネル・セッション 「税務専門家による租税教育への取組み」 インドネシア税理士会 スリヨハディ・ジュリアント / 日税連 富村将之 / 韓国税務士会 コ・ジュンホ / ベトナム税理士会 フォン・ヴァー / 日税連国際部 松岡宣明(セッションモデレーター)
パネル・セッション
1 「BEPS 行動計画への対応～自国政府における対応、企業の見解」 中国注册税務師協会 ソン・ウェイ / シンガポール税理士会 ラサ・マシュー 香港税務学会 ジェレミー・チョイ / 香港会計師公会 アンソニー・タム
2 「BEPS 行動計画～AOTCA の取組み」 AOTCA 専門委員長ギル・レビー / 同副委員長 ケン・シュゴット 同副委員長 トーマス・リー(セッションモデレーター)
特別講演 「OECD の BEPS プロジェクト」 OECD 租税委員会議長(財務省財務官) 浅川 雅嗣

5. AOTCA 香港会議

2016 年 AOTCA 香港会議は、香港税務学会 (TIHK) がホスト団体を務め、10 月 5 日から 8 日にかけて、香港の香港コンベンション&エキシビションセンターで開催された。香港会議には、加盟団体及び地元関係者約 400 名が出席し、日本からは正副会長及び国際部構成員等約 40 名が参加した。

5 日の午後、AOTCA 関係役員が出席する役員会が行われ、翌 6 日の午前中には、AOTCA 加

盟団体の代表者が出席する定時総会が開催され、2017年事業計画及び予算等の審議のほか、財務担当役員の新設や専門業務委員会の設置に伴う規約の改正、役員改選等が行われた。その結果、AOTCA 会長には引き続き池田隼啓日税連顧問が選任されたほか、新設の財務担当役員には松岡宣明国際部副部長が選任された。

6日午後から8日にかけて開催されたインターナショナルタックス・カンファレンスでは、日税連国際税務情報研究会の川田剛会長代理が「各国の BEPS 対応」と題するセッションにて、行動計画 6（租税条約濫用の防止）、8-10 及び 13（移転価格税制）における日本の対応について説明した。

カンファレンス終了後のガラ・ディナーでは、伝統のアクロバット雑技が行われ、また各国の歌や踊りのパフォーマンスが披露され、会場を盛り上げた。

II 諸外国の税務専門家団体との継続的な交流

1. 日税連の友好協定締結状況

日税連では、2017年4月現在までに諸外国の15団体と友好協定を締結し、相互理解の促進と協力関係の維持に努めている（表1-6）。

表 1-6 日税連の友好協定締結状況 (*は当時の団体名)

年 月	場 所	締結団体	備考	
1989	9	東 京	ドイツ連邦税理士会	
1991	4	大 阪	韓国税務士会	
1992	11	東 京	パキスタン税法協会	AOTCA 設立総会にて締結
〃	〃	〃	オーストラリア会計士会*	〃
〃	〃	〃	香港会計師公会	〃
〃	〃	〃	オーストラリア勅許会計士会	〃
〃	〃	〃	マレーシア租税協会*	〃
〃	〃	〃	中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会 ^{vi}	〃
〃	〃	〃	フィリピン税務協会	〃
〃	〃	〃	オーストラリア租税協会	〃
1994	5	ウィーン	オーストリア経済受託士会	
2004	10	北 京	中国注冊税務師協会	
2009	7	東 京	モンゴル税理士会	
2010	11	シドニー	ベトナム税理士会	
2017	4	インドネシア・バリ	インドネシア税理士会	

^{vi} 2017年4月現在の名称。旧名称は「中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会」。

上記の友好関係団体の中でも、特にドイツ連邦税理士会と韓国税務士会との交流は特筆すべきであろう。欧米を中心に多くの国々では弁護士及び公認会計士が税務業務を担う専門家として位置付けられている中で、ドイツの税理士制度及び韓国の税務士制度はわが国と同様に長い歴史を重ね社会に定着している。このような背景もあり、懇談会の開催や、特定のテーマに関する意見交換会を行う等、両会との交流を進めている。

2. 韓国税務士会との交流

日税連と韓国税務士会は1997年より毎年1回、両会が交互に主催する形で定期懇談会を開催し、双方が直面する課題を中心に情報の共有及び意見交換を行っている。

2016年2月に、ソウルの韓国税務士会館で開催された第19回定期懇談会は、神津日税連会長と白雲瓚（ペク・ウンチャン）韓国税務士会会長の初顔合わせの会合となり、税務専門家制度の先駆者たる両会の連携の下、広くアジア諸国に税務専門家制度の重要性を発信し、制度の更なる発展に寄与することを申し合わせた。

懇談では、韓国税務士会より、韓国の納税者番号制度の概要、日本でマイナンバー制度が導入されるにあたっての留意点等を中心に説明を受け、意見交換を行った。

詳細は、税理士界第1338号（平成28年3月）に会務報告として掲載した。

翌2017年2月に、第20回という節目を迎えた定期懇談会が東京で開催された。懇談では、韓国税務士会より、電子インボイスを利用した付加価値税のデータ送信・申告、税務調査事例と税務士の具体的業務や韓国税務研修院の活動等について説明があった。日税連からは、税理士会の公益活動、弁護士の税理士登録状況等について説明した。これを受けて韓国税務士会から、弁護士への自動資格付与を見直す改正法案が国会で審議中である旨報告があり、日本における弁護士の自動資格付与制度、通知弁護士制度についても詳細に説明した。

なお、これまでの懇談会のテーマ等は資料編に掲載している。



写真 1-2 韓国税務士会館にて 神津会長(前列中央右)と白雲瓚会長(2016年)



写真 1-3 日税連会館にて

3. ドイツ連邦税理士会との交流とドイツ・スイスへの視察訪問



写真 1-4 神津会長(左)とリードリンガー会長(右)

日税連が諸外国の税務専門家団体と最初に友好協定を締結したのは、1989年のドイツ連邦税理士会である。以降、定期的な会合は設けていないが、それぞれの職業法の改正時等の時機を捉えて懇談会等を行っている。

2016年7月、日税連は、ドイツ連邦税理士会のラウル・リードリンガー会長等役員の見学を受け、神津会長他関係役員が出

席し、主として両国の税理士の将来像について意見交換を行った。

また、2016年8月28日から9月3日にかけて、神津会長他関係役員が、付加価値税における複数税率やインボイス制度に関する視察を目的にドイツ・スイスを訪問した。ドイツでは、ドイツ連邦税理士会、ベルリン第4法人税務署、ドイツ連邦財務省、DATEVベルリン支社、大手会計監査法人のBDOベルリン事務所等を訪問し、スイスではスイス連邦財務省、大手会計事務所KPMGベルン支社を訪問した。

なお、この時の平成28年欧州視察報告書は日税連のホームページに掲載している。



写真 1-5 ドイツ連邦税理士会での懇談会

ところで、ドイツ連邦税理士会ホームページの「国際交流・連携」(Internationale Zusammenarbeit)^{vii}には、ヨーロッパ諸国と国際組織との連携・交流のほか日本との交流が掲載されている。当該ページには、「日本の税理士法はドイツ税理士法^{viii}と非常に類似していることから、ドイツ連邦税理士会と日税連とは長年にわたり交流がある。1989年に友好協定を締結し、両国の専門職業の更なる発展と両会の相互理解、情報交換を行うことに合意した」と紹介している。

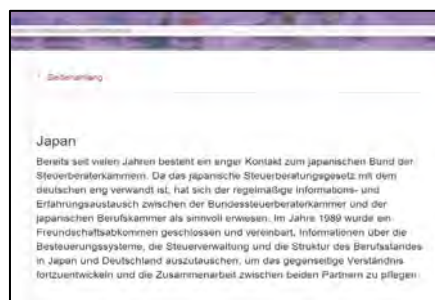


写真 1-6 ドイツ連邦税理士会 HP の日本に関する記述ページ

Ⅲ アジア諸国における税理士制度の導入・発展のための活動

税務専門家制度が法的に整備されている国は、日本、ドイツ、韓国、中国等まだ少ないのが現状である。日税連は、70年を超える税理士制度の歴史を有するパイオニア的存在として、税務専門家制度の導入・発展に向けた支援を国際関係事業の重要課題の一つに位置付けている。2015年度及び2016年度は、特にインドネシア及びモンゴル国との交流を進めた。以下、その活動を紹介する。

^{vii} <http://www.bstbk.de/de/bstbk/internationalezusammenarbeit/>

^{viii} ドイツ税理士法(職業法)は、正確には Steuerberatungsgesetz であり、直訳すると「税務相談業務法」(または「税理士業務法」となる。しかし、同法はわが国においては「ドイツ税理士法」の呼称が定着していることから、本報告書においても、当該呼称を使用する。

1. インドネシア国税総局の来訪とインドネシア税理士会との友好協定締結^{ix}

(1) インドネシア国税総局幹部の来訪

日税連は、2016年3月から2017年3月にかけて、インドネシア国税総局より、4度にわたる訪問を受けた（来訪実績：表1-7）。これは、国税庁及びJICAとの連携の下、インドネシアにおける税務専門家に関する職業法の制定を見据えて、国税総局の幹部に日本の税理士制度と税務行政に関する理解を深めてもらうことを目的としたものである。このため、第4回目の表敬訪問を除き、毎回日本の税理士制度について説明を行うとともに、国税総局幹部からの様々な質問に対して詳細な説明を行った。また、第2回目の訪問団は沖縄税理士会を、第3回目の訪問団は北陸税理士会をそれぞれ訪れ、地方の税理士会における活動についても理解を深めた。

表1-7 インドネシア国税総局来訪実績

第1回	2016年3月17日
インドネシア来訪者	国税総局ジョン国際局長等12名、JICA2名、計14名
対応役員	神津会長、友利副会長、長谷部国際部長、田尻・松岡副部長、瀧谷委員、伏見国際税務情報研究会委員
第2回	2016年4月22日
インドネシア来訪者	国税総局アルファン官房長、イマム局長等16名、JICA3名、計19名
対応役員	神津会長、友利副会長、和田専務理事、田尻・松岡国際部副部長、伏見国際税務情報研究会委員
第3回	2017年1月27日
インドネシア来訪者	国税総局アルファン官房長、ヘスツ局長等10名、JICA3名、計13名
対応役員	友利副会長、長谷部国際部長、田尻・松岡副部長、小倉委員、伏見国際税務情報研究会委員
第4回	2017年3月24日 *会長表敬訪問
インドネシア来訪者	国税総局ジョン国際局長ほか、計5名
対応役員	神津会長、友利副会長、伏見国際税務情報研究会委員

(2) インドネシア税理士会との交流経緯

1965年に設立されたインドネシア税理士会（IKPI）と日税連との交流は、インドネシア税理士会がAOTCAに加盟した2001年に始まり、以来、主にAOTCA会議の場を中心に交流を重ねた。また、2012年11月には当時のインドネシア税理士会のオヨン会長他関係役員が税理士制度70周年記念式典に出席するために来日し、懇談を行った。その際、同会長より、インドネシアでは、既に税務専門家制度が存在するが、財務大臣規則に基づく制度であり、職業法の成立には至っておらず、同国における職業法の成立を見据えた税理士制度の定着と着実な発展が強く求められている旨説明があった。

その後、2016年10月のAOTCA香港会議の開催時に、日税連と同国税理士会役員及び国税総

^{ix} 2017年4月に行われたインドネシア税理士会との友好協定締結は、対象期間外であるが、本報告書の作成までに行われた重要な交流事業であることから、本報告書に記載している。

局幹部による懇談が行われ、今後、友好協定を締結し両会の交流を促進するとともにインドネシアにおける職業法の成立に向けて支援・協力することを申し合わせた。

(3) インドネシアと日本の税理士に関する合同カンファレンス開催

AOTCA 香港会議での懇談の折、両会は、友好協定締結と併せて、両国の税務専門家制度に関する知識・理解を深めるためにカンファレンスを開催することに同意した。これを受けて、2017年4月13日、ジャカルタ市のインドネシア税理士会館において、インドネシアと日本の税理士制度に関する両会による合同カンファレンスが開催された。プログラムは表1-8のとおりである。当日は、インドネシア税理士会の役員・会員等約100名が参加した。



写真 1-7 カンファレンスで講演する神津会長

表 1-8 インドネシアと日本の税理士に関する合同カンファレンス・プログラム

時間	プログラム	
10:30	開会挨拶	インドネシア国税総局・ヘスツ指導サービス広報局長
10:40	日本の税理士制度の概要	日税連・長谷部光哉国際部長
11:20	日本の税理士制度の歴史	日税連・神津信一会長
13:00	日本の税務行政と税理士制度	日税連・伏見俊行国際税務情報研究会委員
13:40	インドネシアの税務専門家制度	インドネシア国税総局・オディン組織管理課長
14:00	インドネシアの税務専門家制度	インドネシア税理士会・ルストン国際部長
14:50	質疑応答	
16:00	閉会	



写真 1-8 国税総局幹部と

なお、セミナー開催に先立ち、神津会長他関係役員は、インドネシア国税総局を表敬訪問し、アルファン官房長他国税総局の幹部と懇談した。

(4) インドネシア税理士会との友好協定締結

合同カンファレンス開催の翌4月14日、場所をジャカルタからバリ島に移し、イナ・グラント・バリ・ビーチホテルにて日税連とインドネシア税理士会との友好協定締結式が行われた。インドネシアでは重要なセレモニー行事は、国民が誇る美しい自然を持つバリ島で開催されることが多くなっている。

当日は、日税連より神津会長、友利副会長、和田専務理事、長谷部国際部長、松岡副部長、小倉委員、伏見国際税務情報研究会委員の7名が、また、インドネシア税理士会よりスバキル会長、ノノ最高顧問、ルストン国際部長、クリマントロ事務総長、ヌルヤディ広報部長等のほかバリ支部の役員・会員10名が、さらに、同国国税総局よりアルファン官房長、オディン組織課長、ネッティ広報課長等が出席した。

友好協定締結式では、神津会長及びスバキル会長から、両会の更なる交流促進とインドネシアにおける税務専門家に関する職業法の制定に向けた協力関係の構築についての抱負が述べられた後、友好協定書への署名・交換が行われた。



写真 1-9 締結式での神津会長（左）とスバキル会長



写真 1-10 両会長が署名した友好協定書



写真 1-11 締結式を終えて インドネシア国税総局及び同国税理士会と

2. 駐日モンゴル国大使館参事官による講演会とモンゴル税理士会との合同タックス・カンファレンスの開催

日税連では、2009年にモンゴル税理士会と締結した友好協定に基づき、税務専門職業法の導入に向けてのシンポジウムや研修会開催等を通じて税務専門家制度の確立、発展のための支援を行ってきた。

このような支援活動が実を結び、2012年12月27日に「モンゴル国税務相談業務に関する法律」が成立し、同国において税務専門職業制度が誕生した。

その後も両会の交流は続き、2013年3月には、同国の国会議員及び税理士会役員が来訪し、関係法令の整備に係る研修を行い、次いで同年7月9日から12日、当時の池田日税連会長他関係役員がモンゴル税理士会の招聘に応じてモンゴル・ウランバートルを訪問し、交流を深めた。

(1) 駐日モンゴル国大使館参事官による講演会の開催

2016年9月5日、後述の合同タックス・カンファレンスを開催するに当たり、その事前準備の一環として駐日モンゴル国大使館のダワージャルガル参事官を招き、モンゴル国の概要についての講演会を開催し、神津会長及び国際部構成員等が出席した。当日、ダワージャルガル参事官からは、モンゴル国の政治、経済から産業、国民に関する事項まで多岐にわたる項目について流暢な日本語で説明があり、また、講演終了後には出席者からの質問に対して詳細な説明があった。



写真 1-12 説明するダワージャルガル参事官 (左)

(2) 合同タックス・カンファレンスの開催

2016年9月20日、モンゴル・ウランバートル市のケンピンスキーホテルにて、日税連、千葉県税理士会、モンゴル税理士会の3会による合同タックス・カンファレンスが開催された。このカンファレンスでは4つのセッションが行われ、両国における比較研究として税務専門家制度と付加価値税（消費税）の2テーマに加え、モンゴル税理士会からの要請に応じて日本の土地使用に関する規制・税制について、一方、モンゴル税理士会からは、2016年6月に発効した日・モンゴル経済連携協定における効果をテーマに、計6名のスピーカーがプレゼンテーションを行った。なお、当該カンファレンスのプログラムは表 1-9のとおりである。



写真 1-13 会場を埋め尽くすモンゴル税理士会の参加者

表 1-9 合同タックス・カンファレンスプログラム

開会挨拶	モンゴル税理士会・Y.ミシグルンデン前会長／日本税理士会連合会・神津信一会長／ 千葉県税理士会・高田住男会長／モンゴル国税庁・B.ザヤバル副長官／在モンゴル日本 国大使館・町田秀明一等書記官
セッション 1 - 日本とモンゴルにおける税務専門家制度の比較	日税連・長谷川博制度部長／モンゴル税理士会・G.アルタンザヤ会長
セッション 2 - 日本とモンゴルにおける付加価値税の比較及びその課題	千葉県税理士会・茂木浩総務部長／フレグ・コンサルティング有限会社・O.ツォグト氏
セッション 3 - 日本の土地使用に関する規制—評価、課税、財務会計、税務会計	日税連・長谷部光哉国際部長
セッション 4 - 日本・モンゴル経済連携協定締結の主な目的とその効果	モンゴル国立大学経営学部・N.オトゴンツァガーン教授

当日は、現地テレビ局 2 社が取材のため会場を訪れるなど、本カンファレンスへの関心の高さが窺われた。

また、カンファレンス終了後には、同国の国会議員を表敬訪問したほか、モンゴル国国税庁を訪問し、ザヤバル副長官より国税庁の組織、取組み、税理士会との関係等について説明を受けた。



写真 1-14 現地 TV 局より取材を受ける神津会長

IV 国税庁・税務大学校等との連携

1. 国税庁・税務大学校等からの出講要請への対応

日税連では、海外からの研修生の来訪を日本の税理士制度の普及・理解を進めるうえで重要な機会ととらえ、積極的に受け入れている。

毎年、国税庁・税務大学校等を介して諸外国の税務当局職員の来訪を受け、日本の税理士制度について講義を行っている。講師は国際部委員が務め、講義は原則として英語で行われる。定例化した出講は次の 4 件である。

(1) 中央アジア・コーカサス夏期セミナー

財務省・財務総合政策研究所が、市場経済移行国に対する支援の一環として主催するセミナーとして、中央アジア・コーカサス地域各国の財務省等の若手幹部候補生を対象に、財政・金融等に関して専門家による講義や指導等を行っている。2006年より毎年夏に約1ヵ月間開催され、日税連では2012年から出講要請を受けるようになった。同セミナーは、20名程度の研修生を対象に財務省で行われ、研修生からは様々な質問が多く出され、毎回盛況な講義となっている。

(2) 国際税務行政セミナー (ISTAX) 一般コース

国際税務行政セミナー (International Seminar on Taxation, ISTAX) は、独立行政法人国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency, JICA) の枠組みの下、国税庁・税務大学校が開発途上国の税務職員を対象に JICA と共同で実施している研修で、主に日本の税制・税務行政全般について講義等を行っている。ISTAX には、開発途上国の税務当局の中堅職員 (原則実務経験5年以上、40歳未満) を対象とした「一般コース」と幹部職員 (主に本庁課長・局部長クラス) を対象とした「上級コース」がある。

一般コース (研修期間約2ヵ月) は1968年から実施されており、日税連では、一般コースの研修生を20年程前から受け入れるなど、まだ国際交流事業が盛んでない頃から実施されている交流事業の一つである。

(3) 国際税務行政セミナー (ISTAX) 上級コース

上級コース (研修期間約3週間) は、1974年より実施されており、日税連では、2013年から上級コースの研修生を受け入れている。

(4) 国税庁実務研修

国税庁実務研修は、日本の税制・税務行政に関する専門的知識・技術を移転することにより各国における税務行政の改善に資することを目的に、税務大学校が日本の大学院に留学している海外の税務職員を対象に1996年より毎年実施している研修である。日税連では、約10年程前から本研修生を受け入れている。



写真 1-15 セミナーの様様

講義の内容は、①パワーポイント資料を使用した税理士制度に関する説明、②DVD「税理士の仕事」の視聴、③質疑応答である。

上記4つのセミナーの2015年度及び2016年度の事績は表1-10のとおりである。

表 1-10 出講セミナー事績

セミナー名（主催）	実施日	講師	参加研修生数
中央アジア・コーカサス夏期セミナー （財務省財務総合政策研究所）	2015年8月7日	松岡宣明副部長	20名
	2016年8月9日	〃	22名
ISTAX 一般コース （税務大学校・JICA）	2015年9月18日	中西良彦委員	20名
	2016年9月12日	瀬山美恵委員	22名
ISTAX 上級コース （税務大学校・JICA）	2015年11月30日	瀧谷和隆委員	9名
	2016年11月9日	〃	10名
国税庁実務研修（税務大学校）	2016年1月25日	瀬山美恵委員	15名
	2017年1月16日	丸岡美穂委員	15名

2. 国税庁による国際協力・支援事業に関する講演会の開催

日税連を訪れる海外研修生の多くは国税庁（税務大学校）を通じたものであり、日税連は国税庁等と連携して国際関係事業を推進してきたとも言える。そこで、国際部では、2016年3月17日、国税庁の貝塚正彰審議官を講師に迎え「国税庁における国際交流支援事業（開発途上国に対する技術協力）」をテーマに講演会を開催し、神津会長はじめ国際部構成員が出席した。

この講演会は、日税連及び各税理士会の国際関係事業の更なる推進に資するため、国が行う国際交流事業の全体像や新たな動きなどについての情報を得ることを目的に実施したもので、前回2014年12月18日に行われた国税庁国際業務課長及び税務大学校研究部国際支援室長による講演に引き続き、2回目となる。

講演の中で貝塚審議官は、アジアを中心とした開発途上国の税務当局やOECD、アジア開発銀行などの国際機関への職員等の派遣をはじめ、前述の日税連が協力している開発途上国の税務職員の研修受け入れの実施など、国税庁の取組みについて説明した。また、独立した公正な立場において納税者の信頼に応える税理士等の税務専門家は、税務の適正で効率的な遂行に重要な存在であると指摘した上で、期待される役割として、アグレッシブタックスプランニングに係る説明責任の遂行、各国の中小企業に係る税務行政コストの抑制を支援すること等を掲げた。

日税連では、国税庁の活動に引き続き協力し、多くの国々で税務専門家制度が導入され発展するよう努めていくこととしている。

V 国際税務情報研究会の活動

1. 国際税務情報研究会

国際税務情報研究会（以下「研究会」）は、諸外国における税理士制度の導入・普及の促進、税務関係機関及び諸団体との交流事業の推進、税務情報の収集等の施策について調査研究を行うことを目的に、日税連の付設機関として、2013年7月25日に設置された。構成員は諸外国の税務

に関する情報及び学識を有し、国際交流に精通している有識者及び税理士とされ、東京大学大学院教授の中里実会長の下、現在、中里会長を含め 4 名の学識者と 10 名の税理士により構成されている。

研究会の委員は諸外国の税務専門家団体との交流においても大きく活躍している。例えば、毎年日本・韓国交互に開催される日韓定期懇談会では、呉委員が税務専門家の立場から翻訳資料の校閲等を行い、当日は通訳を介した懇談内容を確認する等オブザーバー的役割を務めている。さらに、2017 年 4 月に行われたインドネシアでのカンファレンス及びインドネシア税理士会との友好協定締結においては、同国駐在の経験を持つ伏見委員がコーディネーター役を務めた。

また、AOTCA においては、役員・委員の輩出による協会運営への参画はもとより、毎年加盟国において開催される AOTCA 総会への出席のほか、総会と併せて開催されるインターナショナル・タックス・カンファレンスでのセッションスピーカーにも協力している。2015 年の AOTCA 大阪会議では中里会長が、2016 年の AOTCA 香港会議では川田会長代理がスピーカーを務めている。その内容については、資料編に AOTCA 大阪会議及び AOTCA 香港会議のレポートとして掲載している。

2. 国際部との連携

同研究会の構成員には、国際部より担当副会長、専務理事、部長の他 3 名の委員が含まれ、国際部との連携を密にする体制が構築されている。

2015 年 6 月には、同研究会の専門委員会（友利専門委員長）を中心に、AOTCA 加盟団体に対して税務専門家に関するアンケート調査を実施した。専門委員会では、議論を重ねて、練り上げた約 90 項目に及ぶ質問票を作成し、12 月末日を期限として正規加盟団体 19 団体のうち日本を含む 10 団体より回答を得た。アンケートの回答は同研究会にて整理・分析を行い、報告書として取りまとめている。なお、当該報告書は資料編に掲載している。

VI 積極的な情報発信への取組み

1. 『税理士界』への寄稿

日税連国際部では、今期、部長執筆による会務報告を以下のとおり会報「税理士界」に掲載するなど、国際部の活動及び諸外国の税務専門家制度等についての紹介に努めた。

「韓国税務士会との定期懇談会の報告」（2016 年 3 月号）

「モンゴル税理士会との合同カンファレンスの開催について」（2016 年 11 月号）

「インドネシア税理士会との友好協定締結と合同カンファレンスについて」（2017 年 6 月号予定）

また、ドイツ・スイスの視察結果についても以下のとおり会報「税理士界」に掲載するとともに、平成 28 年欧州視察報告書の全文を日税連ホームページに掲載した。

「ドイツ・スイス調査報告書」 中里実国際税務情報研究会会長（2016 年 10 月号）

「欧州税制視察報告書」 石丸修太郎副会長（2016 年 11 月号）

2. 第5次税理士法改正を反映した『英訳税理士法（改訂版）』の刊行

日本の法令の英訳については、内閣官房の「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」にて基盤整備が行われており、随時「日本法令外国語訳データベースシステム」^xに公開している。しかしながら、税理士法の翻訳整備はいまだ行われていない。

このような状況の中、諸外国の税務専門家や税務職員等から英訳税理士法の要請が高まってきたことを受けて、当時の国際委員会では税理士法の英訳整備の検討を進め、2013年3月、『英訳税理士法（Certified Public Tax Accountant Act / Zeirishi Act）』を刊行した。その後、2014年3月に成立した第5次税理士法改正を受けて、改正条文の英訳について検討を進め、2016年4月に改訂版を刊行した。

本書は、海外で行われるセミナーや国税庁等が実施する各種セミナーや実務研修等での配付資料として使用するなど、諸外国の研修生等にとって有益な資料となっている。

なお、英訳税理士法^{xii}は、日税連ホームページに掲載している。

3. 税理士制度紹介ツールの充実

前章で紹介したように、国際部では、諸外国の税務職員、税務専門家団体関係者に税理士制度を紹介する機会が増えたことに伴い、税理士制度を紹介する様々な英語ツールの充実化に向けて検討を進めてきた。

その代表的なものが外国語版ホームページの作成である。日税連の外国語ホームページは、2009年6月に英語版^{xii}を、2012年8月に中国語版^{xiii}を開設した。その中では、申告納税制度の意義、税理士制度、日税連の活動等の紹介や日本の税制の概要などを掲載しているほか、特に英語版のページには日本語版ニュースリリースの一部を英訳して掲載している。



写真 1-16 日税連・英語HP



写真 1-17 日税連・中国語HP

その他、日税連を紹介する英文パンフレットを7年ぶりに作成し、セミナーの配付資料として活用しているほか、各種プレゼンテーション資料の内容をさらに充実させるなど、海外の研修生等の多様なニーズに対応している。

^x <http://www.japaneselawtranslation.go.jp/> 本データベースによると、「税理士」及び「税理士法人」の英訳としてそれぞれ certified public tax accountant、tax accountancy corporation が掲載されている。

^{xi} http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/interchange/Zeirishi_Act.pdf

^{xii} <http://www.nichizeiren.or.jp/eng/index.htm>

4. 日税連税法データベース（TAINS）「国際税務情報」サイトへの情報提供

一般社団法人日税連税法データベースが運営管理する TAINS のホームページ刷新を機に、2015 年 12 月に同ホームページ内に新たに「国際税務情報」サイトが開設された。国際部では、同サイトの運営について TAINS 役員との定期的な意見交換を重ねながら、税理士会員の業務の国際化に資するために国際税務情報等を提供している。

現在、同サイトは、①国際税務トピックス、②租税条約、③アジア諸国の税法（抜粋）、④AOTCA（アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会）情報、⑤日税連・各税理士会国際税務関連情報の 5 つのトピックに区分され、2017 年 3 月末現在で 23 のコンテンツが掲載されている。



写真 1-18 TAINS のトップページに貼られた「国際税務情報」のバナー

5. 安全な海外視察訪問のための取組み

その他、今期の国際部の活動として、2016 年 11 月に「海外出張に関する安全ガイド」をとりまとめている。近年、本会役員・職員等が海外へ視察訪問する機会が増えていることに加え、海外においてテロ事件・災害事故等が多発している。そのような中、当部では、渡航先で想定される様々なリスクに備え、事前の準備から滞在中の安全確保及び注意喚起を促すためのガイドラインを策定した。

第Ⅱ部

2015-2016 年度

税理士会の国際関係事業への取組み

I 税理士会の国際関係事業の概況に関するアンケート調査について

本報告書では、これまで、日税連の国際関係事業のみならず、各税理士会が独自に企画・実施している事業の実態についても掲載している。これを受けて、国際部では、2016年12月、各会の交流事業についてアンケート調査を実施した。その結果、税理士会によって取組み方はそれぞれ異なるものの、様々な事業活動を推進していることが明らかになった。

なかでも、海外視察の企画・実施及び諸外国の税務専門家団体との協定に基づく交流はその代表的な事業活動といえよう。

対象国から見ると、税務専門家制度が確立されているドイツ、韓国が多くなっている。これは、我が国の制度との比較・研究が容易にでき、また共通する課題が見出し易いことがその背景にあると推測できる。

また、地元の外国人を対象とした税務に関するセミナーの開催等、地域への社会貢献の一環としての事業や、会員向けの国際税務に関するセミナーの開催や相談窓口の運営等、会員のニーズに応じた多様な事業を展開している。

上記アンケート調査結果の詳細については、資料編に掲載している。

II 税理士会の所掌機関・国際関係事業の状況

国際関係事業に特化した専門の分掌機関(部・委員会)を設置している税理士会は4会(東京、近畿、北海道、沖縄)で、既存の部・税務研究所が所掌又は小委員会を設置している税理士会が5会(東北、名古屋、北陸、中国、九州北部)、その他の6会では所掌する分掌機関が特定されていないかった。

以下、各会の交流事業の概況を紹介する。

<東京会>

東京会では、1997年6月に国際部(構成員14名)が設置され、国際交流事業を行っている。諸外国の税務専門家団体との友好協定については、ドイツ・ケルン税理士会(1980年)、中国注

冊税務師協会（1994年）、韓国・ソウル地方税務士会（1995年）、台湾中華工商税務協会（2013年）と、それぞれ協定を締結し交流を行っている。また、国際部では、ほぼ毎年、海外視察研修を企画・実施している。

1. シンガポールへの海外税制視察の実施

2015年12月17日から19日にかけて、関係役員及び国際部委員等がシンガポールを訪問し、協議会等を開催した。視察では、シンガポール内国歳入庁、シンガポール税理士会、現地法律事務所、税理士事務所等を訪問し、税制・税務行政及び税理士制度等について情報・意見交換を行うとともに、関係諸機関との友好関係を深めた。



写真 2-1 シンガポール税理士会にて



写真 2-2 シンガポール内国歳入庁前にて

2. 韓国・ソウル地方税務士会との定期交流

本会では、ソウル地方税務士会との友好協定に基づき定期的な交流を行っている。

2015年10月23日、24日、関係役員及び国際部委員等が協議会開催のため、ソウル市のソウル地方税務士会を訪問した。協議会では、ソウル地方税務士会から、①韓国における住民登録番号と納税者番号制度の現況等、②相続税及び贈与税における韓国の現況について説明を受け、意見交換を行った。

翌年の定期協議会は、2016年4月3日、ソウル地方税務士会の関係役員が来日し、日税連会館にて行われた。協議会では、本会から、日本における贈与税の課税類型及び財政支出に占める租税支出の割合について説明を行い、その後意見交換を行った。

また、同年9月23日、24日にかけて、ソウル地方税務士会の新役員の就任に伴い、本会関係役員が済州島を訪問し、意見交換会を開催するとともに親睦を深めた。

3. その他の交流・協議会

2016年4月22日、台湾中華工商税務協会との情報交換協定に基づき、同会が来会し、協議会を開催した。協議会では、日本の消費税の現状について説明し、意見交換を行った。

また、2016年7月21日には、東北税理士会・調査研究部国際関係小委員会との協議会を開催し、海外税制視察、ホームページを活用した国際部の活動のPR等について情報交換を行った。

4. 国際部レポート

国際部では、本会ホームページに「国際部レポート」ⁱサイトを設け、上記視察の報告、協議会の報告等を掲載し、会員に広く情報提供を行っている。

ⁱ http://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax_accountant/international/

＜東京地方会＞

東京地方会では、総務部及び制度部が中心となり国際交流事業を所掌している。韓国・中部地方税務士会とは1991年4月に、ドイツ・ハンブルク税理士会とは2000年8月にそれぞれ友好協定を結び、交流を行っている。また、友好協定の締結には至っていないが、2001年に発生した台湾大地震の見舞金を本会から贈呈したことを契機に、**中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会ⁱⁱ**との交流を行っている。

1. 中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会との交流

2015年10月19日、本会と友好関係にある中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会の蔡沼玲（ツァイ・ジャオリン）理事長等10名が来会し、税理士会館にて懇談会を開催した。本会からは小島会長はじめ13名の役員が出席した。懇談では、本会から台湾の「番号制度」について質問したところ、次のとおり回答（要旨）があった。

台湾には、「国民身分証（国民身分証明証）の統一編號（統一番号）」という制度がある。1965年より導入が始まり、1971年からすべての身分証に統一番号を加えた。現行の統一番号は、大文字のアルファベット（出身地を表す）で始まりその後9桁の数字で表示する。台湾の国民身分証は、戸籍登録制度から発展してきたもので、国民の権利と義務に深く関わっており、教育、医療、保険、納税クレジットカード、インターネットの身分登録などの日常生活において、この身分証の統一番号の確認が必要となる。台湾の各政府機関や民間機構に最も普遍的に採用された国民の身分を確認する証明書類である。



写真 2-3 税理士会館にて

翌年8月9日、本会小島会長以下12名の役員等が11年ぶりに台湾を訪問し、高雄市において全国連合会の蔡理事長を始めとする20名の役員と懇談会を開催した。懇談会における両会からの質問事項は次のとおりである。

＜中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会からの質問事項＞

- ① 日本における国際会計基準に対する対応策について
- ② 日本における社会保険・税番号制度の実施状況と効果及び問題点について
- ③ 日本における国際電子商取引に対する消費税の課税について

＜東京地方税理士会からの質問事項＞

- ① 中華民国の営業税について（課税対象となる取引、納税義務者の範囲、営業税の基本的な課税の仕組み、インボイス方式について）
- ② 税務調査における税務代理人の役割について

ⁱⁱ 2017年4月現在の団体名であるが、以前は「中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会」であった。

2. 韓国・中部地方税務士会との定期交流

2016年11月10日、韓国・中部地方税務士会の鄭会長以下16名の役員が当会を来訪し、当会からは小島会長以下17名の役員等が出席し、懇談会を開催した。現在は、2年に一度相互に訪問し、交流を続けている。懇談会における両会からの質問事項は次のとおりである。

＜韓国・中部地方税務士会からの質問事項＞

- ① 日本の税理士の収入構造の内容と変遷について
- ② 日本のアウトソーシング制度の現況と問題点について

＜東京地方税理士会からの質問事項＞

- ① 公認会計士に対する自動資格付与について
- ② 会則違反者に対する懲戒の手続き等について
- ③ 会則の絶対的記載事項について

＜千葉県会＞

千葉県会では、現在は国際交流事業を所掌する機関は設置されていないが、2009年頃より国際交流事業の大きな柱としてモンゴル国での税理士制度法制化に向けた支援活動を行ってきた。その成果が実り、同国では、2012年12月27日、「税務相談業務に関する法律」が制定された。その後も、日税連と連携し、同国での制度の浸透・普及に向けた支援活動を行っている。

2016年9月20日には、モンゴル・ウランバートル市において、日税連、千葉県税理士会及びモンゴル税理士会による合同カンファレンスを実施し、本会の茂木浩総務部長が、「日本とモンゴルにおける付加価値税の比較」と題するセッションにおいて日本の消費税に関するプレゼンテーションを行った。



写真 2-4 講演する茂木総務部長



写真 2-5 日本の参加者とモンゴル税理士会役員(2016年9月)

また、モンゴル税理士会の招聘により、2017年3月30日、モンゴル・ウランバートル市で開催された BEPS15 の行動計画に関する国際タックスカンファレンスに本会の加藤武人副会長が参加し、日本の BEPS 対応の現状について講演した。

<関東信越会>

関東信越会では、国際交流・関係事業を所掌する機関は設置されていないが、「会務の執行についての企画立案に関する事項」等を所掌する総合企画部において、当会区域における国際交流活動、国際税務関係事業の実施の有無など、現状を把握するために支部長及び理事に対してアンケート調査を実施した。

アンケート調査結果としては、支部等が把握している国際税務関係事業の活動はわずかであったが、外国人に対する税務相談、国外財産調書の作成に関する相談など、具体的な案件が発生していることが覗えた。

このような調査結果を受け、さらに区域の実情を把握するため、関東信越国税局の協力を得て、次のとおり勉強会を実施した。

表 2-1 国際税務に関する勉強会実績

開催日	2016年9月8日
テーマ	『国際税務について』 1. BEPS：これまでの経緯とポスト BEPS 2. 国外で事業を行う場合の税務 3. 税制改正と最近の国際課税
講師	関東信越国税局 国際調査課 課長補佐
参加者	総合企画部委員及び研修部委員（一部）の12名

今後、当会では国際税務に係る情報収集や会員への情報提供窓口等の設置等、国際関係事業に係る対応策を検討していかねばならない時機と捉え、例えば、総合企画部内に国際税務を担当する小委員会を立ち上げ、会員に有用な情報を発信したいと考えている。

<近畿会>

近畿会国際部は、諸外国の税制、税理士制度等に関する情報を収集し、もって会員の業務の国際化、国際交流事業の企画実施及び友好親善を図るために、1999年に設置された。現在は11名の部員で構成され、活動している。

主な活動は次のとおりである。

1. ホームページへの情報提供

諸外国の税制及び税理士制度並びに会員の国際的業務に関する情報等を収集し、会員専用ホームページへの掲載等により、その提供を行っている。

2. 韓国・釜山地方税務士会との定期交流

韓国・釜山地方税務士会との実質的な交流を深めるため、学術討論会（年1回）を開催し、各々のテーマにより作成した討論会資料（日韓対訳）に基づいて、情報及び意見交換を行っている。

(1) 第11回学術討論会

2015年10月13日、近畿税理士会館において開催され、「両国における税務調査の現状」をテーマに活発な情報・意見交換を行った。

(2) 第12回学術討論会

2016年11月24日、釜山地方税務士会館において開催され、「韓国及び日本の番号制度」をテーマに活発な情報・意見交換を行った。また、翌25日には釜山鎮税務署を訪問し、住民登録番号に関する実務の視察を行った。



写真 2-6 第12回学術討論会 (2016年)

3. 在阪総領事館等との交流

在阪総領事館及び外国公館等が主催するセミナー、記念行事に出席している。また、近畿会の定期総会懇親会、新年賀詞交歓会に次の在阪総領事館及び外国公館等を招待し、交流を深めるとともに、終了後には国際部との懇談会を開催し、より深い情報及び意見交換を行っている。

交流を行っている公館等は次のとおりである。

アメリカ合衆国総領事館、イギリス総領事館、イタリア共和国総領事館、インド総領事館、インドネシア共和国総領事館、タイ王国総領事館、大韓民国総領事館（大阪・神戸）、中華人民共和国総領事館、ドイツ連邦共和国総領事館、パナマ共和国総領事館、在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館、ベトナム社会主義共和国総領事館、ロシア連邦総領事館、インドネシア貿易振興センター、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）大阪貿易館、タイ投資委員会大阪事務所、香港貿易発展局大阪事務所、大阪商工会議所・国際部、中小企業基盤整備機構近畿本部、日本貿易振興機構（JETRO）大阪本部、近畿経済産業局、（公財）大阪国際交流センター、（公財）京都市国際交流協会、台北駐大阪文化弁事処、一般社団法人西日本中国企業連合会（順不同）

4. 在日外国人への税務相談

近畿地方の国際交流諸団体が主催する相談会に相談員を派遣し、在日外国人の税務相談に応じている。

(1) 外国人のためのカウンセリング・デイ

公益財団法人京都市国際交流協会主催の在住外国人を対象とした「外国人のためのカウンセリング・デイ」（年4回）に本会会員を派遣し、税務相談に応じている。

(2) 一日インフォメーションサービス

公益財団法人大阪国際交流センター主催の在阪外国人を対象とした「一日インフォメーションサービス」（年1回）に本会会員を派遣し、税務相談に応じている。



写真 2-7 「一日インフォメーションサービス」のチラシ (2016年)

5. 会員を対象とした研修会の実施

今日、経済のグローバル化が進み、企業は国際化をはじめとして様々な事業展開を進めている状況にある。税理士においても、企業が海外進出する際のメリット及び諸外国の特性等の情報収

集を行い、適切な指導を行うことがますます求められている。このような状況に鑑み、年に2回、税務当局等の協力を得て、会員を対象としたセミナーを開催している。

表 2-2 2015 年度及び 2016 年度の研修会事績

開催日	2015 年 12 月 11 日	受講者数	325 人
内 容	第 1 部 外国子会社配当益金不算入制度等の見直しについて 第 2 部 海外取引調査及び国際課税関係の現状について 第 3 部 移転価格税制に係る最近の状況について		
講 師	大阪国税局調査第一部 調査審理課担当官、国際調査課担当官、国際情報第一課担当官		
開催日	2016 年 1 月 13 日	受講者数	206 人
内 容	第 1 部 現場・実務経験から学んだ海外展開支援 第 2 部 ベトナム税務・会計の基礎概要 第 3 部 ベトナム外国契約者税と付加価値税の還付について		
講 師	独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 販路開拓部 国際化支援課 株式会社 VAC コンサルティング 代表取締役 迫川敏明氏 ベトナム法人 AGS 代表 石川幸氏		
開催日	2016 年 12 月 8 日	受講者数	239 人
内 容	第 1 部 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し（リバースチャージ方式の導入等）について 第 2 部 移転価格税制に係る最近の議論とポスト BEPS 第 3 部 国際課税関係の現状について		
講 師	大阪国税局調査第一部 調査審理課担当官、国際調査課担当官、国際情報第一課担当官		
開催日	2017 年 1 月 11 日	受講者数	166 人
テーマ	タイのビジネス及び税務環境について		
講 師	独立行政法人中小企業基盤整備機構 国際化支援アドバイザー 得田政臣氏		

6. 外国の税務専門家団体との友好協定の状況について

(1) 韓国・釜山地方税務士会との友好協定

○締結年月 1991 年 4 月

○経緯・内容

近畿会・西淀川支部長一行の韓国税制視察（1990 年）を契機に、釜山地方税務士会との交流が始まり、以降、交流・友好関係を進めるにあたり、近畿会として対応することが望ましいことから、同会と友好協定を締結することとなった。内容は「相互理解、交流の促進、情報交換」である。

○協定等に基づく活動内容

協定締結後、学術討論会（年 1 回）を開催している。出席者は、会長、国際部担当副会長、専務理事、国際部及び関連部委員会の正副部長、正副委員長である。

(2) ドイツ・デュッセルドルフ税理士会との友好協定

○締結年月 1999 年 6 月

○経緯・内容

国際交流事業に積極的に対応していくため、他税理士会が友好協定を締結しているドイツの中から、日系企業が一番多いデュッセルドルフ市にあるデュッセルドルフ税理士会と友好協定を結ぶこととなった（なお、同会との接触にあたり、ドイツの税制に詳しい立命館大学教授の協力を得た）。

○協定等に基づく活動内容

懇談会の開催等はなく、相互の定期総会開催時に訪問し、交流を深めた。

<北海道会>

北海道会では、2012年に国際委員会（構成員:14名）を設置し、国際交流活動を開始した。主な活動は、道内に居住している外国人向けセミナー・相談会及び国際税務に関する会員向け研修の実施である。

1. 在日外国人向けセミナーの開催

本会国際委員会は在日外国人を対象とした国際支援事業として次の2つの相談会・セミナーを毎年実施している。

（1）外国人のための確定申告セミナー・相談会

札幌国際プラザとの共催により行われる事業で、毎年2月の確定申告時に2日間程度札幌市内にて個別相談会を実施している。2017年は2月17日及び18日で行われ、延べ11件の外国人からの相談があった。18日午後には「外国人のための確定申告セミナー」が開催され、佐々木英子国際委員が講師を務めたほか、石丸会長、平田副会長、瀧谷国際委員長も参加し、受講者へ確定申告の概要を英語で説明した。



写真 2-8 資料片手に説明する佐々木委員(右)



写真 2-9 相談会場にて

（2）法律・税務セミナー・相談会 in 倶知安

国内有数の観光地である北海道ニセコ地区には多くの外国人が住んでいることから、地元倶知安町の自治体等と連携し、札幌弁護士会と北海道税理士会との共催で2013年11月に初めて外国人のための法律・税務セミナーを開催した。以来、毎年冬季の1、2日間ニセコ・倶知安地域で同セミナー・相談会を開催している。

2016年2月2日、倶知安町のホテル第一会館にて、外国人向け英語による法律・税務ビザセミナー及び個別相談会が行われた。当セミナーは、本会国際委員会、札幌弁護士会国際室、倶知安町の共催により実施されたもので、札幌弁護士会、北海道税理士会、北海道行政書士会のほか、倶知安警察署、北洋銀行の関係者が講師を務め、それぞれの立場から講演を行った。同日午後には

開催された個別相談会では、弁護士、税理士、行政書士が外国人からの相談に丁寧に対応し、本会からは平田副会長、瀧谷国際委員会委員長、渡邊副委員長、米倉委員、西委員、池田小樽支部 倶知安部会長が出席した。

2017年には、1月20日「サン・スポーツランドくっちゃん」にて、3月27日倶知安町の「ヒラフ188」にて、それぞれ相談会が開催され、平田副会長、瀧谷国際委員長のほか本会の会員が出席し、外国人からの相談に対応した。

2. 会員向け「国際税務」研修会の開催

国際交流事業のもう一つの大きな柱となっているのが、会員向けの国際税務に関する研修会の実施である。

2015年10月1日に実施された研修会では、牧野好孝税理士を講師に迎え、「税理士のための国際税務の基礎知識」をテーマとし、国際取引と源泉所得税を中心に、個人の国外財産と税務、国際取引における消費税、国際租税制度の基礎知識、海外へ初進出する企業が持つ疑問点等について詳しく説明が行われた。当研修会には、会員・事務所職員148名が参加した。

2016年10月17日には、上杉秀文税理士を講師に迎え、「国際取引を巡る消費税の取り扱い」と題する研修会を札幌市内で実施した。上杉税理士より、国際取引の消費税の基本的な取り扱い、電気通信利用役務の提供の消費税の取扱い、輸出物品販売免税制度の概要について説明が行われ、会員・事務所職員99名が出席した。

研修会終了後、受講者から今後も国際税務に関する研修会の実施を希望する声が多く寄せられ、継続した事業として研修会を企画することとしている。

3. 北海道税理士会・英文ホームページの開設

本会では、道内に居住する外国人の便宜に資するため、2016年6月15日、本会ホームページ内に英文ページⁱⁱⁱを開設した。同ページには、北海道会の概要、税理士という専門職業について、税理士の業務、無料税務相談の案内のほか、税理士バッジの説明などを掲載している。



写真 2-10 北海道会英文ホームページ

<東北会>

東北会では、2013年度に調査研究部内に国際関係小委員会が設置され、5名の委員とともに国際関係活動を行っている。当小委員会の活動は、地域貢献及び会員のためのセミナー・相談会の開催を主軸としており、その対象は、会員はもとより、地域在住の外国人、留学生等多岐に亘る。特に2016年度（平成28年度）は、様々な活動を積極的に実施した。

1. 外国人向け税制セミナーと無料税務相談

2016年6月8日、仙台観光国際協会が主催する外国人向け税制セミナーが仙台市の青葉区中

ⁱⁱⁱ <http://www.do-zeirishikai.or.jp/eng/index.html>

央市民センターで開催された。このセミナーは、仙台市在住の外国人を対象としたもので、主催の同協会にて日本語講座を受講している 32 名が参加した。当日は、田中康治・国際関係小委員会委員が、①日本の税金の仕組み、種類、徴収方法等、②所得税と住民税の税額の計算方法・徴収方法、③源泉徴収票や給与明細等の書類の見方について日本語で説明し、それぞれ英語、中国語、韓国語に通訳された。受講者からは様々な質問が相次ぎ、有意義なセミナーとなった。



写真 2-11 外国人向け税制セミナー

また、本会では、2016年6月より在日外国人のための無料税務相談を開始した。本会ホームページ上に「外国人のための無料税務相談・Free Tax Consultation Service for Foreigners」のバナーを設け、予め相談内容等の情報を本会に送付し、後日相談員がメールで回答するというシステムである。相談員は当委員会委員が務め、回答者と審理者を3か月ごとの交代制で対応している。

2. 国際税務に関する研修会の開催

2016年10月14日、仙台市内にて会員を対象とした国際税務に関する研修会を開催した。第1部は、田中康治委員による「国際税務の基礎知識（入門編）」についてのプレゼンテーションで、所得税法による居住者・非居住者の区別とその判定、出国税、海外勤務の役員に支払う報酬、国外財産調書、移転価格課税、外国子会社合算税制、租税条約上の取扱い等、基本的な国際税務の項目について具体的に解説が行われた。第2部では、海外進出企業の経営全般のコンサルティング業務を行っている（株）フェアコンサルティングの外園雅大公認会計士が、「アジア諸国における

日本企業の動向と税務問題」と題し、アジア諸国に進出している日本企業の現状とそれらの企業が直面している会計上・税務上に関する問題点について解説した。

本研修会には191名もの会員が参加し、会員の国際税務への関心の高さが窺えたものとなった。



写真 2-12 盛況を呈した国際税務に関する研修会

3. 留学生向けセミナーの開催

2016年10月28日、仙台市の東北大学にて同大学大学院経済学研究科会計専門職専攻の中国人留学生に対し、「留学生が留意すべき日本における所得税免税制度と手続き」と題するセミナーが行われた。このセミナーは、留学生がアルバイトを行う際、租税条約上の免税制度があるにもかかわらず源泉所得税を控除されるという不利益を被ることを防ぐとともに、日本の所得税等の知識を持つことを目的としている。当日は、成田由加里委員が講師となり、租税条約上の免税制度及び具体的な免税手続きを解説したほか、同大会計大学院で税法を担当する住倉毅宏教授より日本の税制の概要と租税条約について説明がなされた。

4. 大学生のための国際税務講義

2016年11月14日、福島大学にて「国際税務の実務―税理士の視点から」と題する講義が行われ、渡辺和栄委員が講師を務めた。この講義は、福島大学で租税法を担当している稲村健太郎准教授の講義の一コマを拝借し実施したもので、同准教授の租税法を受講している約50名の学生が聴講した。講義の中で、渡辺委員は、国際税務の基礎を中心に租税条約、居住者・非居住者の課税方法の違い、移転価格税制とタックスヘイブン税制の考え方及びその対策等について、日本人プロ野球選手がメジャーリーグで働いた場合などの事例を交えて説明した。後日、稲村准教授より、受講後の学生のコメントとして、4月に公表されたパナマ文書の影響からか、特にタックスヘイブン税制への関心が強くみられた旨報告された。

5. 東京会国際部との情報交換と会員への周知

設置されてから間もない当小委員会は、2016年7月21日、東京税理士会館にて東京会国際部との情報交換会を開催し、長年の実績を持つ東京会国際部の活動状況や情報収集を行った。会議では、両会とも他会と比べて充実している事業やさらに力を入れるべき事業などについて活発な意見交換を行った。

また、当小委員会の活動を多くの会員に周知すべく、上記対外事業の報告をその都度会報に掲載したほか、2015年10月に開催されたAOTCA大阪会議の詳細な報告を次のとおり掲載した。

会報第558号（平成27年12月号）

「AOTCA大阪会議出席報告」パート1 田中久義委員

会報第559号（平成28年1月号）

「AOTCA大阪会議出席報告」パート2 渡辺和栄委員

会報第560号（平成28年2月号）

「AOTCA大阪会議出席報告」パート3 田中康治委員

会報第561号（平成28年3月号）

「AOTCA大阪会議出席報告」パート4（最終回） 田中久義委員

<名古屋会>

名古屋会では、名古屋税務研究所国際部門（2009年設置）が国際交流事業を所掌している。

名古屋会は、2001年にドイツ・ミュンヘン税理士会と締結した友好協定に基づく定期交流を行っており、締結以来2年に1度の相互訪問が続いている。



写真 2-13 シンポジウム会場にて

中央右がシュヴァープ会長、中央左が西村会長

2016年10月にはミュンヘン税理士会のシュヴァープ会長をはじめとする訪問団が名古屋会を公式訪問し、下記のスケジュールにより懇談会等を開催した。

・10月24日

午前：名古屋税理士会・ミュンヘン税理士会執行部による意見交換会

- 【テーマ】 1. 税理士の若手育成及び事務所専門職員の育成
2. 税理士試験制度

午後：名古屋国税局、名古屋国税不服審判所を訪問

・10月25日

ミュンヘン税理士会来会記念シンポジウムを開催

- 【テーマ】 1. 日独における納税者番号制度
2. 日独における中小企業税制



写真 2-14 懇親会会場にて

同シンポジウム終了後、来会記念パーティを開催し両会は交流を深めた。

なお、今回のミュンヘン税理士会による名古屋会公式訪問の様子は「ミュンヘン税理士会来日報告」として「名古屋税理士界」712号（平成28年12月10日号）に詳細を掲載した。

<東海会>

東海会では、国際交流事業を所掌する機関は設置されていないが、不定期ではあるが、ドイツを中心に海外視察等を行っている。

また、会員の国際税務に関する研修機会を確保するため、近い将来税務研究所を設置し、その中に国際税務を所掌する部門を開設する予定である。

<北陸会>

北陸会では、2013年に総務部内に国際交流小委員会が設置され、現在3人の委員が対応している。

本会の国際交流活動は、2009年に友好協定を締結した中国・大連市注冊税務師協会との交流が中心となっている。また、2017年1月にはインドネシア国税総局の幹部が地方の税理士会の活動状況視察のために本会を訪問した。

2015年8月22日から26日にかけて、平野豊会長以下本会の役員4名が大連市を訪問した。8月24日には大連市注冊税務師協会を表敬訪問し、3年ぶりの再会に許増文会長はじめ6名の役員から歓迎を受けた。懇談では、大連市会側から事前に提示されていた日本の書面添付制度について、平野会長が制度の内容、活用の実態等を説明した。また、中国では行政の簡素化、行政コストの削減が大きな課題である状況で、書面添付による調査省略の法的根拠と税理士の責任の範囲について質問が相次いだ。

翌日は大連大学、大連市役所を訪問し、大連大学では7年前に本会が税務・会計の図書を寄贈した「金沢文庫」を視察した。同大学内で「金沢文庫」は独立した部屋に格上げされており、本会の50周年記念誌「朋友」をはじめ本会が寄贈した税務関連の書籍が整然と並んでいた。

2016年6月15日、大連市注冊税務師協会の文継光副会長をはじめ11名が北陸税理士会館を訪れ、意見交換会を開催した。北陸会からは平野会長以下12名の役員が出席した。

意見交換会では、主に会務運営や税理士制度について質疑交換した。本会から、日本では税理士試験の受験者が減少傾向にある状況に触れ、中国の現状について質問したところ、中国でも若者にはCPAの方が人気はあるが、受験制度の改革などを行いPRしているとの回答であった。一



写真 2-15 記念品を交換する平野会長
(左)と文副会長(右)

方、大連市会から、試験制度や登録に関する仕組みや免許制度、職能の維持についての質問がなされ、本会の登録事務、研修制度について説明した。また、日本の税制にも関心が高く消費税、所得税だけではなく不動産評価の方法といった技術的問題についても多くの質問を受けた。意見交換会は、今後も友好協定に基づいた交流事業の継続の必要性が感じられたものとなった。

2017年1月30日、本会はインドネシア国税総局アルファン官房長はじめ10名の幹部及びJICA関係者の訪問を受け、日本の税理士制度と税理士会をテーマとする懇談会を開催した。本会からは平野会長はじめ関係役員及び国際交流委員12名が出席した。今回の来訪の目的は、インドネシアにおける税務専門家に関する職業法の制定を見据え、税務当局が日本の税理士制度・税理士会の組織についての理解を深めることにあった。懇談会では、瀬戸順一専務理事が「地方における税理士会の活動」について、税理士法に定められた単位会の活動状況から本会の今年度の重点施策などの説明を行った。次いで、伏見俊行日税連国際税務情報研究会委員より「税務行政の発展と税理士制度」と題して、日本の税制における税理士制度の沿革とあり方について説明が行われた。質疑応答では、国税当局と税理士会及び個々の税理士との関係についての質問が多く出されたのに対し、税理士法第1条の趣旨及び意義と重要性を詳しく説明したところ、一定の理解がなされたようである。



写真 2-16 北陸税理士会館会議室にて 平野会長(前列左から4番目)とアルファン官房長(前列右から4番目)

インドネシア国税総局の来訪者からは、地方の税理士会を知ることによって日本の税理士制度に対する理解が深まり、有意義な訪問となったと感想が述べられた。

<中国会>

中国会では、総務部が国際交流事業を所掌し、13名の委員で対応している。1996年に友好協定を締結した韓国・大邱地方税務士会とは定期的に交流を行っており、現在は、隔年ごとに協議会を開催している。

2015年10月1日、本会と大邱地方税務士会との定期懇談会が大邱市で開催された。本会からは灘会長他13名が、大邱会からは崔成卓(チェ・ソクタク)会長ほか15名が出席した。懇談会では、次に掲げる議題について協議・意見交換を行った。

<大邱地方税務士会からの提出議題>

- ① 日本の株式譲渡差額に対する課税方法について
- ② 日本の非上場株式の不当取引に関する課税制度と課税（評価）方法について

<中国税理士会からの提出議題>

- ① 韓国の付加価値税における単一税率、付加価値税の計算におけるインボイス方式について
- ② 韓国の税務分野における住民登録番号と公認認証書の利用状況、これらの個人情報の税務士事務所における管理体制について
- ③ 韓国の雇用創出対策における税制面での措置について

また、懇談会開催前に、中国会一行は、慶州市役所及び慶州税務署を表敬訪問した。

<四国会>

四国会では、1997年に韓国・光州地方税務士会と友好協定を締結して以来、毎年相互に訪問し懇談会を開催している。2015年度及び2016年度の懇談会の概要は次のとおりである。

【2015年度】

- ・開催日・場所：2015年11月9日
（於：韓国・光州地方税務士会館）
- ・出席者
[四国会] 筒井会長、清田副会長、大内専務理事、
浜崎総務部長、酒井情報化対策部長、松岡日税連
国際部副部長、小谷広報部長 計7名
[光州会] 金会長他役員 計17名



写真 2-17 韓国・光州での定期懇談会
(2015年)

・議 題

- 個人企業と法人企業における企業主の税金納付後の可処分所得の差について
- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

【2016 年度】

- ・開催日・場所：2016 年 11 月 16 日
（於：徳島県・ホテルクレメント徳島）

・出席者

- [四国会] 筒井会長他役員 計 12 名
- [光州会] 金会長他役員 計 7 名

・議 題

- 消費税（付加価値税）の現状とその問題点について



写真 2-18 徳島での定期懇談会（2016 年）

<九州北部会>

九州北部会では、総務部が中心となり国際交流事業を所掌している。ドイツ・ニュルンベルク税理士会とは 1989 年 7 月に、韓国・中部地方税務士会とは 1994 年 4 月にそれぞれ友好協定を締結し、定期的に交流活動を行っている。



写真 2-19 開会挨拶をする松原会長

2016 年 10 月 30 日から 11 月 2 日までの 4 日間にわたり、ドイツ・ニュルンベルク税理士会のメーネルト会長をはじめ総勢 20 名が来日し、一連の交流行事が催された。ニュルンベルク税理士会とは友好協定を締結して以来、隔年ごとに相互に訪問し、今回は 14 回目を迎えた。

九州大学の国際会議場を会場として開催した今回の協議会は、「日本とドイツにおける中小企業の会計処理について」、「日本とドイツの税理士という職業の将来について」をテーマとし、両会がそれぞれテーマに

沿った基調講演を行い、その後ディスカッションを行うスタイルで進行した。特に、税理士職業の将来については、ドイツではいち早く 2012 年 3 月のドイツ連邦税理士会総会で議題にあがり、「2020 年税理士の展望」として次の 7 項目——①自由職業性—税理士業務の基本原則、②独占業務—業務活動の本質、③関連業務—クライアントと税理士にとっての有用性、④優秀な人材獲得—魅力的な雇用主としての税理士、⑤職業継続教育・品質・事務所経営—成功の要因、⑥専門化・ネットワーク・提携—市場における戦略的可能性、



写真 2-20 九州大学国際会議場でのセミナー

⑦テクノロジーの投入—相談業務のプロセス最適化—を取り組んでいくテーマとして決議されており、その取組みの状況についてメーネルト会長から報告された。

日本側からは、近年税理士試験受験者数が減少傾向にあり、個人事務所数は減っているが税理士法人数は増えている状況の中、IT化と人工知能（AI）への対応、事業継承への対応、中小税理士事務所の生き残り策の3つのテーマに絞り、税理士の将来性についての発表が行われた。このテーマは両国にとって大変興味深い問題であると同時に、今後とも会としてまた税理士個人としてもさらに考え続けていくことが重要であることを認識させる内容であった。

毎回限られた時間ではあるが、協議会及びその後の晚餐会等の一連の交流行事は大変有意義なものとなり、両会の友好を更に深めることができた。

<南九州会>

南九州会では、国際交流事業を所掌する機関は設置されていないが、これまで総務部を中心に韓国・大田地方税務士会との国際交流活動が定期的に行われている。大田地方税務士会とは、1995年の友好協定締結以来、ほぼ毎年相互訪問を行い、両会が抱えるテーマを基に意見交換を行っている。

2016年11月11日、大分市のレンブラントホテル大分で両会の親善交流懇談会が開催され、大田地方税務士会からはユ・ビョンソプ会長他9名の役員が、南九州会からは戸田会長他11名の役員が出席した。

懇談会では、本会より提出した税務士の使命規定、税務士業務の無償独占、臨税制度についての質問事項に対し、大田地方税務士会より回答があった。特に、臨税制度に関連し、韓国の税務支援の一つとして「村の税務士」制度について紹介された。これは、2016年2月韓国税務士会が行政自治部(日本の総務省に相当)と協議して全国の地方自治体と共同で運営している制度で、韓国税務士会下の6つの地方税務士会もそれぞれの地方自治体と業務協約を締結し、韓国内で1177名の税務士がそれぞれの地区の地方自治体に「村の税務士」として登録している。2016年6月より本格的にスタートしたこの制度により、わずか3か月で6千件以上の無料税務相談が実施され、全国各地で活動する「村の税務士」



写真 2-21 挨拶する戸田会長(中央)

の活躍は、連日マスコミに紹介されており、徐々に地域に浸透しているという。また、大田地方税務士会からは、業務用乗用車関連税制及び誠実申告確認制度について質問があり、本会より回答した。

なお、本懇談会の模様は、「南九州税理士会報」第459号(平成29年1月1日)に詳細を報告した。

また、南九州会制度部では、日本における臨税制度の今後の方向性と臨税と密接に関連する税務支援の課題について研究を進めるうえで参考にすべく、諸外国の小規模納税者等に対する支援制度に関する情報収集・研究を行っている。

<沖繩会>

沖繩会では、2010年に国際委員会を設置し、本格的に国際交流活動を開始した。

2012年11月には、台北市記帳及報税代理人公会^{iv}と友好協定を締結し、以降、友好協定に基づき2年ごとに相互訪問を行い、双方の税制や税理士制度などについて情報・意見交換等を行っている。

2016年3月25日、友利会長はじめ役員及び国際委員会のメンバーが台北市を訪問した。訪問の目的は、台湾の弁護士会（台北律師公會）と沖繩弁護士会、台北市記帳及報税代理人公会と沖繩税理士会の4団体による「相続」をテーマとしたフォーラムの開催である。双方の弁護士会（律師公會）が自国の相続制度を、沖繩会及び台北市記帳及報税代理人公会が自国の相続税法について説明した。

台湾の民法は日本の民法と非常に似ており、相続制度自体は日本の制度と類似している。一方、相続税制度は全く異なり、特筆すべきは台湾の相続税率は10%の単一税率であるという点である。これは2009年の税制改正により単一税率に改正されたが、政権交代が行われた現在、日本同様に累進税率に改正する方向にある旨報告された。

今回も非常に有意義なフォーラムの開催であった。次回のテーマは、消費税やマイナンバー制度について両国間の比較研究を行う予定である。



写真 2-22 台北市の台北律師公會会館にて

^{iv} 2017年4月現在の団体名で、訪問当時は「台北市記帳及報税代理業務人公會」であった。

Ⅲ 外国の専門家団体との協定の締結状況

税理士会においても、諸外国の税務専門家団体と数多くの協定が締結されている。その多くは、税務専門家制度が確立されているドイツの税理士会及び韓国の地方税務士会との協定である。2017年3月末現在の状況は表2-3、2-4、2-5のとおりである。

表2-3 ドイツの税理士会との締結状況

日本側	ドイツ側	締結年月
東京税理士会	ケルン税理士会	1980年9月
東京地方税理士会	ハンブルク税理士会	2000年8月
近畿税理士会	デュッセルドルフ税理士会	1999年6月
名古屋税理士会	ミュンヘン税理士会	2001年10月
九州北部税理士会	ニュルンベルク税理士会	1989年7月

表2-4 韓国の地方税務士会との締結状況

日本側	韓国側	締結年月
東京税理士会	ソウル地方税務士会	1995年9月
東京地方税理士会	中部地方税務士会	1991年4月
近畿税理士会	釜山地方税務士会	1991年4月
中国税理士会	大邱地方税務士会	1996年11月
四国税理士会	光州地方税務士会	1997年2月
九州北部税理士会	旧京仁地方税務士会（現中部地方税務士会）*	1994年4月
南九州税理士会	大田地方税務士会	1995年10月

* 1999年9月、京仁地方税務士会は中部地方税務士会に吸収された。

表2-5 その他の国・地域の税務専門家団体との締結状況

日本側	締結国側	締結年月
東京税理士会	旧中国税務諮詢協会（現中国注册税务师協会）**	1994年9月
東京税理士会	中国・北京市注册税务师協会	2004年9月
東京税理士会	台湾中華工商稅務協會	2013年4月
千葉県税理士会	モンゴル税理士会	2009年7月
北陸税理士会	中国・大連注册税务师協会	2009年5月
沖縄税理士会	台湾・台北市記帳及報稅代理人公會	2012年10月

**2003年に中国税務諮詢協会は中国注册税务师協会に名称変更し、2004年に両会間にて確認書を締結した。

第Ⅲ部

税務専門家制度の展望と

日税連の国際関係事業の今後の方向性

I 税務専門家制度の展望

第Ⅰ部及び第Ⅱ部における報告を受け、さらに国際部委員へのアンケート調査を分析したうえで、税務専門家制度の展望を記述する場合、①財政・納税者全体と税務専門家との関係、②グローバル社会における税務専門家の役割、③税務専門家団体の役割の3点がトピックスとして明示されよう。以下、関連情報を付加しながら、記述するものとする。

1. 財政・納税者全体と税務専門家との関係

我が国はもとより、各国の税務専門家制度ⁱは、先ずは、その国の個々の納税者や税務行政との関係性が重要と考えるが、さらに深く思考を巡らすと、財政や納税者全体との関係性がより本質的な論点となる。我が国において、税務専門家である税理士は、「独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」ことを使命としているが、これは、先ずは、税務実務家として、個々の納税者から委嘱された専門業務を全うすることが求められていると解される。

しかし、近年はそれに加え、税理士はその職能団体である税理士会の事業である、税務支援、租税教育さらには税制改正建議について積極的に参画することが求められている。

こうした税理士の活動が、個々の納税者や税務行政との関係を基盤としながらも、最終的には、国の財政やその根源をなす納税者全体の税務コンプライアンスの醸成に繋がっていることについては、異論はないだろう。この点において、税理士制度の根拠である税理士法が、税理士業務の無償独占付与の根拠としての税理士の公共的立場を前提に据えて構成されていることが読み取れる。すなわち、税務支援事業や租税教育事業を税理士会の会則の絶対的記載事項と規定し（第49条の2）、さらに税理士会に対し税制改正等の建議権（第49条の11）を付与したうえで、構成員である税理士会員に対し会則遵守義務（第39条）を課しているのである。

さらには、税理士会員に対し、脱税相談の禁止（第36条）を義務づけたうえで、納税者の不適切な税務に関する行為を是正する目的で助言義務（第41条の3）を規定し、税理士による納税者の税務コンプライアンスの醸成を促していると解せるのである。

そして、これらの規定の立法趣旨を象徴的に集約しているのが税理士法第1条の使命規定であると一般に解されていると言えよう。

これらから、我が国においては、1942年の税務代理士制度を起源とした70年を超える歴史を

ⁱ 多くの国では会計士や弁護士を税務業務の担い手として制度設計しているが、日本、ドイツ、韓国のみならず、オーストラリア、中国、シンガポール、モンゴル、ベトナム、インドネシアなど税務に関するプロフェッション

経て、職業法である税理士法（1951年制定）の下、高い精度での税務専門家制度が確立されてきたと評価でき、ドイツや韓国など類似する制度を有する国においても同様の状況にあると認識しうる。

一方、新興国においては、急速な経済成長の反面、それを支えるハード・インフラストラクチャーやソフト・インフラストラクチャーの整備が国家的な課題となっている。日税連が AOTCA 加盟団体との交流で視認するのは、税務専門家制度自体は存在するが、その基盤が脆弱であることも影響し、結果として国家が望むレベルでの歳入確保に苦心している姿である。これらの国では、最終的には財政の根源となる納税者のコンプライアンスの醸成が課題となっており、税務行政の努力だけでは、立ち行かなくなっている状況を示していると言えよう。

このように、財政・納税者全体と税務専門家の関係が円滑に確立されている我が国やドイツ、韓国などの先進国といまだ模索中である新興国の対照的な状況が俯瞰できる訳である。

すなわち、先進国においては税務専門家制度の更なる発展が課題であり、新興国においては、先進国型の税務専門家制度の導入と普及が課題であると断言できることになる。

2. グローバル社会における税務専門家の役割

近年のグローバリズムの浸透から、特に経済分野においては、多国籍企業を中心とした国民国家の枠を超えた経済活動が加速化し、さらには国家間の経済連携協定(EPA、FTA)も増加し、これまでにない規模でのグローバル経済の成長が達成されている。しかし、一方では金融市場の不安定化、様々な格差の拡大、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転) 問題の発生といった多くの副作用をもたらしていることは周知の事実である。こうした事態に対し、ヨーロッパでは有識者の間で、グローバリズムの暗い側面を払拭する意味で「もう一つのグローバリズム (Alter-globalism)」ⁱⁱが提唱されてきている。

2016年のイギリスのEU離脱表明やアメリカ大統領選挙での論戦におけるナショナリズムの台頭は、これまでのグローバリズムへの不信感の表出と言える。しかし、今になって嘗てのナショナリズムに戻ることは現実的な選択とは言えず、究極的には国際社会が「節度ある健全なグローバリズム」へと収斂されることが望ましいと考える。

我が国においては、日銀による金利政策や国債取得、財政を機動させた社会保障・教育制度の維持や中小企業対策の実施、税制改正によるBEPS問題への迅速な対応などが一定の成果を上げ、グローバル社会の中でも安定した国内経済が維持されている点は、物価、金利、労働、税収等に関する国民経済指標の安定性からも検証される場所である。

こうした中、グローバル社会と税務専門家の役割を考察すると、我が国においては、これまで内需依存型であった中小企業の海外進出へのシフト（アウトバウンド）と多様なルートで我が国に流入する外国資本や外国人の増加（インバウンド）への税務における対応が急務であると言えよう。この点は、税務専門家制度を有する諸外国においても同様の状況と考える。税務専門家、特に我が国の税理士はその主たる顧客である中小企業の「信頼できる伴走者」であり、また、国籍を問わず、我が国の納税者である在住外国人に対して、税務面での支援を行う社会的責任をも有していると考えられる。

を別途制度として整備している国もある。

ii これまでの新自由主義に基づくグローバリゼーションが齎した様々な格差を問題視し、より社会正義に適合するグローバリゼーションを希求する思想を指す。

(独) 中小企業基盤整備機構のアンケート調査ⁱⁱⁱが示すように、海外進出を図る中小企業の課題には「現地の法制度・商習慣の把握」や「現地又は国内における税務対応」が挙げられており、法務省の公表データによれば、在留外国人数^{iv}は、2016年12月末現在、238万人を超えている^v。しかし、現状を振り返ると、我が国の税理士試験の範囲には国際税務についての明記はない。この点は韓国税務士試験において国際税務や英語が受験範囲に明記されている状況とは対照的であると言えよう。つまり、資格付与面から我が国の税理士制度を考察した場合、グローバル社会への対応は十分とは言えないのである。

また、首都圏などの都市部に限らず、地方都市においても外国資本や外国人の流入が目立ち始めており、国際的な視点からは、在住外国人への税務サービスの提供能力の有無によっては、我が国の税理士制度の真価が問われかねない時期に入りつつある。

税理士会においても、そうしたニーズに敏感に対応すべく、在住外国人のための税務セミナーや税務相談会を実施し始めた先進的な会^{vi}もあるが、全体としてはまだまだ対応が十分とは言えない状況にある。

このように、グローバル社会における税理士の役割は明示されていても、アクションプログラムは明示されていない状況が我が国の税理士制度の現実の姿であると言える。

3. 税務専門家団体の役割

ここでは、上記の1及び2を受けて、税務専門家団体のあり方を考察したい。

1の財政・納税者全体と税務専門家との関係については、各国の多様な実情から一義的に論ずることはできないが、少なくとも我が国の税理士制度については、その精度の高さから、国際的にもロールモデル (Role model, 理想的な規範・手本) となりうるとの認識から、その精度をさらに上げていくことが重要であると考えられる。税理士会員レベルでは、高度な職業倫理観の保持や研修受講率の更なる向上、税務支援や租税教育事業への積極的な参画などの活動が重要である。したがって、日税連を含む税理士会レベルでは、税理士会員の活動が円滑に行なえるような仕組みづくりを継続・発展することに加え、税務専門家制度の構築途上にある新興国への積極的な支援が求められよう。

2のグローバル社会における税務専門家の役割については、我が国においては、税理士会員レベルでの中小企業の国際化への支援や在住外国人への税務面での支援などが中心となる。したがって、日税連を含む税理士会レベルでは BEPS 問題に対する意見開示に加え、税理士会員の国際業務への支援体制、民間レベルにおける海外の日系会計事務所とのネットワーク体制構築への協力などが役割として求められよう。

ⁱⁱⁱ 「平成 27 年度中小企業海外事業活動実態調査」によれば、輸出企業における「輸出における課題」として「現地の法制度・商習慣の把握」が上位に挙げられ、海外企業と業務・技術提携している企業における「提携における課題」として「現地又は国内における税務対応」が主な課題として挙げられている。

^{iv} 「在留外国人」は入管法上の用語であり、本報告書では一般的に使用されている「在住外国人」の用語を基本的に用いている。

^v 法務省「在留外国人統計」によると、2016年12月末2,382,822人、2006年同月末2,084,919人、10年間で297,903人(14%)増加している。今後、国内の労働力不足の状況は深刻さを増すことから、仮に法規制の緩和がなされれば、さらに流入人口は増加すると予測される。

^{vi} 近畿会、北海道会、東北会では在住外国人のための税務セミナーや税務相談事業を実施している。

II 日税連の国際関係事業の今後の方向性

上記の論点を踏まえ、我が国の税務専門家団体としての税理士会の役割や日税連の役割を考えた場合、国際関係事業という特性上、日税連の果たすべき役割がより重要となる。

なぜなら、税理士制度のような先進国型の税務専門家制度の新興国への導入と普及の支援は、日税連の本来的な事業領域であるだけでなく、税理士会の中には国際関係事業に特化した専担の分掌機関を持たない会^{vii}もあり、そうした税理士会にとっては日税連の支援が不可欠だからである。

ここでは、以下に日税連の役割として優先度が高い事項について項目別に提案する。

1. AOTCA におけるリーダーシップの発揮

そもそも AOTCA は 1992 年日税連の提唱により設立された国際的な税務専門家団体であり、日税連からは、これまで 3 人の会長と多くの役員を輩出してきたところである。現時点においても、池田隼啓日税連顧問が会長に就任しているほか重要ポストの役員を輩出し、事務局機能も担っている。前述のように AOTCA においては BEPS 問題への対応など、一国の税務専門家団体の枠を超え、アジア・オセアニア地域の代表として、今後とも OECD などの権威ある国際機関に税務実務家の立場から意見開示等を行うことが重要である。そして、AOTCA 内で日税連が今後とも、そのリーダーシップを発揮していくことが他の加盟団体からも期待されているところである。

2. 新興国への税理士 (Zeirishi) ^{viii}制度の導入と普及の支援

前述のように国際的なロールモデルと評価されうる税理士 (Zeirishi) 制度を有する我が国の税務専門家団体の代表である日税連が新興国に税務専門家制度の導入や普及の支援を行うことは、民間レベルでの希少性ある国際貢献活動と評価できる。これまでのモンゴル、インドネシアへの貢献^{ix}などの実績を踏まえ、更なる貢献を継続することが重要である。

3. 在住外国人への税務面での支援体制の構築

在住外国人への税務面での支援は、本来、税理士会レベルで行うべきことであるが、前述のように、税理士会の中には国際関係事業に特化した専担の分掌機関を設置していない会もある。また、設置していても、在住外国人への支援体制の構築に至らない会も散見される。よって、日税連としては、こうした支援事業で必要なツールの作成や税理士会の相談担当者からの質問等に対応できる体制づくりも重要である。

^{vii} 2017年3月31日現在、国際関係事業に特化した専門の分掌機関を設置している税理士会は、東京会、近畿会、北海道会、沖縄会の4会に過ぎない。総務部、調査研究部又は税務研究所の小委員会又は部門として対応している会は東北会、北陸会、中国会、九州北部会、名古屋会の5会である。

^{viii} 日税連は2011年6月9日の常務理事会において税理士の英語訳を税理士制度の独自性に配慮し、これまでの“Certified Public Tax Accountant(CPTA)”に日本語読みである Zeirishi を併記することを決定した。

^{ix} 日税連は千葉県会と共にモンゴル税理士法の制定(2012年)を支援し、現在は財務大臣規則に基づくインドネシア税理士制度について職業法制定に向けた支援を行っている。

4. 税理士会員の国際関係業務の支援体制の構築

税理士会員は業務上、中小企業の国際税務について対応することが求められるが、知識や経験の不十分さから業務の受嘱に消極的となる税理士会員が多い現状にあると推測される。そこで、日税連として、国際税務に関する一般的な研修事業の実施に加え、国際税務に関するエキスパート養成研修を企画すべきではないだろうか。具体的には、当該研修を修了した税理士会員に対する認定制度を創設するなど、成年後見に関する事業や租税教育における講師養成事業などと同様の枠組みの構築を検討すべきである。

さらには、民間レベルで構築されている海外の日系会計事務所のネットワークへの協力などを通じ、進出国における税務・会計の手続きに対する中小企業・税理士会員の不安感を払拭する活動も検討すべきである。

5. 国際税務研究及び税務専門家制度等の比較研究の充実

近年、日税連では BEPS 問題に対する国際組織への意見開示、同問題に対応する国内税制改正への建議、国際比較の視点からの今後の税理士法改正への意見開示などの活動が必要となってきた。したがって、日税連では、これらの活動の基礎となる国際税務に関する専門的な研究活動も必要となってきたのである。そこで、日税連では、2013年に、国際関係事業の執行を担う国際部（旧国際委員会）とは別に外部有識者も構成員とする国際税務情報研究会を付設機関として設置したところである。これまで、同研究会は AOTCA を通じた BEPS 問題に関する OECD への意見開示や AOTCA タックスカンファレンスにおけるスピーカーの派遣、AOTCA 加盟団体への税務専門家制度に関するアンケート調査などを行ってきたが、今後はその体制をさらに充実し、同研究会に期待が集まる専門的な研究機能を強化・向上すべきである。

6. 税理士会・行政機関・関連団体との連携の強化

今後、日税連の国際関係事業は質・量の両面とも拡大することになるが、限られたリソースで運営することから、外部機関との連携が不可欠となる。したがって、今後は、税理士会、関係する行政機関（国税庁・中小企業庁・JETRO・JICA など）、関連団体（日本税務研究センター、日税連税法データベースなど）とのより密接な関係を構築し、国際関係事業についての連携強化や共同事業を展開することが重要である。

7. 日税連の他の分掌機関との内部連携や国際関係事業の戦略上の位置付け

日税連の国際関係事業は国際部と国際税務情報研究会が中心となり担うことになるが、関連する調査研究部・制度部・中小企業対策部・研修部・税務支援対策部・租税教育推進部などとの内部連携も重要となる。定期的な情報交換の場の設定はもとより、特定のプロジェクトに関しては補助分掌機関（プロジェクトチーム）を設置するなど戦略的な対応が必要であると言える。

さらには日税連の中長期的な事業戦略の中での国際関係事業の位置付けを総合企画室などで検討することも必要であると考えられる。

最後に、これまでの日税連の国際関係事業を振り返ると、日税連は、1992年にAOTCAの創設に尽力したうえで、翌1993年に国際関係事業を専担する国際委員会を分掌機関として設置した。その後、1996年及び2002年のAOTCA定時総会の京都開催などを通じた諸外国の税務専門家団体との交流やそれらの団体との友好協定締結の実績を積み重ねてきた。2010年には同委員会に対し15の税理士会の全てから委員を輩出し、その体制を強化するとともに、AOTCAタックスカンファレンスへのスピーカーの派遣や税理士会の行う国際関係事業の内容の把握や日税連と税理士会による連携を図ってきた。

2013年には研究機能を有する国際税務情報研究会を付設機関として設置し、国際税務や税務専門家制度の国際比較の研究体制を整備した。さらに、2014年には、これまでの委員会から執行機能を明確にした部（国際部）への移行がなされた。これらにより、日税連はAOTCAでのリーダーシップを継続的に発揮できる体制にまでレベルを上げ、会長を始めとする主要ポストに役員を輩出し、2015年にはビッグイベントであるAOTCA大阪会議の運営を担うまでの組織力を有するようになったところである。

この間、国税庁実務研修生、ISTAX研修生（一般・上級）、中央アジアコーカサス夏期セミナー研修生への税理士制度に関するレクチャーなど新興国等の税務行政発展への貢献、モンゴル税理士法制定（2012年）への支援やインドネシア税理士制度への支援など国際貢献活動も積み重ねてきた。

他方、2年毎の『国際関係（交流）事業に関する報告書』の発刊、TAINSホームページにおける専用サイト「国際税務情報」の企画・運営、日税連の外国語ホームページ（英語・中国語）及びプレゼンテーション・ツール（英語版）の制作、日税連パンフレット（英語版）、『英訳税理士法』及び『日本の税制ガイド（英語版）』の発刊などの情報発信にも注力してきた。

こうした四半世紀に亘る多彩な活動の歴史を踏まえ、今後は上記の提案事項を一つ一つ確実に実行していくことで、日税連の国際関係事業を通じ、我が国の税理士(*Zeirishi*)制度が、グローバル社会の中で、輝きを増し続けるものと確信し、本報告書を総括することとする。

（長谷部光哉国際部長）

資料編

税理士会

- [資料 1] 税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果 49
- [資料 2] グローバル社会における税務専門家制度のあり方について
—国際部委員へのアンケートから— 53

AOTCA

- [資料 3] アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約 57
- [資料 4] AOTCA加盟団体一覧 63
- [資料 5] 2015年AOTCA大阪会議レポート 64
- [資料 6] 2016年AOTCA香港会議レポート 104
- [資料 7] AOTCA加盟団体アンケート調査結果報告書
～アジア・オセアニア地域における税務専門家制度の国際比較～ 134

韓国

- [資料 8] 韓国税務士会概要 146
- [資料 9] 日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績 148

ドイツ

- [資料 10] ドイツ連邦税理士会概要 151

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

担当機関	名称	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
1	名称	国際部	特定していない	特定していない	特定していない	国際部	国際委員会	調査研究国際関係小委員会	名古屋税務研究会 国際部	特定していない	総務部国際交流小委員会	総務部	特定していない	九州北部税務部国際交流小委員会	南九州	国際委員会
	構成員	14人				11人	14人	5人	9人		3人	13人				6人
	設置年度	1997年				1993年	2012年	2013年	2009年		2013年	1996年				2010年
2	名称	①外国人のためのやさしい日本の税金と税理士の制度(英語・韓国語・中国語)②本会紹介英文パンフレット		千葉県税理士会の案内(英文)		釜山地方税務士会との学術討論会冊子	2016年度、英文ホームページを開設	外国人向け無料税務相談会チラシ	意見交換会発表資料							
	提供の可否	可		可(HPに掲載)		可	可	可	可							
3	① 相手団体	ケルン税理士会	韓国・中部地方税務士会	モンゴル税理士会		釜山地方税務士会			ミュンヘン税理士会		ソウル地方税務士会、大連注冊税務師協会	大邱地方税務士会	光州地方税務士会	ニッケルベルク税理士会	木田地方税務士会	台北市記帳及報税代理人公會
	協定名称	共同声明	友好協定	友好協定		友好協定			友好親善合意書		三国共同宣言	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定
	締結年	1980年	1991年	2009年		1991年			2001年		2006年	1996年	1997年	1989年	1995年	2012年
	協定内容	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進	相互理解・交流促進、情報交換		相互理解・交流促進、情報交換			相互理解・交流促進		相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換
	協定に基づく活動概況		2年に1回の懇談会			年1回の学術討論会			2年に1回の相互訪問			年1回の相互訪問	年1回の懇談会	2年に1回の相互訪問	年1回の相互訪問	2年に1回の相互訪問
②	相手団体	ソウル地方税務士会	ハンブルグ税理士会			デュッセルドルフ税理士会					大連注冊税務師協会			韓国・中部地方税務士会		
	協定名称	友好協定	友好協定			友好協定			友好協定		友好協定			友好協定		
	締結年	1995年	2000年			1999年			2009年		2009年			1994年		
	協定内容	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換			相互理解・交流促進、情報交換			相互理解・交流促進		相互理解・交流促進、情報交換			相互理解・交流促進、情報交換		
	協定に基づく活動概況	年1回の定期宴会												2年に1回の相互訪問		
③	相手団体	中国注冊税務師協会・北京市注冊税務師協会														
	協定名称	友好協定														
	締結年	2004年														
	協定内容	相互理解・交流促進、情報交換														
④	相手団体	台湾中華工商税務協会														
	協定名称	東京・台湾税務専門家情報交換協定														
	締結年	2013年														
3-2	協定締結の要望	情報交換	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

実施年 事業名称	東京 協議会	東京地方 2016年 中華民国記帳 及報税代理人 公会全国連合 会	千葉県	関東信越	近畿 2015・16年 国際セミナー	北海道	東北	名古屋 2015年 名古屋税務研 究所税務研究 発表会	東海 2015年3月 ドイツ連邦財 政裁判所所長 来会	北陸 2015年 大連市注冊税 務師協会との 意見交換会	中国	四国 2015年 国際交流懇談 会	九州北部	南九州	沖縄
① 海外視察・研修・セミナー	2015年 国際部 マイナンバー、 相続税及び贈 与税の現況等				国際部 国際税務・海 外取引調査、 移転価格税制			名古屋会 ドイツ・ミューン ヘン税務報告	東海会 書面添付制 度、協同組合 事業ほか	大連市注冊税 務師協会		2015年 九州地方税務 工芸会 個人企業と法 人企業における 金納付後の可 処分所得の差 について 社会保障・税 番号制度(マ イナンバー)制 度について			
②	2015年 研修視察	10人 韓国 関係役員に依 頼	11人 韓国		約300人 大阪国税高に 講師派遣依頼			名古屋会 100人 中国 ドイツ 8人	ドイツ 担当役員が連 関役員、日 本海国際交流 財政裁判所所 長に連絡を取 り、手続を行 った。	中国 4人 関係役員、日 本海国際交流 センターに依 頼		2016年 国際交流懇談 会 韓国			
③	2016年 協議会				2016年 国際セミナー 国際部 海外進出支援、ベトナム税務・ 会計の基礎概要、ベトナム外 国契約書と付加価値税の還 付			中国 12人 ベトナム 206人 中小企業基盤 整備機構に講 師派遣依頼	北陸会 税理士制度、 会社運営ほか	北陸会 税理士制度、 会社運営ほか		2016年 四国会 消費税(付加 価値税)の理 状とそとの問 題 韓国			
④	2016年 協議会				2016年 国際セミナー 国際部 タイのビジネス及び税務環境 について			中国 12人 インドネシア 12人 JICA	中国 12人 関係役員、日 本海国際交流 センターに依 頼	インドネシア 12人 JICA		2017年 インドネシア 北陸会 税理士会の活 動ほか			

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
④ 実施年					2016年										
事業名称					2016年 鎮務署(釜山)の視察										
主催					国際部										
テーマ					税務署における住民登録番号の実務										
対象国					韓国										
参加者数					15人										
実施依頼・調整手続き					釜山地方税務士会を通して鎮務署への視察依頼										
4. 収集した資料の翻訳					鎮務署からの提供資料										
4. 1. 実施予定年	2017年	2018年			2017、2018、2019年										
4. 2. 海外視察・研修予定	研修視察	韓国中部地方税務士会との懇談会			国際セミナー										
4. 3. 事業名称					国際部										
4. 4. 主催	国際部				諸外国の税制、税務等について										
4. 5. テーマ	税制とBEPS(税源浸食と利益移転)の法制化対応状況														
4. 6. 対象国	ASEAN諸国				アジア諸国等										
4. 7. 参加者数	14人(予定)				各350人(予定)										
5. 1. 名称	会員相談室														
5. 2. 運営方法	随時、FAX又は電話回答														
5. 1. 名称															
5. 2. 外国人向け税務相談															
5. 1. 名称															
5. 2. 外国人向け税務相談															

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

分掌機関名称	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
6-1	<p>日本税務会計学会国際部門 144人(うち国際部門24人) 1963年</p> <p>【東京】諸外国における税制及び会計その他関連する諸科学並びに税理士業務により派生する諸問題の研究</p>				<p>国際部 11人 1999年</p> <p>【近畿】韓国税制等に関する學術討論会開催 ・各在阪国際機関からの国際税務に関するセミナー・書籍等の情報収集 ・諸外国の税務等に関する研修会の開催</p>		<p>国際関係小委員会 5人 2013年</p> <p>H28.7.21 東京税理士会 国際部と情報交換会を開催し、東京各国際部の活動状況や情報収集を行った</p>	<p>名古屋税務研究所 国際部 9人 2009年</p> <p>国際交流を通じた研究及び情報交換</p>	<p>税務研究所 未定 2016年</p> <p>検討中</p>					<p>制度部 12人</p> <p>日本の税理士法と韓国の税務士法の比較検討</p>	
6-2															
6-3				<p>国際税務に関する研修 講師：国税局 国際調査課 課長補佐 受講者：総合企画部委員、研修部委員(一部)</p> <p>テーマ：①これまでの経緯とポストBEPS ②国外で事業を行う場合の税務 ③税制改正と最近の国際課税</p>	<p>諸外国の税制、税務に関する研修 大阪国税局国際関係部署による研修</p>	<p>国際税務研修会(テーマ①「基礎から学ぶ国際税務」、②「国際取引を巡る消費税の基本的な取扱い」)</p>	<p>国際税務に関する委員会向け研修会 テーマ：「国際税務の基礎知識(入門編)」、「東南アジアの国際税務の事情と現状」</p>	<p>ドイツ・ミュンヘン税理士会と交流を行った際、その成果を税務研究発表会という形で委員に報告</p>							

1. グローバル社会における税務専門家制度のあり方について

1) グローバル社会のなかで、税務専門家制度はどのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	税務専門家として、自分たちのクライアントが海外に進出する場合、あるいは海外との取引を展開するときに有益な情報提供やアドバイスができるようにしておくべきと考える。
関東信越	グローバル社会において税務専門家に求められることは、①我国の税制、税務行政及び税理士制度の改善に貢献すること、②関与先企業の国際税務に関する支援要請に応えることであると考えます。 したがって、税理士会としては、諸外国の税務情報の収集及び調査研究等によって官公署への建議、意見交換等を充実し、社会の信頼を得るとともに、会員に対しては国際税務に係る情報提供や研修の充実を図る必要がある。
近畿	税は、それぞれの国家において、歳入として国家活動のための金銭的な裏付けとなるもので、税務専門家は国家と納税者を繋ぐ重要な役割を果たすものである。重要であるがゆえに資格制度は高い専門性を要求され、一個人が複数国での資格を取得することは現実的ではない。 したがって、それぞれの国において、秩序立てて税務手続きを行うのが税務専門家の本来の業務であり、国家の資格制度の垣根を低くする形(TPPで議論された)は、資格制度の崩壊につながるようになる。 企業の海外進出の際には、海外での税務の方向性を示し、海外での事業展開の参考情報を提供することも、税務専門家の大きな役割となるだろう。
北海道	各国の税理士等の税務専門家同士のネットワークの形成が必要と思う。 特に顧客が海外進出する際に、海外の税理士等との連絡・連携を図り、適正なアドバイスやサービスを提供できる体制の構築が必要と思う。 また、日本国内の外国人や外国法人等に対して、適正な納税義務を果たしてもらうためにも、税理士会として、地元の税務当局や国際関係機関等と連携し、税務支援を行う体制の整備も必要と思う。
東北	グローバル社会の中で発生する、不当な租税回避行為を防止するために、各国の税務専門家間の連携を図ることが必要となると思われる。また、そのための研修制度も必要になると思われる。
名古屋	経済はグローバル化しているものの、税法は各国様々であり、税務専門家としては対応し辛い状況にある。海外の税法を知るとともに、税法もグローバル化するよう、働きかけが必要であると思う。
東海	当会では、税務研究所を設置し、その中に国際税務を所掌する部門を開設する予定である。国際税務について、税理士個々の研修機会を十分に確保することは大変重要であるが、税理士会全体を考えた時、世界の租税制度がスピード感をもって進んでいる現在、大局的な立場で国際税務について検討し研究する機関は必須であると考えます。
北陸	経済のグローバル化に伴い、国際税務問題は大企業だけの問題ではなく中小企業を主な関与先とする普通の税理士が遭遇することも珍しくなくなってきました。大手監査法人等に比べ経験と情報源において劣る普通の税理士にとっては国際税務実務に対処することは決して易しくありません。しかし、日本における税理士業務の無償独占を前提にすると一定水準以上の国際税務に関する知識が税務専門家である税理士に求められることとなります。 この水準の維持を、個々の税理士に求めるのには自ずと限界があり、税務専門家の団体である税理士会による研修等の重要性が増しているものと考えます。また、研修に関しては、国際税務の特殊性を考えると課税当局からの十分な情報提供を受けられるものであることが望ましいと思います。具体的には、研修等の講師等を国税当局ないしそのOBに要請することが望ましいかもしれません。 国際税務関係の非公開裁決例では、墨塗部分が余りに多く、その具体的内容の把握自体が難しいものが多いことからしても、課税当局関係者による具体的事例研修の意義は大きいでしょう。
中国	近年日本企業や外国企業のグローバル化が進み、重要な経営戦略の一つとして考えられている反面、国境を越えた過度の節税策にOECD/G20主導によるBEPS(税源浸食と利益移転)など国際課税の見直し課題となっている。このように国際的な税務知識や情報は法人だけでなく、個人においても必要性があり、税理士にとっても必要不可欠なものとして重要である。
九州北部	国に応じた資格取得制度に安易に外国人資格者を認めることは避けるべきだと思う。あくまでその国の試験制度の範囲を広げてはいけないと思う。
南九州	あまりに不公平な取引になるような税率は問題提起すべきである。ネット取引に対するグローバル社会での取り決めをある程度すべきではないか。
沖縄	グローバル社会において国際課税のあり方が問われています。その国際税務に対応できる研修体制が税務専門家に求められています。また、海外の税務専門家とのネットワークを形成しグローバルな海外取引にも対応できる体制を構築すべきである。さらに、日本在住の外国人の税務相談窓口を税理士会と国税当局とが連携し税務支援の整備も必要である。

2) 税理士制度を他国にどのように普及・浸透させていくべきか

会名	意見・提案等
東京	対象国との間で友好協定あるいは情報交換協定を締結し、相互国の税制や税務専門家制度についての意見交換を重ねる中で、我が国の税理士制度について理解を深めてもらい、我が国の税理士制度を普及・浸透させていくべきと考える。
関東信越	アジア諸国で税理士制度の導入を進めることは、我が国の税理士制度への理解を深め、社会における必要性が認識されると期待できるので、グローバル化の下で税理士制度の維持・発展を図る観点からも重要と考える。税理士制度の普及のためには、我が国において税理士制度が申告納税制度の円滑・適正な運営に重要な役割を担っており、国家財政の安定に寄与するものであることを理解してもらうことが効果的だと思う。そこで、税理士法における税理士の使命、税務支援、租税教育等とともに、特に税制等に関する建議のシステム等についても、その概要と取組み状況を説明して、国家の信頼の下に社会インフラとして有用な機能を果たしていることを周知する必要がある。
近畿	日本における効率的な税収確保、国家と納税者の良好な関係について、諸外国の(若手)政府職員に情報、知識を提供することは、租税教育の一環として重要だと考える。
北海道	各国の税制や税務行政を尊重した上で、税理士等の民間同士の草の根レベルの交流を図り、各国の自発的な取組みに協力することが必要かと思う。また、国際協力機構(JICA)等の国際機関等とも連携し、アジア諸国の民間レベルの税務専門家同士の交流・研修プログラムを充実させる必要もあるかと思う。さらに、日本の税理士においても、アジア諸国の税務支援や税務行政等の現状を把握するとともに、日本の税理士制度を普及するために、短期・長期の派遣制度や研究助成制度等の創設についても検討してみてはと思う。
東北	政府(国)が税収により、国家を運営していくという財政システムの下では、租税というものに対する理解を国民に周知しなければならないとともに、国家と国民とが、それぞれ独立した立場であることが確立されていなければならない。どちらか片方に優位性が偏っていないか、そして、システムとしての租税制度が効果的に機能しているかどうかについて、税理士及び税理士制度が貢献できる余地は充分にあると思われる。さらに、中小企業の健全な経営を推進していくという意味においても、税理士が大きな役割を果たすことができると思われ、各企業の経済的發展を通じ、国全体への経済面、財政面はもとより、社内の内部統制を推進していく過程の中で醸成されるモラルの向上が、国家全体に及ぼす影響は多大なものになろう。
名古屋	今年度、名古屋大学において、留学生相手にセミナー及び相談会を行い、非常に好評であった。留学生の中には政府関係者もいると思われ、税務相談・意見交換会等を通じ、日本の税法、税理士制度を理解してもらうことにより、税理士制度の普及・浸透のきっかけになるのではないかと考える。
東海	①税理士制度が存在する国に対しては、日本や韓国などの先駆的な税理士会が個々に交流を深め、長所短所を含め、情報を共有し、また後発の税理士会がある国では、前述した先駆的な税理士会が、税理士や国税当局に対して、また、国会議員に対して、税理士制度の必要性(納税者権利に対する意義)を根気よく説いていくべきである。 ②税理士制度がない国々に対しては、課税の公平・公正の観点から、税理士制度の必要性について理解してもらうためにAOTCA加盟団体が該当国の課税当局を訪ね、広報活動を行うことが重要である。
北陸	アジア諸国は現在まだ成長の途上であり、また、天然資源に恵まれていること等の理由により国内の法人や個人に対する課税が制度的にも実務的にも充分成熟しているとはいえない段階にあります。しかし、これらの国もいずれ現在の高度成長や、天然資源に依存する財政運営の限界に達することは明らかです。それに対処するためには、税制の制度設計、運用において課税当局の一方向的、高圧的なものではなく、納税者の自発的コンプライアンスによる必要となってくると思われます。 申告納税制度による所得課税のように、納税者の自発的コンプライアンスを重要視する税制が、結果的には課税庁の徴税コストと納税者における顧客満足度を充足するのに最も適していることは、先進各国の税制が示すところです。これは、租税国家における租税の果たす意義、すなわち、応分の負担を行うことによって国民が利益を受けることが国民に理解されること(租税教育)が広く知られた状況において、初めて納税者の自発的コンプライアンスの向上を図るための方法と税務行政の執行とが問題となるということです。 税法はその解釈適用が難しく、かつ、課税当局による意図的、恣意的執行があってはなりません。その意味において課税当局と納税者との間に立って中立な立場で税務実務を行い、納税者の代理をする税理士制度のような税務専門家制度は国家にとって有益であるはずで、税務専門家制度をアジア諸国に普及させていく上では、上記の原則を守るだけではなく個々の国における社会的・経済的歴史を充分に考慮に入れた制度の導入が必要でしょう。経済的發展状況、言語、宗教、民族といった社会状況はそれぞれの国において異なるからです。また、弁護士、公認会計士といった他士業との棲み分けに関しても、それぞれの国の制度的歴史を無視することはできないと考えます。
九州北部	その国の政策により進めるべきで、日本政府のモデルケースの一つとして日本の税理士制度を提案・推進すべきであり、そのお手伝いとして税理士会も積極的に関わることが重要であると思う。
南九州	申告納税制度の充実、税理士の独立公正な立場と現状をアピールしたらよいのではないかと考える。個人・法人の税理士の関与割合、税理士の関与先の税金納付税額を見せるなど。
沖縄	税理士制度を他国に浸透させるには、AOTCA会議等で日税連がアジア諸国に税理士制度を広くPRする必要があると思う。また、国際協力機構(JICA)等の国際機関等とも連携し、アジア諸国の民間レベルの税務専門家同士の国際交流や研修プログラムを導入すべきである。 日税連の組織の中でアジア諸国に税理士制度を広報するのは国際部であり、各税理士会においても友好協定相手国と国際交流を行っておりますが、日税連国際部として友好国に出向き、積極的に税理士制度の普及活動を行ってはいかがだろうか。

2. AOTCA大阪会議(2015年)及び香港会議(2016年)に参加しての印象等

会名	意見・提案等
東京	・セッションテーマが「BEPS問題」に偏っている感がするので、他のテーマも検討するのが良いと思う。 ・他国の税務専門家同士が、友好を広める場となれるような社交行事を企画する努力も必要であると思う。
東京地方	AOTCA大阪会議において納税者権利憲章プロジェクトの発表がありました。その中で、納税者権利憲章を国際基準として導入するという考えが非常に参考になりました。先進国であるにもかかわらず、現在において納税者権利憲章が存在しないわが国にあって、国際基準としての導入であるならば、導入しやすいのではと考えます。
関東信越	大阪会議については、基調講演及び多様な特別講演のいずれも大変有意義なものであった。さらに「租税教育」をプログラムに取り上げたことについても、参加者から「日本の税理士が租税教育を重要な施策として真剣に取り組んでいることが、他国の税理士会に伝われば今回の会議は大成功・・・」などの声も聞かれ、好評であった。また、ガラ・ディナーの際の「阿波踊り」にも多くの外国の方々が加わり、会場内の一体感と盛り上がりを感じた。香港会議については、BEPSに関するプログラムが多かった印象がある。OECDの最終報告を巡る各国の取組み状況等の重要な時期であるから当然のことと思うが、税理士の立場からは、中小企業支援に直接的に繋がるような身近な問題も取り上げられると良いと思った。
近畿	大阪会議については、中国の団体の多人数の欠席等トラブルはあったものの、地元大阪での開催ということもあり、運営にも参画できて、有意義な体験であった。香港会議は、税務と直接の関係がない「一带一路構想とビジネスチャンス」が大きなテーマとして取り上げられ、違和感があった。中国の影響が今後AOTCAの運営に関しても大きくなっていくであろうと予感させられた。
北海道	ここ数年間、大企業を中心とするBEPSに関する内容が多かったように思うので、今後はもう少し中小企業等の会計や税務に関する話題を増やして頂ければと思う。
東北	大阪会議が初めてのAOTCA参加であった。モデル納税者憲章の内容を学び、憲章策定の参加国の課題等を知ることができた。 他国で開催したAOTCAには参加したことはないが、大阪会議においては、他国の税務専門家とも交流ができ、非常に有意義であった。 準備に奔走された委員の先生方に改めて厚く感謝申し上げたい。
名古屋	大阪会議では専門家が集まり、BEPSの問題点等が論じられたのに比し、香港会議では、さらに民間企業が加わり全く違った印象を受けた。
東海	BEPSについて、タイムリーなテーマであり、また、直接BEPSの議論の中心的な役割を果たした方からお話が伺えたのは、大変有意義であった。このようにタイムリーであったり、今後税理士業界が直面するであろうテーマ及び内容を選定されることが望ましい。
北陸	○大阪会議 セッションに関しては、租税教育に関してのものでは各国のそれぞれの取組み方を知ることができてよかったと思います。 BEPSに関しては、OECD関連当局の人たちの講演は、全体の意義を理解する上で有益でした。参加各国団体によるセッションは、各国がまだ対応を色々検討している途中であることを別にすると、検討が十分でなかったり、同じテーマの繰り返しであったりして若干物足りないものを感じました。 社交行事は、参加者全員が心から楽しんでいる様子が見え、大変良かったと思います。国際大会の意義は、パーティー等で顔なじみになることが今後の交流に繋がるので継続性を重視していく必要があると感じます。 ○香港会議 セッションは基本的にBEPSの問題を中心に行われ、各国税務当局や関係企業等それぞれの対応状況に関して、建前だけではなく本音を垣間見ることができたことが収穫でした。従来とは異なり学者や税務専門家だけではなく、企業の税務担当者をパネラーに招いた効果は充分にあったと感じます。 社交行事も地域性を表したものでとても良かったです。 ○テーマについて AOTCA年次大会は、加盟団体が一堂に会し共通のテーマについてセッションを行う形式をとっています。そして、近年の国際課税における最大のテーマはBEPSなので国際課税をテーマにする限りBEPSから離れられないように感じます。しかし、今一度原点に帰り、個人所得課税、法人所得課税、消費課税を個別に取りあげ各国の現象と今後の方向性を検討するようなことを行うべきではないかと思えます。さらに、税務調査、滞納処分も含む税務行政手続の問題も経済が発展すればするほど重要性が高まっていくものと考えています。
中国	2015年のAOTCA大阪会議に国際部員としてはじめて参加させていただきましたが、国際会議という雰囲気又すべてが英語もしくは母国語での発表ということで、同時通訳付とはいえ、最低限度の英語の語学力が要求され、大変だということを感じました。
南九州	AOTCA香港会議では費用をスポンサーに払ってもらうというやり方は素晴らしいアイデアと思う。またスポンサーが企業サイドから国際税務に対して問題点をあげたのも興味深かった。
沖縄	2015年の大阪会議では、ホスト国として国際部一致団結して参加者におもてなしできたことは大変うれしかった。ただ、中国の突然欠席に会場の空席や夜のレセプションの空席が目立ち残念でした。 2016年の香港会議は、すばらしい国際会議場でしたが、椅子席のためメモがとりにくく、事前資料のない発表を聞くことに苦慮した。ホスト国のおもてなしはすばしかったです。初めての香港でしたが飛行機の時間の関係で観光する時間がなく香港空港と国際会議場のみで香港を後にしたのは残念でした。

3. 日税連への要望について

会名	意見・提案等
関東信越	当会の理事及び支部長に対して「国際税務事業に関するアンケート」を実施したところ、会員研修の開催や相談窓口の設置等の要望があったが、全般的にはAOTCAや国際税務についての認識は不足していると感じられた。 当会で当面考えられる会員向けの対応として、公的機関や金融機関等における海外進出企業に係る支援窓口サービスの内容の把握等により、会員への情報提供窓口の紹介や会員を対象とする研修会の開催が考えられる。同時に日税連ホームページTAINSの「国際税務情報」コーナーの活用を広報し、国際税務への関心が高まるよう努めたい。 日税連には、引き続き「国際税務情報」コーナー等で日税連及び各税理士会の国際交流の内容・資料、AOTCA会議の内容、各国税制の資料等を掲載していただくなどして、各税理士会や会員が必要に応じて情報を得られるようなシステムを構築していただくようお願いしたい。
近畿	単位会の連合体として日税連があり、海外の政府当局、税務専門家団体の国家代表と交流を持つ窓口として、日税連は当然に重要な組織である。単位会がそれぞれ別個に海外と交流を持つと、相手先がダブったり、力量不足により交流が不完全燃焼になるという事態が予想されるので、調整役としても日税連に期待される役割は大きいと考える。
北海道	・税理士の国際交流活動も大切ではあると思うが、国際税務等に関する調査研究事業も推進して頂きたい。 ・JICA等と連携して、カンボジア、ミャンマーなどの開発途上国に対して、税理士制度等の創設や促進について支援する仕組みを検討すると共に、将来のAOTCA加盟メンバーの育成事業を検討しても良いと思う(公益活動の一環として)。 ・各国のNGO等と協力して、日本の租税教育の教材等をアジア・オセアニア地域の各国にも提供するような教育プログラムの創設を検討してみても良いと思う(租税教育の一環として)。 ・統一研修等にて、国際税務に関する研修の機会を増やして頂きたい。
東北	日税連の国際部が、税務専門家の公的な組織として、国際的な税務問題(の解決策や方針策定)について、どこまでかかわっていくのか、日税連として方針が決まっているのであれば、委員に公開していただきたい。
名古屋	名古屋税理士会では現在、アフガニスタン・イスラム共和国から税理士制度導入に関し、アプローチを受けている。 日税連には、政府・JICA等への働きかけ等、バックアップをして頂きたい。
東海	単位会として、国際交流事業を進めるにあたり、相手国のチャンネルを見つけることは、大変困難なことが多い。AOTCAの総会などでは交流するものの、なかなか深い交流には進まない。交流を始める機会を増やすためにも可能であれば日税連を訪問される諸外国の税理士会があるときは、単位会の代表又は国際交流の窓口担当者の同席が許されるとありがたい。
北陸	各国の税務専門家団体との交流、相互の税務専門家制度の理解を深めることが一番大事であると考えますが、税務専門家制度は各国の税制と経済社会を背景に成り立っているため、所掌の問題はあるにしろ各国の税制研究を従来以上に行うことが必要なのではないかと思えます。 28年度は、ドイツ等への視察が行われましたがとてもいいことだと思えます。視察の結果報告に関しては、日税連会報における投稿以上の報告があると国際部の活動のアピールができて良いと思えます。
中国	日本の税理士制度を世界各国に発信するすばらしい機会であり、諸外国からも注目されている税理士制度でありますので、友好親善を深めると同時にしっかりPRしていただきたいと思えます。
沖縄	日税連が友好協定を締結している国に国際部で視察・交流の旅を企画しては如何か。国際部で海外交流をすることにより、税理士制度をアジア諸国に普及・浸透させる結果につながるものと考えます。

4. その他

会名	意見・提案等
東京	東京税理士会では、ソウル地方税務士会と隔年で相互に訪問し合う良い関係を維持しているが、このような相互の友好関係の維持・拡大がグローバル社会の中で税務専門家制度の発展・展開に繋がると考える。
近畿	インバウンドの側面であるが、海外から日本に進出してきた企業に対し、外国語に堪能な税理士会員を紹介できるよう、相談員制度がある。運用実績は少ないものの、今後重要な事業になることを期待している。
東北	本会として、ドイツ(ミュンヘン・ハノーバー等)との相互視察は3回ほど実施しているが、参加費は自己負担となっている。
名古屋	ミュンヘン税理士会とは引き続き深い交流が続いており、有意義なものとなっている。 今後、アフガニスタンとも関係を深めればと期待している。
北陸	北陸税理士会は、小さな所帯なのでいきなりどこかと友好協定を結び相互訪問を繰り返すようなことを単独行事として行うことは、財政的にも人的資源の意味においても無理があります。幸い、大連注冊税務師協会とは友好関係にあり、定期的ではありませんが相互訪問を何度か重ねております。自主企画として事業を行えないので例年行事化が難しいという現状であります。 大連との友好関係の窓口である「NPO法人日本海国際交流センター」との関係を密にして、この糸口を着実に太くしていくように検討しているところです。

日本税理士会連合会仮訳

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約

制定：1992/11/6 設立総会(於・東京)

変更：1994/11/10、1996/11/7、1998/11/13、2002/11/6、2004/2/16、2004/11/27、2012/10/18、2014/10/23、2016/10/6

第1章 総 則

第1条 (名称)

本協会は、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(略称AOTCA)と称する(以下本協会という)。

第2条 (目的)

本協会は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体相互の理解及び協力を促進するとともに、その構成員の税務及びその周辺業務の拡充並びに友好親善に資することを目的とする。

第3条 (事業)

本協会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税制、税務行政及び税理士制度に関する情報、経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
- (2) 税務及び経済に関する情報並びに経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
- (3) 会報の発行及び専門的論文の出版を行うこと。
- (4) 国際組織、特にI.F.A.(国際税務協会)及びC.F.E.(ヨーロッパ税務連合)との関係を密にし、関係情報の収集と活用を図ること。
- (5) その他、目的達成に必要な事業を行うこと。

第4条 (事務局等)

1. 本協会の the foundation office は、日本税理士会連合会が本協会の加盟団体であり、かつ、同連合会の同意がある限り、日本国東京の日本税理士会連合会内に置く。
2. 本協会の事務局は、会長の定める所に置く。

3. 本協会の事務局は、会長の定める所に置く。
4. 本協会に係るすべての通信は事務局あてに行うものとする。

第5条 (加盟団体)

1. 本協会の正規(ordinary)加盟団体は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体、又は良識ある全国的組織として広く認知されている団体で本協会に加入することを希望し、かつ、**加盟を申請する団体と同じ国又は地域に既加盟団体がある場合は全ての既加盟団体の意見を考慮した後に**総会で加入が認められた団体とする。
 - 1A. 本協会は正規加盟団体の他に、総会で加入が承認された場合に限り、次の団体を準(associate)加盟団体として認める。
 - (1) Affiliate members アジア・オセアニア以外の地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体又は良識ある全国的組織として広く認知されている団体
 - (2) Candidate members アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、近い将来、国内法に依拠する団体又は良識ある全国的組織として広く認知されることを本協会が認めた団体
 - (3) Official members アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体であるが、団体と政府との関係又はその他の政府機関との関係のため原則的には独立した民間の職業専門家団体ではない団体
2. 本協会への加入を希望する団体は、書面により加入申請を行うものとする。

3. 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 加入を希望する団体の属する国又は地域内に本協会に既に加盟している団体がある場合は、本協会への加入について全ての当該団体の推薦を受けていることを証する書面
 - (2) その他会長が必要と認めたもの
4. 加盟団体が本協会を退会するときは、その年の10月末日までに届出るものとする。ただし、退会は翌年の1月1日から発効する。
5. 総会は、以下の場合、4分の3の多数で正規(ordinary)加盟団体の加盟を停止し、又は取り消すことができ、また、過半数で準(associate)加盟団体の加盟を停止し、又は取り消すことができる。
 - (1) 加盟団体が本規約の規定に違反し、勧告を受けた後3月を超えても改善が見られないとき
 - (2) 本条第1項が規定する加盟団体としての資格がなくなったとき

第2章 役員及び会務

第6条 (役員)

本協会には、次の役員を置く。

会長

会長代理 会長の属する団体以外の団体に属する者

副会長 会長及び会長代理に選任された者の属する団体以外(第7条第3項に規定する)の加盟団体により推薦された者

事務総長

財務担当役員

監事(2名) 2名の監事は、それぞれ別の加盟団体に所属し、かつ、会長又は事務総長の所属する団体以外の団体に所属する者とする。

第7条 (役員を選任)

1. 副会長を除く役員は、2012年及びそれ以降に開催する総会において、2年に1度正規(ordinary)加盟団体の構成員のうちから選任されるものとする。ただし、事務総長は、その加盟団体により雇用さ

れている professional officer である場合には、必ずしもその団体の構成員である必要はないものとする。

2. 会長代理は、会長が選任された総会の次の(2回目)の総会において、当該者が辞退した場合又は総会が新たに会長を選任することを決定した場合を除き、次期の会長予定者に選任されたものとする。
3. 会長及び会長代理が所属する団体を除く正規(ordinary)加盟団体は、その構成員のうちから副会長を推薦するものとし、必要に応じ当該副会長を交替させることができる。
ただし、会長が所属する団体の長を退任したときは、当該団体から副会長を推薦することができる。
4. 役員に欠員が生じたときは、次によりその職務が代行されるものとする。
 - ・ 会長の場合、会長代理が、会長の任期終了時まで、その職務を行う。
 - ・ 会長代理の場合、次回役員会で選任する。
 - ・ 事務総長の場合、会長が事務総長を指名し、指名された事務総長の任期は次回役員会が開催されるまでの間とする。ただし、当該役員会の承認を得た場合は、当該在任期間とする。
 - ・ 副会長の場合、当該副会長を推薦した加盟団体が新たに推薦する。
 - ・ 監事の場合、役員会が新たに後継の監事を選任する。ただし、当該役員会にて監事による報告が要請されている場合は、それまでの間、当該監事が所属する加盟団体が後継の監事を指名することができる。
5. 補欠選任は、役員会の議により、次の総会までこれを行わないことができる。

第8条 (会長、会長代理、副会長)

1. 会長は、本協会の会務を総括する。
2. 会長代理及び副会長は、会長の定めるところにより会長を補佐する。また、会長に事故があるときは、会長の要請によりその職務を代理する。

第9条 (事務総長)

事務総長は、事務局の総責任者として本協会の事務を掌理する。

第10条 (財務担当役員)

財務担当役員は、本協会の資金及び財産の管理、本協会の会計及び会長が命じるその他の財務に関する事項を掌理する。

第11条 (監事)

監事は、会計及び会務の執行を監査する。

第12条 (役員任期)

1. 副会長を除く役員任期は、新たに役員が選任された総会の終了時に満了する。役員再任は妨げない。会長の任期は二期を超えてはならないものとする。ただし、補欠により就任した期間はこれに含まないものとする。
2. 補欠により就任した役員任期は、他の役員在任期間と同一とする。
3. 任期満了によって退任する役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

第13条 (役員退任)

役員は、役員に選任されたときに所属していた加盟団体の構成員でなくなったときは退任する。

第14条 (会務執行)

役員は、会務の執行にあたっては、この規約又は総会若しくは役員会の議決に反することができない。

第15条 (役員会)

1. 役員会は、会長、会長代理、事務総長及び副会長数名をもって構成する。当該副会長は、前事業年度に本協会に5,000米ドル以上の運営助成金を寄付した正規(ordinary)加盟団体が推薦する者とする。ただし、会長若しくは会長代理が構成員である正規(ordinary)加盟団体は、5,000米ドルの運営助成金の有無にかかわらず副会長を推薦する権利を有しない。また、別に2名の副会長を総会において無記名投票で過半数(候補者を除く)を得た者を選任する。
2. 役員会は、次の事項を決定する。
 - ・ 総会に提出すべき議案

- ・ この規約において役員会の議を要するものとされている事項
- ・ 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する重要事項

第16条 (役員会運営)

1. 役員会は、会長が招集し、過半数の構成員が直接又は電子的方法を用いて出席しなければ会議を開くことができない。
2. 役員会議長は会長が当たり、会長は決定票(キャストティングボート)を持つ。
3. 役員会議決は、出席者の過半数をもって決する。
4. 役員会構成員のうち過半数が署名のうえ採択した書面による議決事項は、正規に開催された会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。ただし、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合に限る。また、書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡又はファクシミリにより事務局に提出されるものとする。
5. 役員会は、1年に4回開催することとする。うち2回の役員会は、役員が直接出席するものとする。

第17条 (役員出張旅費等)

役員報酬は、これを支給しない。また、役員総会、役員会出席に係る旅費等の出費は、その者の所属する団体又は関係役員が負担するものとする。

第3章 専門委員会

第18条 (設置)

専門委員会を設置する。専門委員会は、運営委員会及び専門委員をもって構成する。専門委員(Technical Advisors)は各加盟団体から任命された者とする。

第19条 (構成及び任期)

専門委員会に委員長及び2名の副委員長を置く。委員長及び2名の副委員長は運営委員会を構成し、2名以内の者を運営委員会委員に任命することができる。運営委

員会委員の任期は、第7条第1項の規定を適用する。

第20条 (機能)

専門委員会は、アジア・オセアニア及び他の地域の税務専門家に影響を及ぼす国際税務の関係法令、規則及びコンプライアンスに関する事項を取り扱う。専門委員会は、意見書を作成し、必要に応じて、独自に、またはCFEあるいは他の地域の税務専門家組織と共同して意見書を取りまとめ、加盟団体に公開し、関係税務当局、国際機関または関係者に提出する。

第21条 (ワークプログラム)

運営委員会は、検討を要する課題及び専門委員会から提示された課題を決定し、また、特定の課題及びテーマについて調査、検討するためのワーキンググループを設置し、各ワーキンググループに対し担当の研究作業を命じ、ワーキンググループがとりまとめた意見書を承認することができる。

第22条 (委員長・副委員長の欠員)

委員長または副委員長に欠員が生じたときは、役員会は、委員長または副委員長を任命することができる。

第23条 (専門委員の推薦)

各加盟団体は、それぞれ2名以内の専門委員を推薦することができる。専門委員は、運営委員会が設置するワーキンググループの委員または座長となることができる。

第24条 (会議の開催)

専門委員会は、定時総会の開催時に会議を開催する。

第4章 顧問及び名誉顧問

第25条 (顧問)

1. 会長は、役員会の承認を得て、本協会の運営に関する事項を諮問するため、本協会の役員に在任したことがある者並びに税務の研究又は実務の専門家の中から顧問を委嘱することができる。
2. 現に本協会の役員である者は、顧問に委嘱することができない。

3. 顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、会長の求めに応じ、発言することができる。
4. 顧問の任期は、当該顧問を委嘱した会長の任期と同一とする。
5. 第12条の規定は、顧問について準用する。

第26条 (名誉顧問)

1. 会長又はその後任者 (incoming president)は、総会の承認を得て、本協会の役員経験者若しくは退任者を名誉顧問 (顧問を除く。)に委嘱することができる。
2. 現に本協会の役員である者は、名誉顧問に委嘱することができない。
3. 名誉顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、発言することができる。
4. 名誉顧問の任期は、終身とする。
5. 第12条の規定は、名誉顧問について準用する。

第27条 (顧問、名誉顧問の出張旅費等)

第16条の規定は、顧問及び名誉顧問について準用する。

第5章 総会

第28条 (構成)

1. 総会は、全ての加盟団体によって構成され、加盟団体の長またはその委任を受けた者がこれに出席する。
2. 加盟団体の長は、自らが所属する団体の構成員のうちから、3人以内の者を、本協会の総会に当該団体の代表者として任命し出席させることができる。

第29条 (招集)

1. 会長は、1年に1回定時総会を招集するほか、必要に応じ臨時総会を招集することができる。
2. 会長は、3分の1を超える加盟団体の求めがあるときには、臨時総会を招集する。
3. 総会の招集は、総会日の2月前までにその日時、

場所及び議案を記載した書面をもって、加盟団体に通知する。

第30条 (議決権)

1. 正規(ordinary)加盟団体は、それぞれ1票の議決権を有する。第2項の規定を除き、他のいかなる個人又は団体も議決権を行使することはできない。第20条第2項により任命された者は、本協会の会議にて発言することができるが、当該者が所属する団体の長が議決権の行使を委任した場合のみ、当該団体の議決権を行使することができる。
2. 総会の議長は、会長が当たる。会長は、決定票(キャスティングボート)を投ずることができるが、一加盟団体を代表していない場合は、審議権(deliberative vote)を有することはできない。

第31条 (議決の要件)

1. 総会の決議は、過半数(more than one-half)の正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の過半数(majority)で決する。
2. 総会において、この規約の変更につき議決する場合は、前項の規定にかかわらず、過半数の正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の3分の2以上の多数をもって決する。
3. 過半数の加盟団体の正規に任命された代表が署名した書面審議により採択された議決事項は、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合、正規に開催された協会の会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡またはファクシミリにより事務局に提出されるものとする。

第32条 (委任による議決権の行使)

総会に出席することができない加盟団体は、あらかじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席する他の加盟団体に委任して、その議決権を行使することができる。

第33条 (総会で決定すべき事項)

総会は、次の事項を決定する。

- ・ 本規約において総会の議を要するとされている事項
- ・ 次回定時総会の日程及び開催国
- ・ 本規約の変更
- ・ 前各号に掲げるもののほか、会務の運営に関する重要事項

第34条 (議事録)

1. 総会の議事録は、事務総長が作成する。
2. 総会の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し、議長及び出席構成員2人以上が署名して保存する。
3. 総会の議事録は、可及的速やかに加盟団体に送付する。

第6章 入会金及び会費

第35条 (入会金)

加盟団体は、入会金として1,000米ドルを加入時に納入する。

会長は、加盟団体の申請時の財務事情を考慮して、500米ドルを超えない範囲内で入会金を減額することができる。

第36条 (年会費)

加盟団体は、基本会費として一事業年度につき1,000米ドルをその年の2月末日までに納入する。ただし、年度の途中で加入した団体は、加入時に納入する。

さらに、会員数が1,000~5,000人の団体は、加算会費として1,000米ドルを、会員数が5,000人超の団体は加算会費として2,000米ドルを納入する。

会員構成においてタックスコンサルタントが中心でない加盟団体については、加盟団体の規模をタックスコンサルタントの会員数をもって、その規模とする。

第37条 (事業年度)

本協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第38条（経費）

本協会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

第39条（監査報告）

1. 監事は、本協会の会計及び会務の執行を監査し、その結果を監査報告書として取りまとめ、これを会長及び定時総会に提出する。
2. 会長は、前項に定める監査報告書をその都度加盟各団体に送付する。

第7章 雑 則

第40条（公式言語）

本協会の公式言語は英語とする。ただし、役員会において、必要に応じてその他の言語を公式言語として指定することができる。

[資料 4]

AOTCA加盟団体一覧

国・地域	AOTCA加盟団体		設立年	AOTCA 加盟年	HPアドレス
オーストラリア	CPAオーストラリア	CPA Australia	1886	1992	http://www.cpaaustralia.com.au/
	オーストラリア租税協会	The Tax Institute, Australia	1943	1992	http://www.taxinstitute.com.au/
	オーストラリア全国会計士会	Institute of Public Accountants, Australia	1923	2005	http://www.publicaccountants.org.au/
中国	中国注册税务师協会	Chinese Certified Tax Agents Association	1995	2004	http://www.cctaa.cn/ (*)
香港	香港会計師公会	Hong Kong Institute of Certified Public Accountants	1973	1992	http://www.hkicpa.org.hk/en/
	香港税務学会	Taxation Institute of Hong Kong	1972	1994	http://www.tihk.org.hk/
インドネシア	インドネシア税理士会	Indonesian Tax Consultants' Association	1964	2001	http://www.ikpi.or.id/ (*)
日本	日本税理士会連合会	Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations	1942	1992	http://www.nichizeiren.or.jp/eng/
	公益財団法人 日本税務研究センター	Japan Tax Research Institute	1984	1994	http://www.jtri.or.jp/ (*)
韓国	韓国税務士会	Korean Association of Certified Public Tax Accountants	1962	1992	http://www.kacpta.or.kr/
マレーシア	マレーシア勅許租税協会	Chartered Tax Institute of Malaysia	1991	1992	http://www.ctim.org.my/index.asp
	ベカス・ペガワイ・ハシル	Bekas Pegawai HASIL	—	2012	—
モンゴル	モンゴル税理士会	Mongolian Association of Certified Tax Consultants	2004	2002 (**)	http://www.cpta.mn/ (*)
パキスタン	パキスタン税法協会	All Pakistan Tax Bar Association	—	1992	—
フィリピン	フィリピン税務協会	Tax Management Association of the Philippines	1981	1992	http://www.tmap.org.ph/
シンガポール	シンガポール税理士会	Singapore Institute of Accredited Tax Professionals	2010	2012	http://www.siatp.org.sg/
台湾	中華台北記帳及報税代理人公会全国連合会(***)	Tax-Accountancy Association Union, Chinese Taipei	1988	1992	http://www.taauroc.org.tw/ (*)
	中華台北記帳士公会全国連合会(***)	Chinese Taipei Certified Tax Agents Association	2007	2014	http://www.cpb.org.tw/ (*)
ベトナム	ベトナム税理士会	Vietnam Tax Consultants' Association	2008	2009	http://vtca.vn/ (*)
スリランカ	【準加盟】スリランカ勅許会計士協会	Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka	1959	2002	https://www.casrilanka.com/casl/
バングラデシュ	【準加盟】バングラデシュ勅許会計士協会	Institute of Chartered Accountants of Bangladesh	1973	2002	http://www.icab.org.bd/

注: (*)英語サイトなし、(**)現団体の前身の加盟年、(***)内部覚書による表記

2015年AOTCA大阪会議レポート

AOTCAは、2015年10月14日から16日までの3日間にわたり、リーガロイヤルホテル大阪及びグランキューブ大阪（大阪国際会議場）にて、定時総会、役員会、監事会、専門委員会及びインターナショナル・タックス・カンファレンスを開催した。

同会議には、14カ国・地域の税務専門家等587人が集まり、うち日本からは日税連役員・国際部及び国際税務情報研究会委員のほか税理士会員等300人が参加した。日本における開催は2002年の京都会議以来であり、その規模は5年に一度の割合で開催される国際コンベンションの規模を上回るものとなった。

同会議のハイライトは、BEPS（税源浸食と利益移転）問題に取り組んでいるOECD（経済協力開発機構）の租税委員会議長である浅川雅嗣氏（財務省財務官）による特別講演、同問題についてのギィ・ジェスト氏（パリ第二大学教授）による特別講演、税務専門家による租税教育への取組みについてのセッション（富村将之日税連租税教育推進部長等がプレゼンター）であった。プログラムは、【表1】（以下、敬称略）のとおりである。

【表1】AOTCA大阪会議2015インターナショナル・タックス・カンファレンス プログラム

2015.10.15(木)	
1 開会挨拶	AOTCA 会長 池田隼啓 / 日税連会長 神津信一 / 国税庁審議官 貝塚正彰 / 関経連副会長 沖原隆宗
2 基調講演 「変貌する世界経済と税務行政の課題」	前国税庁長官 林 信光
3 特別講演 「BEPS 行動計画と租税条約」	パリ第二大学教授 ギィ・ジェスト (モデレーター) 東京大学大学院教授 中里実
4 プレゼンテーション 「モデル納税者憲章最終報告」	AOTCA デビッド・ラッセル / STEP マイケル・カデスキー
5 日税研主催プレゼンテーション	
5-1 「ルール・オブ・ローと日本の租税法」	東京大学名誉教授 金子 宏
5-2 「日本の国際課税～BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか」	東京大学大学院教授 中里実 (セッションモデレーター) 神戸大学大学院教授 瀧 圭吾
2015.10.16(金)	
6 パネル・セッション 「税務専門家による租税教育への取組み」	インドネシア税理士会 スリヨハディ・ジュリアント / 日税連 富村将之 韓国税務士会 コ・ジュンホ / ベトナム税理士会 フォン・ヴー (セッションモデレーター) 日税連国際部 松岡宣明

7 パネル・セッション

7-1 「BEPS 行動計画への対応～自国政府における対応、企業の見解」

中国注冊税務師協会 ソン・ウェイ / シンガポール税理士会 ラサ・マシュー
香港税務学会 ジェレミー・チョイ / 香港会計師公会 アンソニー・タム

7-2 「BEPS 行動計画～AOTCA の取組み」

AOTCA 専門委員長ギル・レビー / 同副委員長 ケン・シュゴット
(セッションモデレーター) AOTCA 名誉顧問・専門委員会副委員長 トーマス・リー

8 特別講演 「OECD の BEPS プロジェクト」

OECD 租税委員会議長 (財務省財務官) 浅川 雅嗣

以下、同カンファレンスの内容について記述するが、ここで、本報告に頻出する用語について、簡潔に説明しておく。

【用語解説】

・ BEPS (Base Erosion and Profit Shifting)

「税源浸食と利益移転」と訳され、主に多国籍企業が実行する国際的な節税スキームを指す。同スキームは、低法人税率国又は免税国、低源泉徴収税率国、租税条約、情報不開示等を利用し、無形資産に係るロイヤリティの收受等を行うことで、企業グループ全体の租税負担の最小化を図るもので、いわゆる Double Irish With a Dutch Sandwich (アメリカ本社がアイルランドの関連会社 2 社とオランダの関連会社 1 社を利用する節税スキーム、詳細省略) などが有名である。

各国においては、自国に留保されるべき企業利益が外国企業へ不適切に移転することで、課税権の実質的な喪失に繋がる。近年、国際社会において多国間協調による対策が必要であるとの認識が高まっている。

・ BEPS プロジェクト

OECD が進める BEPS 問題対策プロジェクトを指す。同プロジェクトの成果物ともいえる BEPS 行動計画は、BEPS Package と称され、15 のアクション【表 2】から構成されており、基本的に OECD 加盟国による BEPS 対策 (国内税法や租税条約の改正) の指針となる。国際電子取引、ハイブリッド・ミスマッチ、外国関連会社 (CFC: Controlled Foreign Company) を利用したスキーム、トリートメント・ショッピング (租税条約漁り)、移転価格問題、多国間の施策の協調などがその中心である。OECD は G20 の支持を得て、2012 年 6 月から同プロジェクトに取り組んでおり、2015 年 10 月 5 日に同行動計画に関する最終レポートを公表した。

AOTCA 専門委員会は CFE と共同で、OECD に対し、税務専門家としての立場から、同プロジェクトについて、Joint Statement (日本におけるパブリックコメントに類似) を提出している。

【表 2】 OECD の BEPS 行動計画

BEPS 行動計画	
行動計画1	電子経済の課税上の課題への対応
行動計画2	ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化
行動計画3	外国子会社合算税制 (CFC ルール) の強化
行動計画4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限
行動計画5	有害税制への対応

行動計画6	租税条約濫用の防止
行動計画7	恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止
行動計画8-10	無形資産取引に係る移転価格ルールの策定
行動計画11	BEPS 関連のデータ収集・分析方法の確立
行動計画12	義務的開示制度
行動計画13	移転価格関連の文書化の再検討
行動計画14	相互協議の効果的实施
行動計画15	多国間協定の開発

・OECD 租税委員会

OECD（本部パリ：34 カ国加盟）が設置する 35 の委員会の一つである。1963 年モデル租税条約を策定、1985 年移転価格に関するガイドラインを公表、2012 年 G20（メキシコ・ロスカボス）を受けて、同年 6 月から BEPS プロジェクトを開始している。OECD 加盟国以外の中国、インド、アルゼンチン、南アフリカ、ブラジル、インドネシアもオブザーバーとして参画している。

2013 年 7 月の BEPS 行動計画に関するレポートについては、同年 9 月の G20（ロシア・サンクトペテルブルグ）において全面的に支持されている。

・税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム

2009 年、G20 のマニフェスト（承認）を得て、2001 年に立ち上げられた国際的な協議体を指す。OECD 租税委員会内に事務局を設置、現在 OECD 加盟国以外にも含まれ、加盟国は 120 を超える。

・CFC（外国関連会社：Controlled Foreign Company）ルール

低法人税率国又は免税国に CFC を設立し、節税を図るスキームに対する本国における国内税法の規定を指す。日本におけるタックス・ヘイブン税制規定が該当する。

BEPS プロジェクトでは、アクション 3 「CFC ルールの強化」で採り上げられている。

・ハイブリッド・ミスマッチ

BEPS の類型の一つであり、一の課税事象についての二国間以上の国内税法の適用上の相違により、いずれの国でも課税されない、いわゆる「二重非課税」となる状態を指す。

例として、日本企業がオーストラリアに関連会社を設立し、当該関連会社が償還優先株式の配当を支払う場合、同国では当該支払額の損金算入が認められるだけでなく、日本においても外国子会社からの受取配当等の優遇規定（法人税法 23 条の 2：95%が益金不算入）を享受するケースが挙げられる。

BEPS 行動計画では、アクション 2 「ハイブリッド・ミスマッチの影響の無効化」で採り上げられている。

・トリートイ・ショッピング

本来二重課税の防止を目的とした租税条約を不適切に利用し、節税スキームを構築する行為を指す。いわゆる Double Irish With a Dutch Sandwich もオランダとアイルランドのライセンス使用料についての源泉徴収に関する両国の租税条約を利用しているとされる。

BEPS 行動計画では、アクション 6 「租税条約の濫用の防止」で採り上げられている。

・移転価格税制

国内本社と外国関連会社との取引が課税回避に利用されないよう、OECD の移転価格に関するガイ

ドラインに沿った価格（独立企業間価格）により、課税処理を行う税制を指す。

日本では1986年から制度が導入され、同時に「事前確認」（APA: Advance Pricing Agreement）手続きも導入されている。

事前確認には国内企業が課税当局と行うユニラテラルの事前確認と当事者企業がそれぞれの国の課税当局と行う、バイラテラル又はマルチラテラルの事前確認（MAP: Mutual Agreement Procedure）がある。

BEPS 行動計画では、アクション 8「無形資産に係る移転価格ルール」及び同 13 において、「移転価格関連の文書化の再検討」で採り上げられている。

・多国間税務執行共助条約

本件はグローバルフォーラムのプロジェクトとして進められてきた。広義の租税条約に含まれ、①情報交換（EOI: Exchange of Information）、②徴収共助、③文書送達共助などがその内容となる。

①については OECD モデル租税条約で、a 要請に基づく情報交換、b 自動的情報交換（AEOI: Automatic Exchange of Information）、c 自発的情報交換に類別されている。2011 年 3 月、日本は当該条約に署名し、②③について 2012 年税制改正で国内法の整備が図られた。なお、①b の AEOI については 2018 年から着手する予定である。

BEPS 行動計画では、アクション 15「多国間協定の開発」で採り上げられている。

・恒久的施設（PE: Permanent Establishment）

広義での事業所を指す。具体的には工場、支店、一定期間建設工事を行う場合の工事現場、一定の代理人が含まれる。

・ヨーロッパ税務連合（CFE: Confédération Fiscale Européenne）

1959 年に設立されたヨーロッパにおける税務専門家団体の国際組織。本部はブリュセルにある。AOTCA の姉妹団体。現在、21 カ国 26 の税務専門家団体が加盟しており、ヨーロッパ域内の専門家 10 万人超を代表する。

・信託・不動産管理者協会（STEP: Society of Trust and Estate Practitioners）

1985 年イギリス会社法に基づき設立された信託、遺産相続等の分野を扱う税務専門家のための国際組織で、本部はロンドンにある。世界 95 カ国・地域に 2 万人を超える会員を擁し、会員には弁護士、会計士、信託専門家、税務のスペシャリスト、銀行家、ファイナンシャル・アドバイザー等が含まれる。

（長谷部光哉国際部長）

1 開会挨拶要旨

冒頭の開会挨拶では、主催者側のほか官及び民からの代表者、合計4人から挨拶が行われた(以下、敬称略)。

○AOTCA会長 池田隼啓



本日は、12カ国・地域を代表するAOTCA加盟団体、AOTCAの姉妹組織であるヨーロッパ税務連合(CFE)、西アフリカ租税協会連合(WAUTI)、信託・不動産管理者協会(STEP)等の海外からの参加者、国内からは15の税理士会の役員及び会員、日本税務研究センターの関係役員など、計600人の税務専門家に御出席いただいている。ご高承のとおり、経済のグローバル化、電子商取引の拡大が加速するに伴い、国際課税に関する諸政策が次々と出され、我々税務専門家の業務に影響を及ぼす課題である。AOTCAではその動向を注視すると共に必要に応じて税務専門家の立場から意見表明を行っている。

このような背景を踏まえ、今年のカンファレンスではBEPSを中心とする国際課税問題について様々な角度から考察いただくようプログラムを企画した。更に、日本での開催の時機をとらえ、日本の税制の発展をご紹介するほか、現在、官と民が協力して取り組んでいる租税教育もトピックの一つに含めた。

ご出席の皆様にご改めて歓迎と感謝の意を表す。

○日本税理士会連合会会長 神津信一

我々税務専門家は2013年にOECDの「BEPS行動計画」が公表されて以来、その内容を検証し、AOTCAを通じて意見表明をしてきた。つい先日、行動計画15項目について、国際的な税制の調査を図る施策に関する最終報告がG20財務大臣会合に提出された。

このような動向を踏まえ、今回の会議ではBEPSと国際税務を主要テーマとしてプログラムを構成することとし、日税連では専担ワーキンググループを設置し、企画の検討に当たってきた。財務省、国税庁等の官公署、学界の関係各位より多大なご協力を頂いたほか、AOTCA役員からも種々ご助言を頂き国際イベントにふさわしいプログラムを用意することができた。関係各位および講演者の皆様に改めて深謝申し上げます。

この会議がご出席の皆様にとり有意義なものになることを祈念する。



○国税庁審議官 貝塚正彰



日本の国税庁を代表してご挨拶を申し上げることを光栄に思う。池田 AOTCA 会長、神津日税連会長には、その機会をくださったことに対しこの場を借りて感謝申し上げます。また、日税連においては、日頃より国税庁の業務に対し多大なご理解・ご支援を賜り、ここに深謝したい。

AOTCA は、1992 年の設立より税務専門家の国際組織として成長を続け、現在は 15 の国・地域の 21 団体で構成されており、アジア・オセアニア地域を越えて、ヨーロッパの CFE 及び西アフリカの WAUTI とと

もに強力でシステマティック、そして戦略的な協力体制を築き上げている。また、同地域の税務長官のための国際組織である SGATAR 会議にも積極的に参画している。このような協力・連携体制を築き上げてきたことにより、AOTCA は租税政策を検討する多くの場で税務専門家の国際的な声を代弁している。これは、国際的な租税政策を決定する過程において不可欠なものである。

この AOTCA 大阪会議はとてもタイムリーなものといえる。というのも、つい先日、これまで OECD 及び G20 で 3 年にわたり議論されてきた BEPS 問題に関し取り組むべき 15 の行動を明記した最終報告が公表された。これにより、時代は「ポスト BEPS」へと移行し、国際課税に関するガイドライン、条約、国内法令といった法整備はもとより、合意に至った政策やモニタリングの実施も必要となる。このような法整備を行う上で、税務専門家は非常に重要な役割を担っている。税務専門家は、多国籍企業である顧客が BEPS 問題によって生じた新しい国際租税に関する法令への遵守を向上させるのに寄与しているのである。また、税務専門家は、BEPS 報告書の行動 12 に掲げられた開示義務ルールによって推奨されているように、クライアントへのタックス・プランニングを進めるうえで、より透明性及び説明責任を持つことを期待されている。

税務専門家のより基本的な役割について述べると、世界的に見て圧倒的な数を占める中小企業を支援し、租税に関する法令遵守を高めている。それが税務当局のコスト削減につながっている。これは、厳しい予算の制約により職員削減を迫られる各国の税務当局にとってとりわけ重要なことであり、日本の国税庁も例外ではない。国税庁を代表し日本の税理士が非常に重要な役割を果たしていることに感謝する次第である。

最後に、この大阪会議が、様々な意見・見解の交換の場となり、互いに学び合い、国際交流のネットワークを広げ、すべての参加者の皆様にとって実り多いものとなるよう祈念する。それは、「ポスト BEPS 時代」における成功への道の鍵となる。

○関西経済連合会副会長 沖原隆宗

ご高承のとおり、アジア・オセアニアは、世界経済の成長センターであり、豊かな資源・人材・マーケット等を背景に目覚ましい経済発展が期待されている地域である。ここ関西は、アジア・オセアニア地域と歴史的にもつながりが深く、貿易・投資等の経済交流において太い絆で結ばれている。2014 年の貿易統計を見ても、関西の貿易額に占める対アジア・オセアニアの構成比は輸出額で約 69%、輸入額で約 62%となっており、双方とも、日本全体の貿易額に占める対アジア・オセアニアの構成比の輸出額約 57%、輸入額約 52%よりも上回っている。今後、日本経済が持続的な発展を実現していくためにも、大阪・関西が、首都圏に次ぐ第二の成長エンジンとなり、先般大筋合意された TPP 等の利用推進により、アジア・オセアニアとの経済交流を深めていくことが大変重要であると考えます。

さて、アジア・オセアニア地域との経済連携などグローバルな企業活動について重要となるのが国際課税ルールである。折しも、新たな国際課税ルールを構築すべく、OECD及びG20において、多国籍企業などにおける BEPS への対応が議論され、先日、行動計画を示した報告書が公表された。その内容については、経済連携の促進と適正な課税の確保という趣旨を踏まえたバランスのとれたものになっていると高く評価している。今回の AOTCA 大阪会議において、BEPS に関する最新の事例が報告され、有意義な議論が交わされるとともに、今後、報告書の内容を踏まえて、わが国をはじめ、各国で順次、国内法の整備や各国間の租税条約の改定が進められていくことを、大いに期待している次第である。



最後に、関西経済連合会は、引き続きアジア・オセアニア地域の持続的成長に貢献すべく、経済交流、技術協力、人材育成などに、鋭意、取り組んでいく所存である。本日、ご出席の各国税務当局ならびに税務専門家の皆様においては、より一層のご支援を賜ることをお願い申し上げますとともに AOTCA 大阪会議の成功を心より祈念する。

2 基調講演 「変貌する世界経済と税務行政の課題」

前国税庁長官 林 信光



1. 税制・税務当局の変貌

世界経済が変貌する中で税務当局は変わるべきか、変わらざるべきか。

それは、地球的規模と情報技術の進展による世界経済の変貌で、税務政策が企業活動のやり方、人の行動のみならず、行動規範や倫理観にも影響する。私は京都生まれであるが、京都の多くの家屋は「うなぎの寝床」のように玄関は狭いが、家の中は長い廊下に続き中庭や裏庭があり、小判や財を蓄える倉庫もある。一般的には間口が広いほうが良いと思うが、間口の広さで富の評価がなされ、間口の広さに合わせて税や町の経費が徴収されたため「うなぎの寝床」のような町屋になったのである。

現在、税制・税務行政は人を集めるためにその施策を変えるけれども、人々がそれらに合わせて対応するばかりではなく、世界経済の変貌に、税制も、税務執行当局も変革を迫られている。

グローバリゼーションが進展し、人、物、サービスが国境を越えて移動をすることにより企業は最大の利益を求め、かつアグレッシブなタックス・プランニングを立案する。課税当局は様々な努力を行い税収の確保を目指し、企業に適正妥当な形で課税をすることにより税収の確保を行う。

国際会議では、各国首脳が集まると、グローバリゼーションの利点を強調し、貿易投資の拡大が謳われるが、企業はグローバルに活動し、実際に国外投資を行った後に、ある日突然、課税当局が理不尽な課税を要求することもある。また、課税当局は国境に制約され税の徴収ができないこともある。当局としても、手をこまねいているわけではなく、世界的なネットワークを構築し、情報交換の活発化や相互協議の実効性を確保し、二重課税と二重非課税の問題に取り組んでいる。BEPSの議論が進められてきているのは、ご承知のとおりであり、今後順次実施に移されていくことになる。

税務執行当局間では、これまで個別の要請に基づく情報交換を行っており、さらに今後は、金融・預金口座について共通報告基準に則って自動的な情報交換制度を導入する。これは税務当局にとっても期待が高い。

二重課税については、相互協議を行い、当局間の合意が得られれば解消し、さらに、二重課税のリスクを避けるために納税者は事前に当局から情報を得て確認・合意ができる。特にアジアを中心に件数が増加し、処理も長期化している状況である。

国税庁は、OECD（経済協力開発機構）やアジア太平洋地域の各国当局と協力して合意例を積み上げ、効率化・標準化を進め、相互協議が機能することを目指している。

2. グローバリゼーション、IT化がもたらす変化

グローバリゼーションに加えてデジタル技術が、経済、社会、文化を変えつつある。インターネットは簡単に国境を越えて情報やサービスを媒介するようになり、特にアジアにおいては、経済の近代化や、市場化、高度成長と、グローバル化とIT化が一緒に進み、欧米を追い抜かんばかりの勢いで非常に早く進んでいる。

欧州はEUやユーロで統合され、アジアはスマートフォンを通じて統一されつつある。IT化は経済を活性化するとともに、いとも簡単に国境を越えることができる。この事実は課税当局における対応を非常に難しくしている。つまり、脱税や租税回避への誘因が増加しており、当局もITを活用し

た事務の合理化、高度化を図ると同時に、これら I T を活用した納税者サービスの向上を目指している。

日本ではプライバシーの問題からこれまで納税者番号への抵抗があったが、ようやく社会保障・税番号制度を導入することになった。これまで国税庁、年金機構、地方公共団体がそれぞれ付していた番号が統一化され、情報のやり取りが合理化される。この番号を使うことにより、当局の利便性だけでなく、真に公的な助力が必要な人に確実に届くかを含め、国民・個人にとっての利便性、納税者サービスの向上がどのように高められるかが重要である。他方で、この利便性を高めることは同時にプライバシーや個人情報の漏洩、サイバーアタックといったリスクをも高めることになり、米国で起きたような I T 関係の犯罪への対抗が課題となっている。

このようにグローバル化と I T 化に対応して課税当局は変化してきたが、このことは今後も進むのだろうか。それは各国の国民の経済や福利を向上させるのだろうか。

グローバル化と I T 化によって、経済は拡大し、生活は豊かになると信じていることができたのは金融危機までであり、この金融危機により市場経済への信頼は損なわれた。ワシントン・コンセンサスから、北京コンセンサスへ転じたが、最近の市場の動向を見ても、北京が市場を完全にコントロールできている訳ではない。経済活動の長期的停滞、低成長、いわゆる日本型のデフレへの懸念があるというのが最近のグローバル経済の診断である。我々はまだ完全に危機から脱してはいない。まだ危機直後の状況であり、市場経済を基本としつつ、どのような政府の規制や介入がベストミックスとなるのかを、各国が様々な形で、国際的に協調しながら模索中である。BEPS もそのような努力の結晶の一つである。

金融危機以外に、グローバル化と I T 化がもたらしたもう一つの問題は、経済成長による格差である。特に、富が集中し、格差問題が先鋭化しているのは米国に見られる、ウォールストリートの 1%の富裕層と 99%のそれ以外の人々という格差の構造である。日本の場合、所得や資産の格差は米国に比べれば小さいものである。しかし、国民は格差に敏感である。金融危機後、積極的な金融政策もあり金融市場は活況を呈しているが、実体経済については伸びも水準も追いついていない。富める者がますます富んでいくと一般国民はもはや豊かな社会ではないと感じている。また、格差そのものが消費や投資の伸びを抑え、成長の足を引っ張る状況になっている。だからこそ格差が不正に拡大しないよう、適正・公平な課税が期待されているのである。

そこで各国当局が取り組む課題の一つが富裕層への対応となる。日本においても、国内のみならず海外資産に対する報告義務が強化され、更に出国の際の未実現のキャピタルゲインへの課税も導入されている。各国との情報交換も活用して、国税庁がその使命を果たすことが重要であると考えている。即ち、課税当局は変わることも重要だが、変わらないことも重要である。

国税庁の使命は納税者の自発的な納税義務の履行を実現することであり、そのために納税者サービスに努めるとともに、問題のある者には厳正に対処する。国税庁のよき伝統である高いモラル規律や使命感を維持し、善良な納税者の期待と信頼に応える。この点は変わってはならない。税が適正・公平に課されているという信頼が日本経済と社会を支えていることになる。

ここにお集まりの皆さまは善良な納税者だと思う。皆さんにとっても、適正な課税を逃れている者がいれば不公平を感じるだろうし、ビジネスにおいては、同じ土俵が失われてしまう。適用されるルールや手続きを事前にできる限り明確にして、不適正な課税逃れを防ぐことが、経済の発展において重要である。

3. 税理士会・国税庁との連携

この観点から国税庁が力を入れるのが、租税教育であり、税制改正手続きについての広報である。しかし、国税当局の職員 5 万 6 千人では限界があり、納税者に対して情報が届きにくくなっている。その点において、日本における 7 万 5 千人の税理士と税理士会は心強い存在である。日本の税理士制度では、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念

に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」という公共的使命を担っている。このような、税理士の公共的使命に鑑み、税理士業務は、たとえ無償であったとしても、原則として、税理士でない者は行ってはならない（無償独占業務）ということが規定されている。納税者は、税理士が提供する専門サービス等を利用することにより適正に申告、納税することができる。

また、税理士会は、租税教育だけでなく、社会保障・税番号制度やインターネットを通じた納税の利用促進などさまざまな税務に関する取組を国税庁と連携・協調し行っている。

この日本の税理士制度の存在と国税庁との協力・信頼関係が申告納税制度を支えている。経済の発展の基盤は適正・公平な課税であり、アジア・太平洋の各国が中・高所得国に発展していくに際しても、日本のような税理士制度の確立が期待されている。そのためには税理士会そして国税庁が様々な支援を行いたい。

4. むすびに

これまで述べてきたことは、グローバル化し、IT化した市場経済と国民国家システムとのミスマッチから発生している。市場の変化に対応して国税庁は自らを改革・向上しなければならない。同時に、議会も税制も財政も国ごとに運営されている限り、有権者であり納税者である国民の信頼が必要で、国税庁は規律を維持してこれに応えていく。

冒頭の間に戻ると、変わることも変わらないことが重要であり、それは国税庁だけではなく、様々なビジネスや文化芸能においても当然である。歌舞伎や文楽も、何百年の伝統を受け継ぎながら、それぞれの世代が革新している。伝統があるからこそ革新が生まれ、革新されることによって伝統を維持することが出来るのである。

最後に、大阪での滞在中に、最先端を目指して変化する日本のテクノロジーと、何千年の伝統を踏まえた日本の文化をお楽しみください。

(報告：石井正夫委員)

3 特別講演 「租税条約と OECD/G20による BEPS 行動計画」

パリ第二大学名誉教授 ギィ・ジェスト



ギィ・ジェスト教授の講演では、以下の5項目について考察されている。

- I なぜ OECD/G20 の BEPS 行動計画において租税条約が問題なのか
 - II 租税条約上のどの措置が BEPS 行動計画に反するのか
 - III 租税条約関連措置をどのように実施するか
 - IV 実施にあたってどの程度の時間がかかるのか
 - V どの国が BEPS 行動計画を実施するのか
- 以下、各項目の概要について述べる。

I なぜ OECD/G20 の BEPS 行動計画において租税条約が問題なのか

OECD/G20 による税制改革運動 (crusade) である BEPS 行動計画が目指すことは、国際的な脱税と戦うことである。

二重課税を防止するために 1920 年代に設計された体制の欠陥により BEPS を助長し、グローバル化の進行とともに更に悪化させている。

そのため、BEPS に対抗することを意図した租税条項を導入して、租税条約への対処をする。

II 租税条約上のどの措置が BEPS 行動計画に反するのか

国際的な課税構造の再検証は意図されていないが、以下の措置により源泉地国基準と居住地国基準との間に新しいバランスをもたらすことになる。

法人税源確保のため、条約に基づく課税回避に対抗する主な行動計画として、行動計画 6:「租税条約の濫用の防止」、行動計画 7:「恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止」、補足的に必要な行動計画として、行動計画 14:「相互協議の効果的実施」を、以下説明する。

1 租税条約濫用防止条項

(1) 租税条約濫用防止条項: 一般的アプローチ

OECD の新たな助言としての他国と租税条約を締結する場合には、良く検討すべきである。

まずは、租税回避及び税源侵食の防止という目的を条約自体に盛り込むこと。トリーティ・ショッピング (条約漁り) に対抗する最低基準であり、それ以外の特定の形態の条約濫用に対処することを目指した新たなルール作りが必要であり、国内の濫用防止ルールや税法の規定を回避するために租税条項を利用する行為に対抗する救済条項を盛り込むこと。

各国の特殊性や租税条約の交渉に適した提案や最低基準を満たす範囲での選択肢を与える高い柔軟性が必要である。

(2) 救済条項

救済条項は、クロスボーダーの状況において、国内の濫用防止ルールや税法の規定を巧みに回避するため租税条約の恩恵を利用する行為に対抗するための条項であるとともに、自国の居住者に対する締結国の課税権を租税条約が制限しないことを確保する米国型の条項であり、具体的に列挙されたも

のを除く。

以下、二重課税の条項を除き最低基準としての A・B・C の三つのオプションを選ぶことができる。包括的な防止条項（日本型）は、締約国の居住者でない居住者に与えられる。

1) 最低基準—オプション A：包括的な特典制限（LOB：Limitation on Benefits）条項

米国型トリートイ・ショッピング防止条項

条約により保護される居住者が、「適格者」の場合、「特典逸脱条項」の対象となる場合、「アクティブ・ビジネス・テスト」を満たす場合、「任意軽減条項」の対象となる場合に該当するときのみ与えられる。

法的確実性のメリットがあり、反面、非常に複雑で、すべての形態のトリートイ・ショッピングやその他の濫用をとらえきれないデメリットがある。

具体的な国内コンジット防止ルールまたは原則で補完する必要がある。

2) 最低基準—オプション B：主要目的テスト（PPT：Principal Purpose Test）ルール

租税条約の特典を享受することが取引の目的に着目するもので、その取引が「主要目的の一つ」である場合認められない。非常に包括的なアプローチで、濫用防止の垣根が低く、善意の商業上の取決めに対する法的不確実性が高いルールである。

3) 最低基準—オプション C：PPT ルールと簡易な LOB 条項の組合せ

トリートイ・ショッピングのもっとも明白なケースに対処するための簡易な LOB 条項を設定するとし、その他のケースは PPT ルールの下で対処するが、両条項ともお互いを独立して機能させるため、最も効果的でかつ危険な条項の組合せとなってしまう。

（3）一連の具体的な濫用防止ルール

多くは OECD モデル租税条約コメンタリーからモデル租税条約に格上げされたもので、以下具体的に例示する。

- 1) 双方居住者に適用される新たなタイ・ブレイク・ルールとして MAP を盛り込むことで、主観性と二重課税リスクが出てくる。
- 2) 租税条約上の最低配当源泉税率（適格保有）を適用するメリットがあるが、最低保有期間（365 日）が課せられる。
- 3) 不動産所在国のキャピタルゲイン課税権は、譲渡前 365 日間の何時においても不動産を所有する適格企業が得た全利益（株式以外も）に拡大適用される。
- 4) ハイブリッド企業の所得につき、いずれの国もその居住者の所得とみなさない場合、租税条約上の特典は認められない。（BEPS 行動計画 2 参照）
- 5) 恒久的施設（PE）につき、第三国が関与するケースとして、租税上の優遇措置を与える第三国にある PE へ資産を移転するケースに対抗する。

2 恒久的施設（PE）の定義拡大

恒久的施設（PE）の定義変更に係る提言がされている。世界中で起きているビジネス手法の変化を考慮して、再検証が必要不可欠になっているが、一方的なアプローチには、いまだ議論の余地がある。

その課題としては、行動計画 7：「PE 認定の人為的回避の防止」、行動計画 6：「租税条約の濫用の防止」と一部重複する。PE を通じた租税回避に対する対抗以外の変更、課税権の適切なバランスという観点からみて不十分な結果となるリスク、PE の定義と PE 帰属利益の必須関連性については、更なる検討が必要として先送りされている。

（1）代理人 PE の基準緩和

外国企業の代理人の行為について、契約締結は行うが署名はしない代理人、積極的な交渉なしに

契約を締結する代理人（標準契約）、契約締結は行わないが修正なしに外国企業による契約につながるような主要な役割を果たす代理人の広範なアプローチを容認する。

代理人が取り扱う契約の種類について、開示・非開示にかかわらず元企業の名義での契約に加えて、コミッションエア（問屋）によって締結される契約も含むが、代理人とコミッションエアは独立した立場にないという前提での、広範なアプローチを容認する。

（２）PE から除外される独立代理人の範囲を再構成

独立代理人とは、自主的に事業を行う者、企業としてのリスクを負う者、代理人としての通常業務の中で行う者のいずれかを言う。

セーフハーバールールにより、低リスクの販売業者であっても、販売商品に対する権利を保有する期間に関わらず、外国企業と関連を有する企業の場合でもバイ・セル型販売業者は PE ではない。

（３）PE 認定の例外となる特定活動の厳格化

1) 例外として、真に準備的又は補助的な性質を持ち、事業活動全体を考慮しての役割に照らして厳格に判断する。

また、緊密な関連性を持つ企業または企業グループによる事業活動や、同じ場所あるいは異なる場所で継続される緊密な関連性を持つ事業活動の一部としての補助的役割を果たしている等の分割防止ルールに支えられている。

2) 建設工事契約の分割に対抗するための累計ルールとして、一般的な PPT（主要目的テスト）条項に加えて、また、その代替として 12 ヶ月基準を適用する。

3 紛争解決メカニズムの強化対策

（１）強固で広く支持される紛争解決メカニズムの必要性（行動計画 14）

現行の MAP 手続きや仲裁制度が脆弱であるのは周知のことである。BEPS 行動計画を実施するための鍵となる要素は、政府側としては公平な場を提供することである。企業側としては、政府の権限が拡大することによる課税強化、新たな報告義務及びコンプライアンス上の負担や不確実性が増加することである。結果的に、ますます多様化する法令解釈等により、二重課税の事例が増え、BEPS 行動計画に基づく措置を実施したことで、MAP 件数が劇的に増加するおそれがある。

（２）強固で広く支持される紛争解決メカニズムを構築する方法

目的は、租税条約上の義務が完全に履行されることを確保し、管理プロセスを改善し、企業が確実に MAP を利用できるようにし、その際には速やかに紛争が解決されるようにすることである。

この目的を果たすためには、同意済みの最低基準を設け（参加国間によるモニタリング・メカニズム）、推奨される一連のベスト・プラクティスを行い、強制的な MAP 仲裁に対する任意コミットメントを公表することが必要である。

（３）紛争解決に係る最低基準

最低基準としての主なコミットメントは次のとおりである。

- 1) 国内または租税条約の濫用防止ルール適用に際し MAP を利用できるようにすること
- 2) 24 ヶ月以内の紛争解決を目指すこと
- 3) MAP の利用に関し明確なルールや指針を公表すること
- 4) 能力、権限、独立性を持った MAP 担当者を据えること
- 5) 適切な人的・財務的資源を提供すること
- 6) MAP と監査セトルメントの関係性を明確化すること
- 7) MAP の要請がいずれかの国の監督当局になされることを許可すること

- 8) MAP の要請とともに提出すべき情報・文書を特定すること
 - 9) 国内法の時限に関わらず MAP による合意を実行すること
- また、参加国間によるモニタリング・メカニズムは、OECD、FTA、MAP フォーラムにて実施していくことである。

(4) 推奨される一連のベスト・プラクティス

主な提言は次のとおり。満場一致ではないが、特筆すべきものもある。

- 1) 主要な移転価格調整によって生じる二重課税の撤廃を確約すること（モデル租税条約 9 条 2 項を含む）
- 2) 租税条約の解釈または適用に影響を与える相互合意の内容を公表すること
- 3) 二国間 APA プログラムを実施し、APA 及び多国間 MAP に係る指針を提供すること
- 4) MAP による紛争解決を留保する是正手続の停止を規定すること
- 5) MAP と国内法または法的救済措置との関係を明確化すること
- 6) 納税者主導の善意の海外税務調整を考慮すること
- 7) MAP における利息や罰金に関する指針を提供すること

(5) 義務的拘束力のある MAP による仲裁（多くの企業が好む解決法）

一定期間内での租税条約に係る紛争解決を保証するため、日本、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス等 20 カ国が各国の租税条約において仲裁策を提供することを確約している。これらの 20 カ国は未解決の MAP ケースの 90% に関与している。

また、どのような仲裁アプローチかについては最終報告書に詳細が記述されていないことから、さらなる検討を要する。

III 租税条約関連措置をどのように実施するか

租税条約関連措置は、包括的な多国間協定（行動計画 15）が中心となる。以下、ポイントを説明する。

- (1) コンセンサス・ベースのアプローチであること。
- (2) 法的改革の特徴として、二国間条約ネットワークの改正（modification）や、同時的でスピーディ、効果的で、一貫性があり、かつ協調的なものであり、BEPS 防止租税条約関連措置すべてを包含する改革であること。
- (3) 様々な困難を伴う課題
 - ・ 実務的、法的課題として、多国間協定の起草、当該条項を既存、今後の二国間租税条約に組み込むのか、法の抵触（例：EU 自由貿易協定）が挙げられる。
 - ・ 政治的課題としては、コンセンサスの形成につき、どの程度の柔軟性を持たせるのか。オプトイン・オプトアウト、最低基準はどうなるのか。国内での承認獲得、将来的な条約破棄の防止などが挙げられる。
- (4) 多国間協定を起草する特別グループ

2016 年 12 月 31 日を期限として、全利害関係国（参加数 87 カ国）にオープンにし、起草完了時の署名は義務化をしない規約で行う。

IV 実施にあたってどの程度の時間がかかるのか

BEPS 行動計画実施のための協議事項として、行動計画 6：「租税条約の濫用の防止」、行動計画 7：「PE 認定の人為的回避の防止」、行動計画 14：「相互協議の効果実施」、行動計画 15：「多国間協定の

開発」について、2015年10月には、最終報告書が公表される。

今後の取り組みについては、次のとおり。

- (1) 多国間協定とは別に、新しい措置が2016年に最終決定される。
紛争解決に関する最低基準として参加国間によるモニタリング・メカニズムを構築し、2016年には、モニタリング・プロセスを開始し、2017年末までには初回レポートを発表する。
- (2) 多国間協定に組み込まれる新しい措置が2016年中に最終決定される見通しである。
 - 1) 2015年米国版新LOBルールに照らしたLOBルールの検証（行動計画6）
 - 2) 非CIVファンドの租税条約上の権限（行動計画6）
 - 3) PEへの利益帰属性問題に係る追加的指針（行動計画7）
 - 4) 義務的拘束力を持つMAP仲裁条項の起草（行動計画14）
- (3) 2017年までに多国間協定を完成させる（行動計画15）。

V どの国がBEPS行動計画を実施するのか

BEPSレポートは道義的拘束力を持つ協定であると、パスカル・サンタマン OECD 租税センター局長は述べている。

OECD/G20 メンバーによる実施については、協定実施前の例として、2015年6月のフランス・コロンビア租税条約がある。多国間協定を通じた実施においては、コンセンサスの維持が最大の課題であり、混乱状態が悪化するリスクがある。そのため、BRICS 諸国（ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカ）は小刻み調整策（piecemeal approach）をとり、アメリカはとりあえず様子見のスタンスとし、特別グループ（ad-hoc Group）には参画していない。

OECD/G20 非メンバー国については、発展途上国の BEPS プロジェクトへの参加と連携及び対話プロセス（地域ネットワーク）の実施、その実施を支援するためのツールキットの整備（例えば、税優遇など）等が考えられる。

（報告：千葉正巳委員）

4 プレゼンテーション「モデル納税者憲章最終報告」



AOTCA 名誉顧問 デビッド・ラッセル
STEP 副会長 マイケル・カデスキー

1 本プロジェクトの起点

納税者権利憲章プロジェクトは、各国の税務に関する国内情勢が以下に掲げるような状況にあったことが起点となった。ここでは、納税者の責任と権利の観点から問題点を指摘する。

(1) 納税者の責任

- ・ 各国とも国内における経済取引が従前より複雑化し、それにより納税者のコンプライアンスの負担が増加した。
- ・ 法規の複雑化により、税務の不確実性が拡大した。

(2) 納税者の権利

- ・ 他のあらゆる面を考慮しないで法制化がなされている結果、納税者の権利が制限されている。
- ・ 国外取引に関しては、各国の意見の統一がなされていない。
- ・ 法的な強制力がなく、法的安定性が欠如している。

2 構成組織の概要

これらの経緯を踏まえ、世界的な納税者の権利をゼロベースで考えることを前提に、AOTCA、CFE及びSTEPの3つの国際組織が連携し、当プロジェクトに取り組むこととなった。

アジア・オセアニア地域をカバーするAOTCAは、33万人の税務専門家を擁し、ヨーロッパ地域をカバーするCFEは、18万人の税務専門家を擁する。STEPは、会員数2万人の専門家を擁する全世界的な資産運用マネジメント組織である。

この3組織を集約すると、50ヶ国、50万人の税務アドバイザーを擁する大規模な国際税務専門家組織となり、さらにGDPベースでみると世界規模の約75%をカバーすることにもなる。その影響力は非常に大きく、さらに各組織の利害は共通しており、当プロジェクトの大きなモチベーションとなった。

3 プロジェクト構成と調査方法

各組織より3人ずつ、計9人の委員で委員会が構成された。

まず、各国へのアンケート調査を実施し、結果を集約・分析することにより、納税者権利憲章が帰着すべき方向性の検討がなされた。

アンケート調査は164の質問から構成され、広範な内容にわたるものであった。調査対象国のうち41ヶ国より回答を得られ、アンケートの総回答数は6,500を超えるものとなった。アンケートの結果を色分けしマトリックス化し、その色が占める面積で、納税者の権利が守られている国かどうかを明確に判別できるものとした。

4 中間報告

上記アンケート結果をもとに、200ページにわたる中間報告書をまとめ、関係組織に配布した。配布先は、3団体の他、37ヶ国の財務大臣・歳入庁長官・副長官、OECD、欧州議会、国連、IMF、世界銀行、メディアである。

その際、欧州議会の納税者関連の法令を所掌する委員会、OECDのパスカル・サンタマン租税センター局長、国連の税務における国際協力に関する専門委員会を訪問した。とりわけ、OECDより次のような反響があった。

- ① 納税者の義務と権利に関する原則に準拠すべきである。
- ② 税務アドバイザーはより多くの責任を負うべきである。
- ③ 税務という範囲にとらわれず、拡大した関係を検討すべきである。
- ④ 税務行政に対するアプローチが旧式で対立的 (old-fashioned and confrontational)。

5 最終報告書

上記のプロセスを経て、最終報告書が取りまとめられた。

(1) スタンス

最終報告書は、納税者の権利と義務を明確化し提言したものである。すなわち、別の視点から考えると、納税者の権利とは税務当局の責任であり、納税者の義務とは税務当局の権利ともいえるものである。

この報告書のベースは、①公正さがあるか、②明確な指針があるか、③すべての税制の統合がなされているか、とのスタンスでまとめられており、納税者の権利にのみ偏重したものではない。

つまり、公正な行政の在り方をこの報告書で提言したともいえる。また、この提言を適用することにより、各国の税収が増加するのであれば、各国の政府にとって非常に大きなメリットがあるといえよう。もとより、納税者の国民としての基本的権利に関して考えれば、それ以前の重要な方向性を示しているといっても過言ではない。

(2) 内容

最終報告書は、納税者の権利として 10 原則、税に関する責任として 10 原則と、合わせて 20 の原則から構成されている。内容は以下の通り。

1) 納税者の権利としての 10 原則

①誠実性と公平性

税制は、法律に準拠して偏向または優先なく、公平公正かつ誠実に構築・管理されるものとする。

②確実性

税制は、可能な限り確実・明確で合目的性をもったものとして構築・管理されるものとする（客観性）。

③効率性と有効性

税制は、税務上の目的の達成を念頭に、公平に、高い費用対効果をもって構築・管理されるものとする。

④異議申立てと紛争解決

納税義務に関して発生した紛争は、独立的かつ客観的で速やかに経済的な異議申立てプロセスで解決されるものとする。税務当局の行動に関して発生した紛争は、報復措置の恐れを伴わず、独立した監督下で対応されるものとする。

⑤適切な支援

納税義務の遂行が困難な納税者は、税務当局から適切な支援を受ける。例えば、裁判中に強制徴収されて倒産するというような事態を回避するための行政手続面の整備・支援をいう。

⑥秘密保持とプライバシー

納税者の情報及び記録は、訴訟や刑事起訴における審問・聴聞を除き、機密事項として保持される。個人情報悪用による国家的弾圧の可能性や、犯罪者へのリークによる誘拐・恐喝を防止することを意図する。

⑦正確な金額の納税

納税者は、税法に基づく税額を超えた納付を求められない。

⑧代理

納税者は、自ら代理人を選択することができる。

⑨状況対応

監査・徴収・再評価・処罰・起訴などの強制措置は、その状況に応じて行う。

⑩誠実性

相反する証拠がない限り、誠実とみなされる。

2) 税に関する責任としての 10 原則

① 真実性

法律で義務付けられる開示など、あらゆる税務において真実である。

② 情報の提供

合理的な要求に応じて適宜、情報を提供する。

③ 協力的な姿勢

税務当局との連絡、税務申告、届出・報告、調査実施、納税において税務当局に協力する。

④ 納税

過不足なく税額の総額を期限内に納付する。ただし、異議申立ての権利は確保される。

⑤ 法の遵守

納税責任を果たし、必要に応じて支援を求める。

⑥ 記録の維持・管理

合理的な要求に対処するため、正確な財務記録や補足情報を定められた期間にわたり維持・管理する。

⑦ 配慮ある対応

しかるべき程度の注意や配慮をもって税務を遂行する。

⑧ アドバイザーが関与する際の責任の保持

税務当局に送付された情報が代理人によって作成、整理、提出された場合であっても、その情報の正確性と完全性については説明責任を果たす。

⑨ 礼儀

税務署員に対しては、礼儀と尊敬の念をもって接する。税務職員が遂行する業務への暴言は決して容認できるものではない。

⑩ 国境を越えた法の遵守

国境を越えた法律に基づくコンプライアンス義務は果たすことを確保する。

6 今後の方針

このモデル納税者権利憲章の今後の方針は、以下のように検討されている。

(1) PR

- ① 書籍出版 (200 ページ程度)
- ② ウェブサイトへの掲載 (400 ページ程度)
- ③ 要約版の作成 (16~20 ページ程度)
- ④ 各国言語への翻訳
- ⑤ 採用組織の開拓・選択

(2) 最終目標

また、この納税者権利憲章の活用方法や最終的な目標は以下の通りである。

- ① 国際基準として採用
- ② 税務業界への国際的な視野の啓蒙
- ③ 納税者・税務専門家・税務当局間の関係向上
- ④ 税務専門家の国際的なフォーラムの起点

(報告：丸岡美穂委員)

5 日税研主催プレゼンテーション

5-1 「ルール・オブ・ローと日本の租税法」

東京大学名誉教授 金子 宏

はじめに

課税におけるルール・オブ・ローの最も重要な要素は、納税者は法律の根拠に基づくことなしには租税の納付を要求されることはない、という「代表なければ課税なし」の原則である。この原則が判例により徐々に確立されたことが説明された。



1 序説

(1) 戦前の動向

日本で最初の近代的憲法、明治憲法は、租税について2つの条文を規定している。その一つ 21 条は、日本臣民は法律の定めるところに従い、納税の義務を有するという規定、もう一つ 62 条は、法律によらずに新たに租税を課し税率を変更することを禁じた規定であった。これらの条文は、明らかに「ルール・オブ・ロー」の表現であった。しかしながら、明治憲法下においては、裁判所が法律の合憲的審査権を有していなかったことから、租税法律主義の原則の理論的研究が大きな発展をみることはなかった。

近代化に遅れをとったことに加え、官僚機構に大きく依存したことにより、重要な決定の多くは行政命令に委任され、租税法もまた政令や省令に重要な事項を委任するのが通例であった。

(2) 戦後の動向

日本の現行憲法下で事態は変わった。租税について2つの条文を規定している。

30条 国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負う。

84条 政府が法律又は法律の定める条件によることなく新たに租税を課し又は現行の租税を変更することを禁じている。

明治憲法との根本的な違いは、現行憲法の下では、裁判所は一切の法律、命令、規則又は処分についての合憲性審査権を有しているという点にある。

ほどなく、納税者は裁判所で様々な租税法の合憲性を争うようになった。

最も議論された争点の1つは、租税法の規定が憲法 84 条の要請を充足するものであるかであった。シャープ使節団による「日本税制報告書」以来、租税法の専門学者が徐々に増加し、結果、憲法 84 条の分析がますます重要視されていった。

租税法律主義の原則は、異なっているが関連する2つの価値に源流を持っており、2つの価値に同時に奉仕すべきとの結論を得た。

1) 「代表なくして課税なし」という伝統的な憲法上の価値

この価値により、租税法の立法においては、議会が最高機関とされるべきことが要求される。

2) 課税における法的安定性と予測可能性

今や、租税が実質的に全ての経済活動に課されており、経済的な意思決定を行うに当たり、税効果を考慮することは不可欠である。

これら2つの価値に関して、租税法律主義の原則を6つのサブ原則に分割した。

①課税要件法定主義

課税要件と租税の賦課・徴収の手続きは、予め法律によって規定されなければならないとする原則

②課税要件明確主義

課税要件と租税の賦課・徴収の手続きは、明確に定められなければならないとする原則

③遡及立法禁止主義

遡及立法は禁止されるという原則

④合法性の原則

租税に関する法律は、厳格に執行されなければならないとする原則

⑤適正手続保障原則

⑥裁判所による納税者の権利の保護の原則

納税者の権利は公正な訴訟制度により保護されなければならないとする原則

以上を踏まえ、日本の租税制度におけるルール・オブ・ローの現状が紹介された。

2 サブ原則の現状

(1) 課税要件法定主義

1) 法律と行政府の命令との関係

問題は、課税要件と租税の賦課・徴収の手続きにかかる政令への委任は、どの限度で、そしていかなる条件で行うことができるかであった。

2) 判例紹介

論文「市民と租税」にて、日本憲法の下でも、許される個別的・具体的委任と許されない一般的・白紙的委任を区別する基準は、政令への委任を定める法律自体において、委任の目的、内容及び範囲が明らかであるべきであると主張した。

高裁の判決は、政策決定の比重を行政府から国会に動かす方向へ、大きな効果を持ってきた。

(2) 課税要件明確主義

この原則は、課税要件法定主義から導かれるものである。法律の規定が、課税当局に裁量を与えてしまうほど曖昧であったならば、一般的・白紙的委任と同じ結果を引き起こすことになる。

日本の租税法はしばしば不明瞭又は曖昧な表現や概念を使用するが3つの条件を満たせば違憲ではないという考え方が通説である。

課税要件明確主義の問題が裁判で争われたほとんどすべての事案において、裁判所は、問題とされた規定は、課税要件明確主義に反するものではないと判断している。

(3) 遡及立法禁止主義

現代の学者は一般に、遡及立法は租税法律主義の原則に反すると考えている。

判例を3つに分け説明された。

(4) 合法性の原則

法律の根拠に基づくことなしに、租税の減免や徴収猶予を行うことは許されない。また、納税義務の内容や徴収の時期・方法等について租税行政庁と納税義務者との間で和解なり協定なりをすることは許されない。

(5) 適正手続保障原則

課税手続きの整備と改善は、租税法におけるルール・オブ・ローの最も重要な要素の1つである

と説明した。日本では、理由附記・事前通知等の国税通則法の改正によって、租税手続の整備・改善が進み、それに対応して、課税における適正手続の保障も、十分ではないにしても大きく前進した。

(6) 裁判所による納税者の権利の保護の原則

裁判所による納税者の保護は、ルール・オブ・ローの不可欠の要素である。

日本国憲法の下では、納税者は、違法な租税行政処分に対しては、常に裁判所に出訴し、その保護を求めることができるが、租税行政処分の取消しを求める訴訟は原則として租税不服申立を経たのちでなければ提起することができない旨を定めて、不服申立前置主義を採用している。

その理由として、租税の処分が非常に多く、また、その多くは複雑な租税法規の解釈・事実の認定を内容とし、争点を整理する必要があるためである。不服申立前置主義の存在理由と目的は、そのスクリーニング機能にある。

3 むすび

租税法律主義の原則に関するいくつかの判例を紹介したが、これらの事件は、納税者の主張が、租税法律主義の原則に基づいて認められている。租税法律主義の原則が判例法によって徐々に確立されてきた。

学説と裁判所の判決の双方が、租税法の立法と税務行政の改善に役立ってきた。しかしながら、裁判所によってチェックされるのはごく一部に過ぎない。

租税法律主義の原則は、異なるが関連する2つの価値に奉仕するものである。第1の価値（代表なくして課税なし）は租税における民主主義の実現に向けて働くものであることが期待され、第2の価値（課税における予測可能性と法的安定性）は恣意的な課税から人々を守ることが期待される。

課税におけるルール・オブ・ローの更なる発展と確立のために、ルール・オブ・ローの重要性を強調することが法律学者の使命である。そうし続ければ課税におけるルール・オブ・ローも徐々に発展し続けることが期待される、と締め括った。

（報告：酒井正勝委員）

5-2 「日本の国際課税～BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか」

東京大学大学院教授・政府税制調査会会長 中里 実



中里教授は、前置きにおいて「すべからく、客観的な事実を正確に把握することが第一歩である。BEPS についても同様である。」と説明され、BEPS プロジェクトの実現性について検証した。

はじめに

OECD で進行中の BEPS プロジェクトは、企業の課税逃れに対抗するための国側からの対抗措置に関する一大プロジェクトである。

しかしながら、BEPS プロジェクトの実現性をめぐっては、立場により、考え方に温度差が存在す

る。現実的には、かなり実現性の高い行動計画とそうでもないものが混在している。

主として理論的な観点から、BEPS プロジェクトの遂行を阻む可能性のある諸要素について検討してみたい。

以下、BEPS プロジェクトの阻害要素となりうる4つの要素について個別に検討を加えまとめる。

1 国家主権の縛り

課税権の行使が国家主権の及ぶ範囲内に限定され、国際法による課税管轄権の制限は、特に執行管轄権について厳格である。

いかなる制度の下においても、非課税の人・組織は存在する。BEPS プロジェクトをどのように強力に推し進めようとも、国際法の縛りの中で非課税とされる組織は存在する。他方、課税に関する主権国家間の利害対立が存在する。

2 国家的経済秩序の縛り

BEPS プロジェクトは国際的経済秩序の変革を目指す要素を含むので、現行秩序におけるステークホルダーの抵抗にあうかもしれない。一国際機関のプロジェクトにおいて実現することには限界がある。

3 文化団体等の存在

現行の課税制度の下で非課税の恩恵を享受している組織体の取扱いが問題となる。疑いの目だけで見るのはあまりいいことではないが、不正を野放しにするというわけにはいかないところに、OECD の置かれた厳しい状況がある。

4 BEPS プロジェクトは国際的租税回避対策として有効か

国際的な課税逃れスキームの開発・販売等を業としている専門家集団や、現に国際的課税逃れを行っている企業が、BEPS プロジェクトの進展に異議をさしはさむことは当然に予想される。

まとめ

OECD が租税の観点のみから、世界秩序をどこまで変更できるかという点について BEPS 問題を考えると、一国際機関が始めたプロジェクトがそこまでのインパクトがあると考えるのは不自然である。

おそらく、OECD も過大な期待はしていないが、しかしできることはしていくという現実的な姿勢で臨んでいるのではないか。多くは期待しないとしても、今後したいことのリストは全部、プロジェクトとして発表されている。実現可能性の高いものと将来に委ねられたものとの両方が混在しているという状況把握が正しいのではないか。

国際的な秩序を急に改革できるとは思わないし、政府がどこまで市場を支配する力を国際的な場面で持つかということについても疑問がある。しかし、先進国の政府が共同で始めた以上、一定程度のインパクトを実務に対して及ぼすであろう故、BEPS プロジェクトについては、これを軽視しすぎてもいけないし、心配しすぎてもいけない、と締め括った。

(報告：酒井正勝委員)

6 パネルセッション「税務専門家による租税教育への取り組み」



2015年10月16日に開催された国際タックス・カンファレンスのうち「税務専門家による租税教育への取り組み」と題するセッションについては、インドネシア税理士会・スリョハディ・ジュリアント、日本税理士会連合会租税教育推進部長・富村将之、韓国税務士会・コ・ジュンホ並びにベトナム税理士会・フォン・ヴーの各氏が自国の現状等を報告した。

なお、発表者へは事前に、①租税教育の定義、理念、目的、②政府の基本方針、③貴会の基本方針、④政府と税理士会の連携及び協力関係、⑤今後の展望・課題の5つのテーマが通知されており、それらに基づき報告がなされた。

後の展望・課題の5つのテーマが通知されており、それらに基づき報告がなされた。

I 第1パネリスト — インドネシア税理士会 スリョハディ・ジュリアント

人口2億5千万人以上を擁するインドネシアでは、国民の税務コンプライアンス意識は高くない。むしろ納税意識が低く、国の徴税も不効率な面があることは否定できない。よって、租税教育による一般市民の税務コンプライアンスの向上が期待されている。

1. 租税教育の定義・理念・目的

租税教育の目的は、以下の4点が重要項目である。

- ① 特に若年層に対し租税文化を育成し租税に対する意識を普及・向上させること。
- ② 国民の税務コンプライアンスを向上させること。
- ③ 国民の納税義務を認識させること。
- ④ 納税義務をどのように果たすのかを国民に十分理解させること。

2. 政府の基本方針

インドネシアにおける税のイデオロギー（観念）は次のとおりである。

- ① 納税は国民の義務である。
- ② 国民は税收確保に貢献しなければならない。
- ③ 1983年に導入された自己申告制度は、最も効果的な制度であると認知されている。

税のイデオロギー（観念）を実現するために、また税務コンプライアンス向上のために、租税教育が重要であると認識している。

そのため、現在、社会経済学部的大学生を中心に租税教育を提供している。大学内に、租税セミナー、職業的訓練プログラム、租税問題に関する調査研究などを行うための「タックスセンター」を設置するための支援を行っている。学生がこれらを受講することにより、租税に対する認識とコンプライアンスが高まることが期待できる。

3. 本会の基本方針

租税教育の促進に繋がる以下のような施策を実施している。

- ① 資料の提供やセミナーなどへの講師派遣により大学に協力

②租税に関するセミナーや講座を開催

③継続的専門研修プログラムを実施

講師を派遣することによって、税理士の税の専門家としての能力の増進も図っている。

4. 政府・税理士会の連携及び協力関係

政府とインドネシア税理士会は、国民に対し租税教育を通じて税犯罪が防止されるように連携・協調している。

① 納税者が税法を容易に理解できるための施策

② 税法理解のためのガイダンスの共催

③ 税務専門家の認定、ライセンスの発行

④ 継続的専門研修プログラムの実施

⑤ 税務専門家の監督

5. 今後の展望・課題

租税に関する一般的な研修や教育を継続的に行うことによって租税が全国民にとって一般的知識となるように、また租税教育により国民の税務コンプライアンスを向上させ、納税者数が増加するように努めていく。

政府は、納税者の権利に対する意識が薄いところがあるので、インドネシア税理士会では積極的に納税者の権利と租税教育の重要性に取り組むように提案していく。

II 第2パネリスト — 日本税理士会連合会 租税教育推進部長 富村将之

本プレゼンテーションでは、まず、子供たちに伝えたい租税教育のキーワードとして次の3つが紹介された。

①「納税の義務」（日本国憲法 30 条）

国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う。

②「租税法律主義」（日本国憲法 84 条）

あらたに租税を課し、または現行の租税を変更するには、法律または法律の定める条件によることを必要とする。

③「申告納税制度の理念」

申告納税制度は、国民主権に基づき納税者が自らの計算によって租税債務を確定し、自らの納税によりその債務を履行する制度である。子供たちにはこの制度の理念を最も伝えたい。

日本では学校教育の教科書に租税についての記載がほとんどなく、国民は租税を学ぶ機会を持っていない。加えて、申告納税制度と、申告が不要な給与所得者の年末調整という相反する制度が併存することにより、多くの国民が申告納税する機会を持たず、その結果、税に対する無知・無関心を助長している。

1. 租税教育の定義・理念・目的

日本税理士会連合会では租税教育基本方針において、租税教育の目的を次のように定めている。

① 租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知る。

② 申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解する。

③ 社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成する。

④ 国民に対して税理士制度を正しく周知する。

2. 政府の基本方針

1950年、国税庁が高校生用の租税教育用補助教材を作成した。以後、税務署職員を、主に小学校、中学校へ派遣し租税教室を行っている。

3. 本会の基本方針

1995年頃から税理士が学校に出向いて租税教室を行うようになった。

2003年日本税理士会連合会が租税教育を重点施策とした。

2014年税理士法が改正され、租税教育が税理士会の行う事業となった。

これにより、税務に関する唯一の専門家である税理士が多くの学校で租税に関する授業をしている。なお、2014（平成26）年度に税理士が行った租税教室数は合計で8,583教室で、講師派遣人数は税理士等（関係民間団体を含む）が16,160人であった。

4. 政府・税理士会の連携及び協力関係

税理士会は、文部科学省、総務省及び国税庁と連携して積極的に学校（小学校から大学まで）で租税教室を開催している。最近では、一般大学や教員養成大学で寄附講座を開設している。また、教員免許更新研修において租税教育を実施したり、教育委員会との連絡会議等、税を考える市民フォーラムも開催している。

さらに、租税教室の講義用テキスト、マンガ副読本及び税額をクイズ形式で紹介する冊子など様々な教材を発行している。

5. 今後の展望・課題

税を通じて社会を知ること、大変重要なことである。日本税理士会連合会では以下の3点を課題と考えている。

① 高等学校、大学における租税教育の充実

租税教室の開催教室数は順調に増加しているが、そのうち約60%が小学校での開催である。高等学校や大学などの高等教育における租税教室の開催数の増加が重要である。

② 学習指導要領の改正、教科書の改訂

民主国家の租税の基本ルールである申告納税制度が教科書に記載されていない。義務としてではなく、国民主権の観点から、学生に納税者の権利を含め租税を理解してもらうことは大変に重要である。

2022年には高等学校の教科に「公共」科目が導入される。この科目の講師には弁護士や税理士を招聘することになっている。

③ 租税教育を担う教員の養成

租税に深い造詣のある教員が少ないという現状がある。租税教育を行うことができる教員の養成が喫緊の課題であるので、税理士会は租税教育を行うことができる教員の養成に注力していく。

Ⅲ 第3パネリスト — 韓国税務士会 コ・ジュンホ

1. 租税教育の定義・理念・目的

租税教育の概念及び目的については、次の3点が挙げられる。

- ① 「誠実な納税者が国の真の所有者である」という社会的意識を醸成する。
- ② 模範的な納税者を優遇し、「誠実な納税を行う文化」を広める。
- ③ 「将来の納税者である子供や若者向けの実践的な租税教育」を促進し、早期の段階で正しい税意識を持たせる。

2. 政府の基本方針

<子供向け租税教育>

若年層を中心とした一般市民向けの租税教育に関する国税庁の方針と活動は以下のとおりである。

① タックス・スクール、税に関する文学・芸術コンテスト

- ・ 小中学生向け「子供のための税に関するテキスト」を作成する。
- ・ 若者向け「税に関する文学・芸術コンテスト」を開催する。
- ・ 若者向け「税務署での実践租税教育やタックス・スクール訪問」を開催する。
- ・ 租税教育の教材として「税に関するマンガやアニメ」を制作する。

② 国税庁による子供向けホームページの開設

このホームページは子供の視点で制作されており、トピック「旅行」は、日常における税や税のプロセスを分かりやすくイラストで紹介した双六遊びのようなゲーム感覚のものである。

国税庁の子供向けホームページのコンテンツは、「タックス・スタディ」、「税と遊ぼうコーナー」、「子供レポーター」、「参加型セッション」の4点である。

③ タックス・ミュージアムと体験プログラム

- ・ 子供の租税教育センターとして2002年「タックス・ミュージアム」を開設した。
- ・ 「子供の税務職員体験プログラム」を実施している。
- ・ 夏休みと冬休みの時期に「楽しいタックス・スクール」を実施している。
- ・ 島嶼・遠隔地に居住する子供たちのために、国税庁の職員が出張しタックス・ミュージアムとタックス・スクール訪問を実施している。
- ・ イベント「長官と話そう」や「税金クイズ」を開催している。

<一般向け租税教育>

① 誠実な納税の文化の育成

- ・ 正直な納税を評価し、誠実な納税を行う納税者意識を広めるように広報している。
- ・ 「納税者の日」に記念イベントを開催している。
- ・ 税の重要性に関するメッセージを発信するための「電子掲示板」を開設している。

② 国税庁ブログ、SNS 配信

- ・ 2008年「国税庁ブログ Tax Love」の配信を開始した。
- ・ 以降、「ツイッター」(2010年)、「フェイスブック」(2011年)、「カカオストーリー」を開設した。

これらは、スピーディかつ正確な税務情報を伝える媒体として、または国民の理解を得るコミュニケーションの場として利用されている。

③ 「ニュースレター」の配信

毎週電子メールで国税に関する情報や税金に関する常識をニュースレターとして配信しており、購読者数は100万人である。

④ 「タックス・ミュージアム」の開設

2002年、税専門の「タックス・ミュージアム」を開設し、税の歴史や発展プロセスを紹介している。

3. 本会の基本方針

韓国税務士会による主な租税教育は以下のとおりである。

- ① 「無料の税務相談」は、韓国税務士会税務相談センターやインターネットを利用して、年間を通じて開催している。これらは韓国税務士会会員が運営をすべて行っている。
- ② 全国の税務士事務所が年2回開催の「無料税相談週間」に参画している。開催時期は、3月3日（納税者の日）と9月9日（税務士制度創設の日）の両日である。

- ③ 韓国税務士会タックス・トレーニング・センターのホームページ上に開設している「オンライン・タックス講座」を年間を通じて無料で利用できるように運営している。

4. 政府・貴会間の連携及び協力関係

5. 今後の展望・課題

発表なし。

IV 第4パネリスト — ベトナム税理士会 フォン・ヴー

ベトナムの租税教育は、財務省、租税総局、各地方省の税務部門及び本会（VTCA：Vietnam Tax Consultants' Association）の税の専門家が担っている。これらの機関の税の専門家は国家から研修プログラムの提供を受けて、学生や子供たちだけでなく、広く国民や企業に対し単に税務知識を広めるだけでなく、国家が定めた研修プログラムに則り適切な納税を中心に租税教育活動を行っている。この活動により、脱税行為を減少させるだけでなく、納税者の租税に関する知識と理解が進み、税務行政の業務効率の向上にも寄与している。

1. 租税教育の定義・理念・目的

税の専門家により国の方針に則った研修プログラムを実施することにより、租税に関する理解が進むこと。

2. 政府の基本方針

租税に関し正しい知識と理解、適正な納税、脱税の排除には、納税者や将来の納税者となる学生などに対しての税の専門家による租税教育が重要である。

3. 本会の基本方針

税務当局と納税者の間に立ち両者の対話促進に役立つようにする。納税者の意見や陳述の代理を務め、税務当局の租税指導を正しく伝える。いわゆる税務当局と納税者の効率的な通信チャンネルとなる。また、租税政策を納税者に正しく伝え、租税政策の理解を深めてもらう。また、大学生に対し定期的に租税に関するインターンシップを開催している。

4. 政府・税理士会間の連携及び協力関係

ベトナムでは申告納税制度がスタートしてまだ8年と経験が浅い。そのため納税者は租税制度と納税に対する理解が進んでいない。そこで本会では、税務申告に関する短期研修プログラムを実施し、また、企業の税務担当者に対する税務相談やアドバイスを税務当局に代わり行っている。

政府・税務当局から本会に対し、租税政策や税制の改正に関する情報が提供される。本会から政府・税務当局に対しては税制改正要望や税務行政に対する質問をしている。また、政府・税務当局に対して租税制度・国内税法が国際的なルールと整合性が取れるように要望し活動している。

5. 今後の展望・課題

企業や大学生をターゲットとする租税・課税などの教育分野に対しては非常に多くのニーズが存在する。しかしながら、租税教育を行える税理士はまだまだ限られている。また、国として公共部門の課税意識もまだ高くなく、経験豊富な税理士が不足しているので、大学での租税教育が重要である。

（報告：神谷研委員）

7 パネルセッション「BEPS行動計画への対応」

7-1「BEPS行動計画への対応～自国政府における対応、産業界の見解～」

本セッションでは、ポスト BEPS プロジェクトの取組みとして、OECD 加盟国・G20 参加国等における国内税法や租税条約の改正が鍵となるとの認識の下、中国、シンガポール、香港における自国政府の対応状況やそれを受けた産業界側の国際税務スキームの変更の方向性などが論じられた。



I 第1パネリスト

中国注册税务师協会 ソン・ウェイ

「中国における BEPS プロジェクト・アクションプラン 13 の影響について」

1 BEPS と中国税務当局の見解

近年の BEPS 問題は、各国の政治リーダー、マスメディア等の注目を集めている。G20 のメンバーである中国は、OECD 加盟国ではないが、同租税委員会にオブザーバーとして、BEPS プロジェクトに関与しており、プロジェクトの背景について、十分理解を示し、かつ、アクションプランについて多くの提言をしたうえで、すでに多くの施策を行ってきている。

2 BEPS プロジェクト・アクションプラン 13「移転価格関連の文書化と国別報告書」について

本報告では、BEPS プロジェクト・アクションプラン 13「移転価格関連の文書化と国別報告書」に焦点を当てたい。

OECD が 2014 年 9 月 16 日公表した同アクションプランは、移転価格関連の文書化のテンプレートとして、「マスターファイル」、「ローカルファイル」「国別報告書」を示している。

3 多国籍企業における BEPS プロジェクト・アクションプラン 13 の影響

- (1) 多国籍企業にとって、より多くの情報開示が求められることから、コンプライアンス・コストが増加する。
- (2) 多国籍企業は新ルールが彼らの企業活動、税務マネジメントとそれに対するコンプライアンス遵守の要請について、学習、検討すべきであり、かつ、課税当局に対するフィードバックも必要となる。
- (3) 多国籍企業を取り巻く国際的な租税環境は、移転価格関連の文書化の変更に伴って、変化していくであろう。そうした変化に対応できない企業にとって、税法改正や取扱いの変更は苦慮することは避けられないだろう。

4 BEPS プロジェクト・アクションプラン 13 に関する税務専門家の見解

- (1) 税務専門家はクライアントの要請に基づく、専門的なサービスを提供及び新ルールによる潜在的な圧力について評価することになる。

また、クライアントのビジネスモデルや事業構造が新たな国際的な税務環境に適応するよう努めることになる。これらは、税務専門家にとってのビジネスチャンスであると捉えること

もできる。

- (2) 中国において税務専門家は、同アクションプランの実施やその改正に対して、参画することになろう。

5 中国における BEPS プロジェクト・アクションプラン 13 の将来的な実施

- (1) 中国国家税务总局は、常に BEPS プロジェクト・アクションプランの策定に参画している。そして、自国の税法、規則及び租税条約を改正することにより、中国での BEPS プロジェクト・アクションプランをいかに実施するかについて検証を行っている。
- (2) 国税発第 2 号は、中国において、重要かつ主要な規則であるが、国際的な BEPS プロジェクト・アクションプランに従い改正されるだろうし、移転価格関連税法についても改正されるだろう。改正規則については、2015 年暮れの公布が提言されている。提言のポイントは下記のとおりである。
 - ① BEPS プロジェクト・アクションプラン 13 に基づく「マスターファイル」「ローカルファイル」「国別報告書」を含めた移転価格関連文書の作成に係る規定
 - ② 関連当事者間の無形資産やサービス取引についての詳細な分析に係る規定
 - ③ 海外多国籍企業の「マスターファイル」「国別報告書」の簡便な収集方法

II 第 2 パネリスト

シンガポール税理士会・EY シンガポール税務サービスパートナー ラサ・マシュー
「BEPS プロジェクト・アクションプラン：政府と産業界からの観点」

シンガポールは OECD 加盟国ではないが、移転価格関連の税務については既に改訂ガイドラインを公表している。

1 概要

- (1) シンガポール政府は BEPS プロジェクト・アクションプランを支持し、実際の経済活動が行われる場所で課税されるべきであるとのスタンスを採っている。
- (2) シンガポールでは、BEPS プロジェクト・アクションプランは真に実質的な事業活動の成長を阻害すべきではないと考えるし、選択可能な柔軟な方法として開発されるべきであるという点を提案する。
- (3) シンガポールには、BEPS 問題対応のための下記事項に関する規定やガイドラインがある。
 - ・反租税回避規定、転価格関連規定、ハイブリッド商品に関する所得税ガイドライン
 - ・税務情報交換規定、税務上の居住者証明の発行に関するより厳格な要件

2 シンガポールにおける移転価格関連文書のガイドライン（2015）について

- (1) ガイドラインの改訂

シンガポール内国歳入庁 (IRAS: Inland Revenue Authority of Singapore) は、2015 年 1 月、基準額を超える内部取引を行う納税者が「移転価格関連の同時文書」を作成することを義務付ける改訂移転価格関連文書のガイドラインを公表した。

- (2) 移転価格関連文書の同時化と移転価格関連文書作成の頻度

「同時作成」とは、関連当事者間で取引を行う場合、双方で同時に作成し、保存が要求されることを意味する。

移転価格関連文書が取引前又は取引時点で作成されている場合、関連当事者がアームズ・レングスルールに係るテストを実施していなかったとしても、同時に文書を作成しているとみなされ

るべきである。

移転価格関連文書は、課税当局からの要請日から 30 日以内に提出しなければならないし、事業年度終了後、5 年間の保存が必要である。

(3) 文書の内容

改訂ガイドラインが規定する文書の内容は次のとおりである。

- ① グループ全体から俯瞰した事業利益の重要な牽引要因の情報及びグループ内の各関連当事者のバリューチェーンへの貢献に関する分析
- ② リストラクチャリング、買収又は処分など、グループの事業モデルに関する重要な変更の説明
- ③ 各関連当事者（エンティティレベル）の経営体制、現地のビジネスモデルと戦略、業界の動向、各関連当事者間における取引や役割に関する情報

これらの情報は、他国における移転価格関連の情報開示レベルを上回るものである。

(4) 文書化の範囲

シンガポールの移転価格関連文書は、下記の（表 1）に示す取引額基準値を超える場合に必要とされる。当該取引額基準値は、各納税者の年間ベース、かつ、取引の種類別に判定される。

（表 1）関連当事者間取引の種類と事業年度別取引額基準値

関連当事者間取引の種類	事業年度別取引額基準値（単位:シンガポールドル）
すべての関連当事者からの商品の購入	15 百万
すべての関連当事者への商品の販売	15 百万
すべての関連当事者からの金銭の借入	15 百万
すべての関連当事者への金銭の貸付	15 百万
その他すべての関連当事者取引 ・ 役務提供に係る収入 ・ 役務提供に係る支払 ・ ロイヤリティ収入 ・ ロイヤリティ支払 ・ 賃貸収入 ・ 賃借費用	取引種類ごとに 1 百万

【作成免除規定】

納税者は、以下の場合には移転価格関連文書の作成が免除される。

- ① 納税者がシンガポールでのみ関連当事者間取引を行っており、当該取引に同じシンガポールの法人税率が適用される場合
 - ② 納税者と関連当事者との国内ローン取引の場合で貸手が金融業者でないとき
 - ③ 納税者が定型的なサービス取引について、5%マークアップのセーフハーバールールを適用している場合
 - ④ 関連当事者間取引に APA 制度を適用している場合
- (5) 文書を作成しない場合の課税上の影響

納税者が移転価格関連文書を作成していない場合、IRAS の対応は下記のようなになる。

- ① 二重課税が生じ、納税者が MAP 又は同様の協議申立てを行う場合には、支援しない。
- ② 納税者からの APA 申請を受理しない。
- ③ 納税者が移転価格調整を行った場合に、認めない。
- ④ 所得税法の記録保存要件に準拠しない場合、罰則が適用される可能性がある。

(6) 移転価格の調整

IRAS は移転価格に関して、様々な種類の調整に関する見解や調整可能な状況を示している（詳細略）。

(7) APA 及び MAP に関するガイダンス

IRAS は改訂ガイドラインにおいて、APA と MAP のプロセスについて統合した。同時に、以下の規定が追加された。

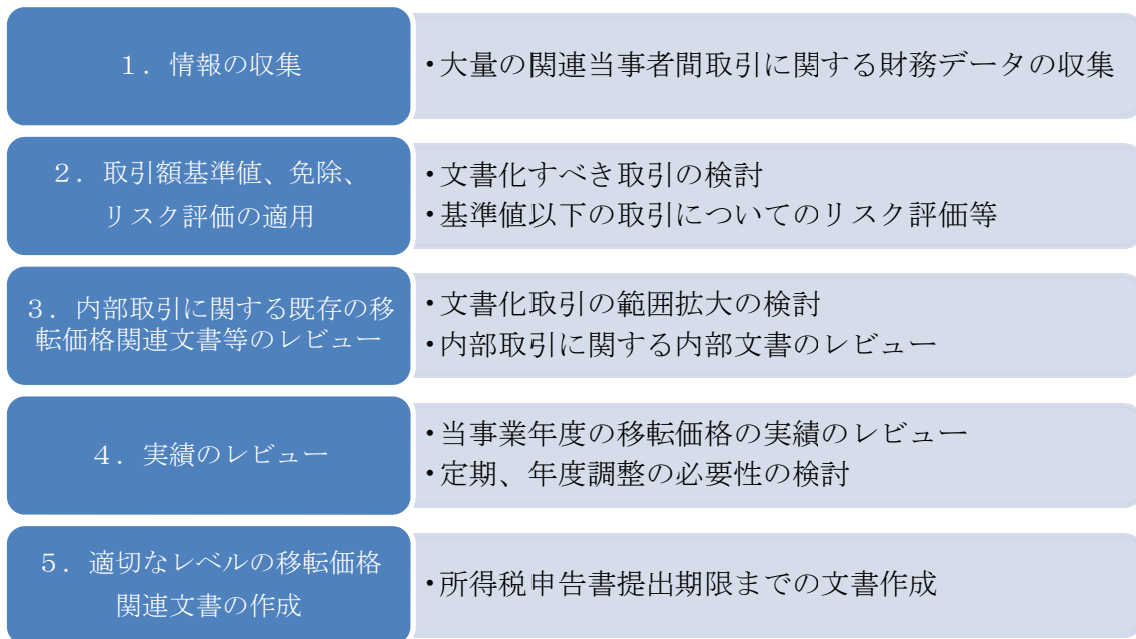
- ① APA の年次コンプライアンス報告の内容
- ② APA 申請及び MAP 請求前の協議で必要となる最低限の情報
- ③ 授権書及び APA 合意のサンプル

IRAS は、正式な APA 申請や MAP 請求には移転価格関連文書の作成が必須であることを明確にした。よって、移転価格関連文書がない場合、IRAS は納税者の APA 申請や MAP 請求を支援しない可能性がある。

(8) 想定される納税者側の作業ステップ

納税者側の作業ステップとしては、次のフロー（図 1）が考えられる。

（図 1）納税者側の作業ステップのフロー



納税者側も、文書作成等の場面で APA を確実に得るための更なる努力が必要である。

3 シンガポールにおける移転価格関連の論点と APA

(1) 移転価格関連の論点

移転価格関連の論点としては、IRAS による移転価格調査が挙げられ、調査対象となる要因、調査方法、調査項目について論じられた（詳細略）。

(2) 移転価格関連リスクの管理ツールとしての APA

APA は移転価格関連リスクを低減させるツールであり、実務レベルでは二国間 APA が二重課税のリスク排除に有効性が認められる。

(3) 課税当局における APA の取り扱い事例について

IRAS はこれまで、50 件以上の APA を完了しており、うち、60%は二国間 APA である。二国間 APA の相手国は日本が中心であるが、中国、オーストラリア、カナダ、フランス、韓国、オランダ、

台湾、イギリスも対象としてきた。

今後は、ドイツ、インドネシア、ルクセンブルク、マレーシア、タイが予定されている。IRAS においても、APA 申請に対応できる人材を増加させている。

Ⅲ 第3・第4パネリスト

香港会計師公会 (HKICPA : Hong Kong Institute of CPAs) 税務部執行委員会副議長

Mazars 税務アドバイザーサービスパートナー アンソニー・タム

香港税務学会 (TIHK : Taxation Institute of Hong Kong) 国際税務委員会審議委員兼議長

Pricewaterhouse & Coopers 税務サービスパートナー ジミー・チョイ

「BEPS プロジェクト・アクションプラン：香港政府と産業界からの観点」

BEPS プロジェクト・アクションプランに対する香港の主要課題であるが、以下の点が論じられた。

1 租税条約濫用の防止 (アクションプラン 6 関係)

具体的に、香港—インドネシア、香港—ルクセンブルク間の租税条約を適用した場合の事例を説明した。

前者は香港の持株会社がインドネシアの事業会社から受ける配当の源泉徴収税率が 5% である点や香港の持株会社がインドネシアの事業会社の株式を売却した場合の売却益が香港では非課税となるスキームを解説した。

後者は知的財産権 (IP: Intellectual Property) を保有するスペインの会社から IP ライセンスを付与されたルクセンブルクの会社が香港会社に準 IP ライセンスを付与し、その準 IP に係るロイヤリティを収受する場合、香港での源泉徴収税率が 3% (通常 4.95%) である点やルクセンブルクにおいて、当該ロイヤリティ所得の 80% が免税となるスキームを解説した。

パネリストは、前者については、香港政府による香港の持株会社の居住者証明の強化で対応しており、後者については、ルクセンブルクの会社が実質的な IP の保有会社 (単なる中間会社や導管会社ではないと認められる会社) であるか否かの検討がポイントであることを指摘した。

2 情報交換制度 (EOI: AEOI) (アクションプラン 14 関係)

香港政府は情報交換制度に対応するため、2010 年から順次国内法の改正、条約締結を実施しており、2018 年 9 月には AEOI を実施する予定である。

3 有害な税慣習 (アクションプラン 5 関係)

① 2015 年 6 月、EU は香港を含む 30 の非協力的管轄区リスト (いわゆる「ブラックリスト」) を公表したが、香港政府は「一方的で手続きのうえ不公平なもの」とプレスリリースした。そして、香港における昨今の進展状況を当該リストに反映させるよう EU に要請した。

② OECD は「グローバルフォーラム基準に、完全に又はおおむね準拠し、AEOI の実施をコミットしている管轄区は『協力的である』」とした。

香港における進展により、グローバルフォーラムのピアレビューで香港は「おおむね準拠」と区分されたところである。

4 移転価格税制における文書化 (アクションプラン 13 関係)

現在、香港における移転価格関連文書は義務ではなく推奨である。しかし、現在「国別報告書」の導入を検討中である。

香港の産業界としては、香港からの海外への投資ストラクチャー (アウトバウンド)、香港の企

業が受け取る海外投資からの配当に係る非課税制度などへの影響を検討している。

その方向性としては、現状の国際的なサプライチェーンやオペレーションモデルの変更を余儀なくされるとの見解がある。

(報告：長谷部光哉国際部長、葉狩弘一委員)

7-2 「BEPS行動計画～AOTCAの取組み」



AOTCA専門委員会 委員長 ギル・レビー
副委員長 ケン・シュゴット

1 これまでの取組み

AOTCA は専門委員会を設置し、BEPS プロジェクト行動計画に対し、以下の取組みを行ってきた。

(1) CFE との Joint Opinion Statement (Submissions)

2015年5月、OECD に対し、同アクションプラン7「PE 認定の人為的回避」第5条について、修正提案を行った。

(2) 2015年1月16日～17日、専門委員会をシドニーで開催した。

(3) その他、同アクションプラン3、6、12、14についても議論を重ね、2015年1月から順次 Joint Opinion Statement (Submissions)として送達している。

2 今後の取組み

今後の取組みとして、OECD 租税委員会の「BEPS プロジェクト最終報告書 (2015年10月5日公表)」を受けて、AOTCA 加盟団体に対し、各国の対応状況に関するアンケート調査を実施する。2016年2月までに回収し、レポートを発表する。アンケート用紙は専門委員会で起案する。

(報告：長谷部光哉国際部長)

8 特別講演 「OECDのBEPSプロジェクト」

OECD 租税委員会議長（財務省財務官） 浅川 雅 嗣



1 はじめに

多国籍企業は、国際的な税制の隙間や抜け穴を利用し、ビジネス活動が行われていない国・地域やゼロ税率・低税率の国に利益を移転することにより、税負担を回避、あるいは不当に軽減することがある。その結果、国によっては不当に税源が浸食されている。

国際課税の分野において、これらの「税源浸食と利益移転」(BEPS)が顕在化し、様々な問題が浮上してきている。

また、諸国間の税法調整が不十分なため、二重非課税や二重・多重課税といった問題も発生し、投資や雇用に悪影響が及んでおり、これらの防止策も求められている。租税条約や移転価格ガイドラインの見直しや改正も含め、国際的な協調により税源を守る必要がある。

競争優位の多国籍企業の存在により、投資決定が歪められたり、中小企業にとって競争上の不利が生ずるなど、BEPSへの対応が必要になった。

こうしたBEPSへの対応は、立法化によりなされるべきであり、世界レベルの包括的・合法的・全体的な行動計画の立案が不可欠となった。そこで、OECD租税委員会は、2012年6月BEPSプロジェクトを開始した。

このプロジェクトの遂行には、技術的レベルにおいて多くの調整が必要であり、次の4つの重点分野が存在した。

- ①租税体系における直接課税、非課税、控除が多数存在すること。
- ②源泉課税の低さ。
- ③商取引にノー・ルーティン的な動きがあり、プロセスが複雑化していること。
- ④税率国が存在すること。

2013年7月OECDは、15の行動計画からなる「BEPS行動計画」を公表した。そしてこの行動計画は、2013年9月のサンクトペテルブルグでのG20で報告され賛同を得た後、OECDとG20の協調による共同プロジェクト（「OECD/G20 BEPSプロジェクト」）として実施されることになった。

このBEPSプロジェクトの実施にあたっては、OECD非加盟国であるがG20のメンバーである8カ国（中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ）が、OECD加盟国（34カ国）と同等に意見を述べ、意思決定に参画できるシステムが採用された。

また、議論を進めていく過程において、開発途上国を考慮する必要が生じ、OECD加盟予定のコロンビアとラトビアに加えその他の開発途上国17カ国合計61カ国が参加し、さらに国連もOECDのワーキング委員会へ参画し進められた。

さらに、議論の透明性と広範囲な意見集約のために、NGO等との協議が必要と判断し、企業、市民団体、大学等のシンクタンクといったアドバイザー・コミュニティからも広く意見を収集し、定期的にパブリックコメントをOECDのウェブサイト公表した。その数は、1,400コメンタリー（約11,000ページ）に及び、閲覧回数は、50,000回に達している。

こうして纏められたBEPS行動計画は、中小企業の懸念を払拭できたと考えている。

2015年9月OECD租税委員会においてBEPS最終報告書が取り纏められた。そしてこの最終報告書は、2015年10月8日ペルーのリマで開催されたG20財務大臣会合で報告され、2015年11月15

日から 16 日にトルコのアンタルヤで開催される G20 サミットで報告され、15 の行動計画のうち 14 の成果物が出され、ステートメントも公表される予定である。

2 15の行動計画の概要についての解説

15 の行動計画（行動 1～行動 15）は大きく 5 つの分野に分類できる。

- (1) 電子経済の発展への対応・・・行動 1
- (2) 各国制度の国際的一貫性の確立・・・行動 2～5
- (3) 国際基準の効果の回復・・・行動 6～10
- (4) 透明性の向上・・・行動 5 と行動 11～13
- (5) 法的安定性の向上・・・行動 14

以上 5 分野に加え、BEPS への迅速な対応を行動 15 で定めている。以下、それぞれの行動計画について説明する。

(1) 電子経済の発展への対応

行動 1 電子経済の課税上の課題への対応

電子商取引により、他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑み、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成し発表した。

これは、電子商取引課税のうち、恒久的施設課税（PE 課税）、外国子会社合算税制（CFC ルール）、企業が個人向けに行う事業（B2C 取引）等に関する問題である。オンライン取引が増々盛んになり、クロスボーダー取引の線引きが困難になってきている。電子商取引により自国から遠く離れた遠隔国からの取引が可能となり、各国は電子商取引への課税が困難になってきたため、国際課税ルールを改定し、付加価値税は消費者がいる場所で課税するようにしていくこととした。これは喫緊の課題である。クロスボーダー取引によって、サプライヤー（供給者）と消費者が同じ土壌にない事態が頻繁に生じてきているため、法や租税制度は簡素化することが大切であり、各国で知恵を絞り付加価値税（VAT: Value Added Tax）の徴収についても改正が進んできている。

さらに、行動 1 では、電子商取引に対する直接税・間接税の課税権をどのように考えるかという問題が浮上している。これに関しては、PE の例外に関する概念を改定し、PE の付属的な活動がなされる場所で生じる便益についての課税についても検討されている。また、特定な取引に対しては源泉徴収課税することで対応していくことになる。さらに新たなコンセプトとして、PE 以外のネクサス（物理的なつながり）の有無にも着目した「ネクサス・アプローチ」が導入されていく。企業がその国の中で持続可能な経済活動を行っているにもかかわらず、物理的な活動拠点を持っていない場合に対応する課税ルールが必要である。源泉徴収課税については二国間の交渉が必要になり、また租税条約が濫用されているときにも同様に二国間の協議が必要になる。BEPS プロジェクトで勧告されているのは、国際的な基準や行動計画であり、各国の協調が大切である。

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動 2 ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化

ハイブリッド・ミスマッチ取引とは、二国間での取扱い（例えば法人の態様に係る取扱い）が異なることを利用して、両国の課税を免れる取引である。ハイブリッド・ミスマッチ取引の効果を否認するモデル租税条約及び国内法の規定を策定する。

タックス・ソブリン、いわゆる国の課税権を新しいコーディネーション・ツールとして纏めていく。OECD/G20 のモデル・ルールでハイブリッド・ミスマッチの取決めの効果を否認する国内制度を実施している国があるが、それらの国は BEPS 行動計画を採用することにより、透明度の高いルールの導入が可能になる。

行動3 外国子会社合算税制（CFC ルール）の強化

外国子会社合算課税（一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため、外国子会社の利益を親会社の利益に合算して課税）に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。

効果的な CFC のルールについては、本社の所在地により、そして CFC を利用することによって得られていた多国籍企業のメリットは、もはやインセンティブにはできなくなる。よって、効果的な CFC ルールを積木のように構築していくことが行動3 で求められている。日本では、既存の CFC ルールをさらに改定して BEPS が求める CFC ルールに改定していくことになる。すなわち、外国子会社を有する多国籍企業に対しては、包括的な本社がどこにあるかは無関係になるように改正していくということである。

行動4 利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限

支払利子等の損金算入を制限する措置の設計に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。また、親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定する。

借入について、その債務がどのように利益を生み出すのに貢献しているか、その利益に対してどれだけ利子の控除を認めるか。例えば、その控除した利息により法人税が実効税率で 1% 下がると子会社利益は 1.3% 高くなると言われている。利息の按分の問題が生じる。フィックス・メジャー・ルールによって利息の控除部分を経済取引的（非金融的）なものと同じように考え、税引前利益や減価償却費を考慮した付加価値と同じようなベースに考えていくことによって、BEPS のリスクや保険業・銀行業へも対応が可能となる。

行動5 有害税制への対応

OECD が定義する「有害税制」について、

- ①現在の枠組みを十分に活かして（透明性や実質的活動等に焦点）、加盟国の優遇税制を審査する。
- ②現在の枠組みに基づき OECD 非加盟国を関与させる。
- ③現在の枠組みの改定・追加を検討する。

「有害税制」の陰では利益が生じている事実が存在するので、政府や企業の公正なる対応が必要である。そして、OECD が定義する「有害税制」の判定に当たっては「ネクサス・アプローチ」が導入されていく。

（3）国際基準の効果の回復・・・行動6～10

行動6 租税条約濫用の防止

条約締約国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防止するためのモデル条約規定及び国内法に関する勧告を策定する。

この意味するところは、二重課税や二重非課税を回避し、低税率国や無税国への利益移転を防止するため、OECD モデル条約において多国間条約を導入して、租税条約を濫用させない。そしてこれは 2016 年末までに導入を目指している。また、ここでは租税条約のメリットを享受している配当受領者やハイブリッド・ミスマッチと二重居住者などへの対応も想定している。

行動7 恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止

人為的に恒久的施設 (PE) の認定を免れることを防止するために、租税条約の恒久的施設の定義を変更する。

PE の定義が改定された。現行の企業は相手国内に恒久的施設 (PE) がなければ、相手国はその企業の事業所得に課税できないという「PE なければ課税なし」という課税の根幹をなすルールを見直し、企業活動の本質を見て課税するように PE の定義を改定した。

行動8から行動10の三つの行動はすべて移転価格に関する勧告である。

行動8 移転価格税制 (①無形資産)

親子会社間等で、特許等の無形資産を移転することで生じる BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドライン (TPG: Transfer Pricing Guideline) を策定する。また、価格付けが困難な無形資産の移転に関する特別ルールを策定する。

行動9 移転価格税制 (②リスクと資本)

親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰な配分による BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。

行動10 移転価格税制 (③他の租税回避の可能性が高い取引)

非関連事業者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じる BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。

移転価格の原則を公表し、その結果がペーパー上でなく経済の実態としてどのように表れるのか、また移転価格を回避する対策や政策の効果がどのように表れるかなどについて議論している。移転価格については法的な合意も必要になる。そして実務では契約に合致した取引が行われているかを精査しなければならない。さらに、企業は移転価格取引に係るリスクとリターンも考慮しなければならない。また、IT のリターンはどのようにするのか、知財権の認知や無形資産をどのように扱っていくか (この点は行動9に繋がる。) を考えていかなければならない。政府や税務行政がリスクと資本を考えた時に資本の過剰な配分については不必要な罰則を提供しないようにしなければならない。

そして、ここでは「ディスカウント・キャッシュ・フロー・メソッド」についても言及している。OECD は、この「ディスカウント・キャッシュ・フロー・メソッド」を認めているが、付加価値の少ないものは開発途上国において2年間どのような懸念があるか報告を求めて、最良の方法を考えていかなければならない。

(4) 透明性の向上・行動5と行動11~13

行動5と行動11~13は、透明性の改善に関係する。それは、政府間の透明性、投資に対する透明性、納税者や税務署の税務行政に対する透明性などを示している。

行動5は BEPS 対応の鍵になる。特にタックス・ルールについて他国の課税ベースに影響を与えるからである。そのため、枠組み、義務的・自主的なタックス・ルールに関する国家間の情報交換が盛り込まれた。

行動11 BEPS 関連のデータ収集・分析方法の確立

BEPS の規模や経済的効果の指標を各国政府から OECD に集約し、分析する方法を策定する。

各国は様々な合理的な推定で BEPS の規模や経済的な影響を考慮する。仮に、合理的に判断するデータが十分でない場合であっても、BEPS は政府の税収を確実に減少させていくことが判明している。BEPS 行動計画の実施による新たな経済計算、経済統計や指標が必要となり、その結果対策が必要となる。そして対策の効果を測定していかなければならない。

行動12 義務的開示制度

タックス・プランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告を策定する。

義務的な開示ルールが盛り込まれる。報告においては具体的なルールが勧告されている。タックス・スキームがターゲットである。クロスボーダーの BEPS の結果を出して監視し、本来の納税者や報告国の納税者が国境を越えた取引について知っているかが重要になる。そしてまた、実務的なガイドランスにより情報を開示していく。

行動13 移転価格関連の文書化の再検討

移転価格関連の文書化に関する規定を策定する。多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる。

移転価格に関する文書化について相当改定されている。すなわち、「国別報告書」(CBC レポート : Country-by-Country Reporting) のことで、これはまもなく現実化する。透明性を高めるために、この国別報告書で全体像が掴めるようになる。国別報告書により、利益、売上、どこに資産があるのか、どこに債務があり、どこかの債務が払われたのかなど、できるだけ幅広くそして的確な情報が把握される。一方、この国別報告書の運用では、守秘義務の遵守、一貫性のある利用を維持することも重要である。国別報告書では、移転価格ポリシーをマスターファイルで提供することになっている。当事者の情報を提供することが重要である。

(5) 法的安定性の向上・・・行動14

行動14 相互協議の効果的実施

国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定する。

国際税務の効率的な紛争解決の方法が必要になる。その対策としては、政府間の紛争、条約についての主観的な解釈についてはできるだけ防止して、MAP のメカニズムを導入することによって、当局が効果的にギャップや困難性を解決することができるようになる。解釈や法の適用について MAP に則り相互協議をし、できるだけ不確実性を少なくし、意図を確実なものにすることが重要となる。各国は最低基準について確認をしているので、条約に関する義務、MAP が善意をもって誠実に実施されること、そして MAP をタイムリーに実施していくことが求められている。

そして各国は2年間で MAP を確実に実施していくこと、また、業績評価のプロセスを実施することに加え、MAP のタイムリーな実施で紛争を予防していくことが求められている。

最後に納税者が MAP の評価を行うことができることも非常に重要である。すなわち、適格な納税者が MAP にアクセスできることが重要である。

以上5分野に加え、BEPS への迅速な対応を行動15で明示している。

行動15 多国間協定の開発

BEPS 対策措置を効果的に実現させるための多国間協定の策定に関する国際法の課題を分析する。

(6) 並行的に行うべき重要事項

以上が15の BEPS の行動計画の概要だが、さらに3つの並行的に行われなければならない重要な事項がある。それは、「実施 (Implementation)」「モニタリング (Monitoring)」「技術的支援 (Technical follow-up work)」である。

1) 実施 (Implementation)

- ①モデル租税条約 (MTC: Model Tax Convention) の変更
- ②移転価格ガイドライン (TPG) の変更

③国内法の改正

特に③の内容は、ハイブリッド・ミスマッチ、CFC ルール、支払利子の損金不算入、CBC レポートなどであり、①については関係国との条約改定交渉をし、国内では批准もされなければならない。

2) モニタリング (Monitoring)

例えば、移転価格ガイドライン (TPG) の変更や有害税制の改定や行政的な慣行も検討が必要である。CBC レポートの要件の実施についても G20 の承認も必要である。2015 年 9 月 G20 アンカラ会議において、モニタリング、グローバルな合意された BEPS 措置の実施を 2016 年初頭までには策定することが決まった。

3) 技術的支援 (Technical follow-up work)

BEPS の成果を確実なものにしていくために、また開発途上国に拡大していくために技術支援が必要である。世界銀行、IMF やその他の地域開発銀行がお互いに調整し、OECD も含めて世界一丸となって取り組んでいかなければならない。法律文章の策定など技術的なフォローアップ作業は必要であり、それだけでなく補助的な作業としては、例えばディスカウント・キャッシュ・フロー・メソッドのガイダンス、PE に対する利益の帰属のルールの議論、投資ファンドや銀行セクターについてなどの議論検討も必要である。

さらに、G20 構成国以外や OECD 非加盟国に対する対応も検討していかなければならない。

3 おわりに

BEPS プロジェクトでは、構造的な問題として税務に対してギャップを埋め、意見に差異があっても多くの国が共同作業をすることによって、グローバルリーダーシップを作ってプロジェクトの価値を実現していきたいと考えている。

もちろん、グローバルな同じ土俵で作業を行ってこそ価値が生まれるものである。通貨や通商と違って税の分野は国際的な協調が難しい分野である。なぜなら、税の分野は国の主権がかかってくる分野だからである。企業の経済活動は国境を越えて拡大している。その結果各国は、有害な税の回避を考えそれぞれ対処し、タックスベースを考え、対抗措置を講じなければならなくなっている。

BEPS プロジェクトによって、この税の整合性を取るということ、そして税収を確保し、適切な形で各国が協調できる世界的な体制が実現できると確信している。もちろん、各国の主権は尊重されなければならないが、プロジェクトにより各国における不必要な税による競争が回避されるように、切に願っている。

[報告者注]

1. 本稿の作成に当たり、講師の浅川財務官は、御講演では BEPS の 15 の行動計画 (本稿では囲み枠) について直接には言及しておらず、個々の行動計画について解説された。しかし、本稿では、そのままご講演を忠実に作成すると理解しにくいとため、すべての行動計画を枠で表示し、御講演の解説が分かりやすいように加筆した。枠内の文章については、一般社団法人ジャパントックスインスティテュートの資料 (下記) を参照し一部引用した。

http://www.japantax.jp/mm/file_kokusai/siryou130731_01.pdf

2. OECD の BEPS 最終報告書については、下記ウェブサイトを参照。

<http://www.oecd.org/ctp/beps-actions.htm>

(報告：神谷研委員)

9 社交行事

○ ガラディナー

10月15日の午後6時から9時30分にかけて、海外より287人、国内からは300人、合計587人の参加によるAOTCA会議で恒例となったガラディナーがグランキューブ大阪の3階イベントホールで開催された。

池田 AOTCA 会長による開宴の挨拶に引き続き、VIP参加者による鏡開き、川北力元国税庁長官による乾杯に続き、リーガロイヤルホテルのシェフによるコース料理に参加者全員が舌鼓を打った。また会場脇には、日本の風情を醸し出したこ焼きやお寿司などの日本食屋台が設けられ、多くの海外からの参加者の好評を博した。

また、ステージでは参加各国の中から、香港やベトナム、台湾などの団体によるパフォーマンスや、日税連参加者による歌が披露された。とりわけ、今回のガラディナーの目玉となった徳島の阿波踊り「八千代連」の生のお囃子や踊りが行われ、その輪に全国女性税理士連盟（滝澤多佳子会長）の有志も加わり華やかさが一層増した。その熱いパフォーマンスに参加者全員が釘付けになり、最後は、会場全体が「全員参加の演舞場」となり、ガラディナーは大成功のうちに大団円を迎えた。



○ エクスカーション



10月16日の午後、すべてのセッションが終了した後の恒例のご当地エクスカーションが、グランキューブ大阪→大阪城天守閣→道頓堀→グランキューブ大阪のルートで決行された。エクスカーションは、海外の登録者のみが参加できる恒例のお楽しみである。当日は、193人が4台のバスに分乗し、秋本番の大阪を堪能した。

特に大阪城ではバスの駐車場から天守閣までかなり長い距離を歩かなければならなかったが、参加者たちは大阪城の巨大な石垣やその周りを囲むお堀に非常に興味を持ち、お目当ての天守閣も観光シーズンで混雑していたにもかかわらず、大いに満喫したようだった。

道頓堀では、有名な「かに道楽」や「グリコ」の看板だけでなく、人通りの多さ、活気に満ち溢れた街の雰囲気驚きながら、カメラやスマートフォン片手に、沢山の思い出を持ち帰っていただいたようだった。

(報告：松岡宣明副部长)

2016年AOTCA香港会議レポート

I 概要

2016年AOTCA香港会議は、香港税務学会（TIHK）がホスト団体を務め、10月5日から8日にかけて、香港にある香港コンベンション&エキシビションセンターで開催された。会議には、加盟団体及び地元関係者約400人が出席、日本から正副会長及び国際部構成員等約40人が参加した。

5日の午後は、AOTCA関係役員のみが出席する役員会が行われ、翌6日の午前中は、AOTCA加盟団体の代表者のみが出席する定時総会が開催され、2017年事業計画及び予算等の審議のほか、財務担当役員の導入や専門業務委員会の設置に伴う規約の改正、役員改選等が行われた。その結果、AOTCA会長及び事務総長は再任され、新設の財務担当役員には松岡宣明国際部副部長が選任された。

6日午後から8日にかけて開催されたインターナショナルタックス・カンファレンスでは、日税連国際税務情報研究会の川田剛会長代理が「各国のBEPS対応」と題するセッションにて、行動計画6（租税条約濫用の防止）、8-10及び13（移転価格税制）における日本の対応について説明した。

カンファレンス終了後のガラ・ディナーでは、伝統のアクロバット雑技が行われ、また各国の歌や踊りのパフォーマンスが披露され、会場を盛り上げた。

《AOTCA関係者プログラム》

10月5日(水)		
14:00	記者会見	池田隼啓 AOTCA 会長、カルメン・ヤン TIHK 会長
15:00	AOTCA 専門委員会	議長:キル・レビ-委員長 川田委員(日税連国際税務情報研究会会長代理) 長谷部委員(日税連国際部長)
16:00	AOTCA 監事会	
16:45	AOTCA 役員会	議長:池田隼啓 AOTCA 会長
18:30	VIP カクテルレセプション	AOTCA 役員、加盟団体代表者、ゲストスピーカー

10月6日(木)		
8:00	グローバルフォーラム会議	
9:00	AOTCA 定時総会	議長:池田隼啓 AOTCA 会長
11:30	記念写真撮影	

《インターナショナルタックス・カンファレンスプログラム》

第1日目:10月6日(木)		
13:45	開会挨拶	池田隼啓 AOTCA 会長
13:55	歓迎挨拶	カルメン・ヤン TIHK 会長
14:05	基調講演	K.C.チャン香港財務事務及庫務局局長
14:35	BEPS 行動計画に関する AOTCA 調査プロジェクト	キル・レビ-専門委員長
14:50	講演 1:BEPS の動向	デビッド・スミス(PwC 香港)

15:55	講演 2: 税の透明性に関する最新動向	ジリ・ニコハール元 CFE 会長
16:25	パネルディスカッション 1: ビジネス界が見る現在の税務環境と今後の方向性	クワン・チャン・ユウ(シンガポール開発銀行) ポール・モク(OOCL) ケルビン・ウオン(香港コスロパシフィック) モデレーター: マイケル・オルスニー(KPMG 香港)

第 2 日目: 10 月 7 日(金)

9:00	「モデル納税者憲章」プロジェクト	デビッド・ラッセル AOTCA 名誉顧問
9:30	講演 3: 「公平な課税」ルール	リチャード・ウオン香港内国歳入庁長官
10:45	パネルディスカッション 2: BEPS 勧告は国際取引の「公平な課税」を実現できるか?	ジョン・チャン(Prudential) ソフィー・リンズー(FOX ネットワークグループ) パーケン・タイ(香港 Connectivity) シャオ・グオキン(中海 CTA, 中国) モデレーター: レオナルド・カウ(Deloitte 香港)
13:30	基調講演: 中国の「一帯一路構想 One Belt & One Road Initiative」	ロレッタ・チョウ(Ernst&Young 香港)
13:45	パネルディスカッション 3: 「一帯一路構想」におけるビジネスチャンスと課題	ニコラス・クワン(香港貿易開発局) リー・クイ・ワイ(香港市立大学商学科) ピーター・ウオン(香港金融管理局) モデレーター: ロレッタ・チョウ(Ernst&Young 香港)
15:05	各国の BEPS 対応 行動 6: 租税条約濫用の防止 行動 7: 恒久的施設の定義変更 行動 8-10, 13: 移転価格税制	カオ・ジンタ(中国) シー・チャウファン(台湾) ラストン・タンブナン(インドネシア) 川田剛(日本) コ・ジュンホ(韓国) クワン・チャン・ユウ(シンガポール税理士会) ハン・フオー(ベトナム) モデレーター: ジェレミー・チョイ(TIHK)
16:50	閉会挨拶	レイモンド・タン TIHK 香港会議実行委員長
18:00	ガラ・ディナー	

10 月 8 日(土)

8:30	市内観光	
------	------	--

このほか、スケジュールの合間を縫って、インドネシア税理士会及び同国税務総局との懇談を行い、両国の交流を一層促進するため、2017 年 4 月ジャカルタにおいてシンポジウムの開催及び友好協定の締結を申し合わせた。

以下、各カンファレンスの内容について記述する。

II セッション報告

1 基調講演

香港財務事務及庫務局局長 K. C. チャン



1992年に設立されたAOTCAは、24年の歴史を持つ。AOTCAは21の税務専門家の団体の組織され、15の国及び地域にわたる影響力を有すると聞いている。

香港では2006年に続き、今回（2016年）の総会は10年ぶり2回目の開催となる。この間、2008年に世界金融危機が起こったが、香港は世界の金融センターであり続けた。また同時に香港は、世界で最も自由な金融市場であるとの評価を保持し続けてきた。競争力を最も保持し、低税率も背景に、中華人民共和国との関係も考慮しつつ、すべてに整合性を構築してきた。

世界銀行によるビジネス環境レポートでは、納税分野において香港は世界第4位の評価を得ている。このことからわかるように、香港は世界の経済センターとしての地位を確固たるものにしていくと同時に、税務の分野でも世界に貢献しようとしている。

前回AOTCA総会が香港で開催された2006年以降、香港が税に関する条約、CDTA（Comprehensive Double Taxation Agreements：包括的二重課税防止条約）を締結した国・地域数は3カ国から35カ国に増加した。この10年間の税務への取り組み、諸外国・地域との国際的な連携に注目していただきたい。例えば全部で120ものグローバル・フォーラム、パブリック・フォーラム等に参画し、税務の透明性に取り組んできた。OECDがEOI（Exchange of Information：情報交換）の基準を発表してから、香港は新グローバル・スタンダードを導入した。また、透明性を図るために、自動的情報交換（AEOI：Automatic Exchange of Information）が注目されるようになってきた。2018年を目途に最初のAEOIを開始し、国際的なビジネス面での要請に応じ、BEPS行動計画に貢献していく。

ビジネスのグローバル化、E-commerceの発展等と共に、国際的に利益が喪失するという現実がある。これを世界的に解決する必要がある。そのために15のBEPS行動規範があり、二重課税や課税漏れのないように目指すものであるが、香港はこれに全面的に協力する。この6月に香港として、法的に如何に実践するかについて、4つの分野（金融、ショッピング、名目成長率、紛争解決）において全力で取り組む予定である。

BEPSプロジェクトにバランス、コンプライアンスをにらみつつ、国際基準を尊重し、納税者の負担にも配慮しつつ取り組む。

香港はBEPSプロジェクトを実施するにあたり、タイムライン（期限）を設定して行う。法適用面での進め方は、当然のことながら、利益には課税し、国際的な抜け道を排除するため、また、先見的な取り組みをするため、ネットワークを構築したいと考える。

BEPS行動計画の枠組みを拡大することは、各国の経験から必要となるであろう。これがポストBEPS行動計画についての香港の原則的な考えである。

（報告：小倉毅委員）

2 「BEPS 行動計画に関する AOTCA 調査プロジェクト」

AOTCA 専門委員会委員長 ギル・レビー（オーストラリア、元 AOTCA 会長）



2015 年 10 月 OECD 租税委員会から BEPS プロジェクトの 15 の行動計画（最終報告）が公表された。

同月以降、AOTCA 専門委員会（日税連から川田剛国際税務情報研究会会長代理、長谷部光哉国際部長が委員として参画）においても、それに対応する意味で、加盟団体の属する 7 つの国と地域（マレーシア、香港、オーストラリア、中国、台湾、シンガポール、日本）に同計画に対する各国の対応状況についてアンケート調査を実施し、本セッションにおいて、レビー委員長が結果報告を行った。

同アンケート調査における質問は各行動計画について、3 項目から 9 項目に細分化して実施され、全部で 72 項目に及んだ。（日本の回答機関は日税連の付設機関・国際税務情報研究会であり、該当箇所に係る全ての項目について回答した。）

AOTCA 専門委員会では、今後、本アンケート結果を OECD の開催する会議等でフィードバックする予定であり、さらには、専門委員会の中に BEPS 対応に焦点を当てた小委員会を設置し、国際税務の一線で日常的に業務を行っている実務家を委員に選任することになった。

本稿では、紙面の制約から、行動計画 1 「電子経済の課税上の課題への対応」に係る VAT/GST 課税及び所得課税についての各団体のコメントを簡潔に記述する。

- ① マレーシア・・・VAT については、リバースチャージ税制（B2B のみ）を導入して対応済みであり、電子経済取引による所得課税は、国内源泉所得課税である。
- ② 香港・・・VAT/GST とも対応策は制度化されていない。所得課税については国内源泉所得課税である。
- ③ オーストラリア・・・VAT については、対応済みで、2017 年 7 月 1 日から OECD モデルを全面的に適用し、知的財産取引等の電子経済取引についてもカバーされる。所得課税は PE 課税である。
- ④ 中国・・・VAT については、対応策は制度化されていない。所得課税は PE 課税である。
- ⑤ 台湾・・・VAT については、一取引 90 米ドルまでが免税であるが、それ以外は全ての電子経済取引についてカバーされている。所得課税は 20% の源泉課税で対応している。
- ⑥ シンガポール・・・GST について、リバースチャージ税制（B2B のみ）を導入して対応済みであり、所得課税は国内源泉所得課税である。
- ⑦ 日本・・・VAT（消費税）については、国外事業者申告納税制度（B2C）、リバースチャージ税制（B2B）とも 2015 年 10 月 1 日以降の取引について対応済みで、所得課税は PE 課税である。

この他、14 の行動計画についての回答結果が示されたが、行動計画 12（タックスプランニングスキームに係る義務的開示）を除き税制の相違はあれ、各国とも対応が進んでいることが明らかになった。今後は、BEPS 対応税制の実務ベースでの定着の状況や国際金融が高度に発達している香港・シンガポールなどが BEPS 行動計画にどの程度まで対応策を図るかなどがトピックになると考える。行動計画 12 については、各国とも対応しておらず、その対応時期についても長期的な課題との印象を持った。

（報告：長谷部光哉国際部長）

3 BEPS の動向

PwC香港タックスサービスアドバイザー デビッド・スミス

BEPS 報告書について懐疑的に思っているのは、レトリックな表現や政治的意味合いの表現が多いことであり、適切な行動に結びついていない。問題を政治的な解決によって進めようとしていると思う。

世界的な経済悪化で税収が大きく減少し、増税のための政策が必要とされている中で、多国籍企業が公正に納税していないということが言われている。多国籍企業の多くは法律に基づいて納税しているが、税負担を抑制しようとする意思も働くので、コンプライアンスの観点から容認できない事例も見受けられる。

米国では、コンプライアンス欠如によって多額の税収が失われた(法人税約 350 億ドル)と言われており、多国籍企業の税負担の在り方について検討が行われている。

在アイルランドの米アップル社の子会社に対する課税に関して非難があるが、重要なことは、その国で課税されるべき利益が発生しているか、その国に徴収の権利があるかである。税源浸食問題には話し合いが大切である。国はある程度まで税の徴収を強制できるが、二重課税のない、経済活動に応じた形での徴税でなければならない。

企業は市場で生き残るために様々な形で競っており、税がこれを阻害してはならない。

BEPS 行動計画は、そのレベルが余りにも高いので、コンセンサスが形成されていない状況下で、各国は変化が必要と受け止めている。多くの国が国際間の租税回避のためのイニシアチブを受け入れるべきと思いつつ、OECD が期待したコンセンサスが必ずしも形成されていない結果になっている。健全な議論を喚起したことにはなるが、各国の足並みを揃えることに余りにも重点が置かれたことにより、歪みが生じてしまったのではないか。

BEPS 行動計画に関し、デジタルエコノミーを考慮すると既存の体制が崩壊しつつあるとの懸念や新たなビジネスモデルには適用されないのではないかと意見がある。

米国議会で様々な非難があり、欧州では米国企業に対し BEPS 行動計画に基づき不適切な課税が行われているのではないかと、との批判もある。米国では PE に関する制限に抵抗があり、最終報告書の後に発表された DTI という新たなモデルの中で二重課税の条約に何が盛り込まれるかに言及しているが、従来の PE の定義に一切の変更を加えていない。

また、移転価格に関する行動計画では、提案された改正の合理性や導入可能性を判断するにも、提案に曖昧な表現が多く、関係者のコンセンサスが形成されていないので、納税者が短期間に確実性を得ることは期待できない。したがって、移転価格に対する合理的アプローチを考えると更に新たな論争が巻き起こってくるのではないか。

BEPS 行動計画の実施については、国によって受け入れられることとそうでないことがあり、各国は自国の戦略に合わせて行うことになると思う。プロジェクトは、税制を標準化しようとしているが、全体的に見るとリスクが伴う。例えば、二重非課税をなくすことについては、特に投資に関して発展途上国に悪影響が起らないようにする配慮が必要である。

OECD の全加盟国がこのプロジェクトに作業として取り組んでいること、そして BEPS 行動計画が短期間のうちに問題をまとめ最終報告書に仕上げたことは、素晴らしいことである。

この報告書は国際税制の最終版ではなく、これからも継続するものである。OECD や各国が、この提案を今後の検討過程で取り入れることはあると思う。そして、実際にどの程度実施できるのかということは、その後の測定によって分かることになる。

(報告：福島利夫委員)



ボードスクリーニングは、どの第三国・地域を EU が正式にスクリーニング調査をすべきかを決定する。EU との協力や関与を拒否する第三国・地域は当該 EU リストに掲載される。

○国別報告書

情報の可用性、透明性を高めるため、連結売上高が 7,500 億ユーロを超える企業が支店等を設置する場合は、当該地の税務当局に対し、以下の報告を開示することになっている（行動計画 13）。

1. 各々の国名とその営業地
2. 当該国内の全ての子会社及び関連会社の名称
3. 全ての子会社及び関連会社の業績
4. 各国の全ての子会社及び関連会社における自社預金への課税額
5. 各国内の自社固定資産の原価及び正味簿価の明細
6. 国別の総資産及び純資産の明細

○国別報告書主要事業活動

前項の情報に基づき以下の事業活動の情報が追加される。

- ・ 研究開発
- ・ 知的財産の保有・管理
- ・ 購入、調整
- ・ 製造、生産
- ・ 営業、マーケティング、販売
- ・ 管理、経営、支援サービス
- ・ 関係会社でない相手へのサービス提供
- ・ グループ内ファイナンス
- ・ 規制対象金融サービス
- ・ 保険
- ・ 株式又はその他の資本証券の保有
- ・ 休眠事業

などが含まれる。

こうした情報は、税務当局の使用用途のみに使われることになっているが、状況が変わってきている。欧州委員会に対し、ヨーロッパ議会では、一般にも公開すべきだとの意見が挙がっている。情報の一般公開は、競合他社に情報を与え、非倫理的な多国籍企業に活用されかねない、ワールドワイドベースに問題が発展しかねない、といったリスクがある。消費者の間からも否定的な意見が挙がっている。

国別報告書の取扱いは、各国の税務当局の対応による。国別報告書は、税の公平性を実現するのにある程度有効かもしれない。

○スキャンダル及びリーク

①ルクセンブルグ・リークス

ペプシ、IKEA、AIG、コーチ、ドイツ銀行など 340 社近い企業がルクセンブルグで秘密の取決めを結び、その多くが世界的に支払税額を減らすことに成功していた。

2002 年から 2010 年にかけて、プライスウォーターハウスクーパースが、ルクセンブルグで 548 件以上の多国籍企業が租税協定を得る支援をしてきたというものである。どの様な多国籍企業が選択され、またどの様な租税協定が得られたのかがそのリークによって判る。

②パナマ文書

ICIJ（国際調査報道ジャーナリスト連合）は、ほぼ 32 万社に上るオフショア企業及びトラス

トの情報を公開した。20 万社以上は、パナマのモサック・フォンセカ法律事務所によって登記されたものであり、その内部情報が暴露された。10 万社は、ポートカリス・トラストネットとコモンウェルス・トラスト・リミテッドによって設立されたものであった。各国の税務当局は、税務処理の検討に追われた。

③バハマリークス

2004 年に欧州委員会が危うく閉鎖しかねない状態に追われた、欧州委員会にとって直近のスキヤンダルである。欧州連合（EU）の行政を担う欧州委員会のネリー・クルス前副委員長（元オランダ運輸相）がバハマに設立された会社の役員だったことが分かった。欧州委員は企業役員の就任歴など経済的な利害関係の申告が義務付けられているが、クルス氏は申告していなかった。

○多国籍企業の課税に対する欧州委員会のアプローチ

① アイルランドの場合（アップル社のケース）

欧州委員会は、アップル社に対して遡及的に 130 億ユーロの追徴課税を税法とは関係なく行うことを決定した。これに対し、アイルランドもアップル社も ECJ（欧州司法裁判所）に提訴した。国家主権への介入であり、両者とも法律を守って行動してきたと主張している。

②ルクセンブルグとオランダでの税金協定

スターバックス社とフィアット社がそれぞれオランダとルクセンブルグから受けた税優遇措置を欧州委員会は違法と判断し、各国の税務当局に追徴課税を指示した。両社とも欧州委員会の判断に対して提訴している。

欧州委員会はマクドナルド社とアマゾン社に対しても正式な調査を進めている。法に基づいた行為といいつつ、限度を超えた行為である。

○税務専門業務に含意するもの

- ① 多国籍企業と中小企業との間に実質税率についてあまりにも隔たりがある。本当に許容されるのだろうか。これで競争が可能なのか。この様な不公平な状況を続けることは不適切である。どの様な原則に則るべきであろうか。巨大企業の税制対策は企業活動の一環として当然ではあるが、小規模納税者が必要以上に課税されないことを担保することが重要である。タックスアドバイザーは、個別の税金計画や企業構造内での資金の流れに実態性があるのかどうか常に確認しなければならない。
- ② BEPS 及び周辺対策についての協議は、現在受け入れられつつあるが、タックスアドバイザーにとって問題の解決とはならない。税法には違反しないが、現在の考え方には反する関係に対してどの様にアプローチすべきかが重要である。確立されている関係はそのままにし、諸問題は司法で解決すべきである。
- ③ タックスアドバイザーの置かれた状況は、自分の立場が危うくならない範囲においてのみクライアントと利害を共有できるというものになりつつある。関係構築の合理性や税務当局に認められる解釈が、これまでになく強調されるようになっていく。このような点は多くの国で社会からの要求に基づくものであり、最終的な司法判断も社会からの要求によって左右され得る。タックスアドバイザーは監査人ではないが、公共の利益のために貢献することが重要である。
- ④ タックスアドバイザーには行動規範が必要なのか。国によって規定も定義も違うが、規範を運用するにはルールを決め規制された状況下で行なう必要がある。

重要性を増している AOTCA, CFE, WAUTI といったタックスアドバイザーのための国際組織は、OECD と共同で現在受容されつつある措置について意見表明している。

「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム (GLOBAL TAX ADVISERS CO-OPERATION FORUM)」は、国際的協議のパートナーとなることができ、将来大きな影響力を持つ可能性がある。共通した見解を国際的レベルで持ち、それを関係する国際機関等に助言していくことが重要である。

(報告：酒井正勝委員)

5 パネルディスカッション1 ビジネス界が見る現在の税務環境と今後の方向性



○パネリスト

クワン・チャン・ユウ (シンガポール開発銀行)

ポール・モク (OOCL:コンテナ輸送会社、リスクマネージメント担当)

ケルビン・ウオン (香港コスコパシフィック、執行部長)

○モデレーター

マイケル・オルスニキー (KPMG 香港)

このパネルディスカッションは、ビジネスの見解を述べ、技術的・専門的でなく、各パネリストが感じたことを話す時間となった。

○ 企業における税の機能は 10 年前とどう違うか

モク：税機能を含めたリスク、成果予測可能性、OCL、多国籍企業の予測は難しくなっている。

ウオン：さらに新しい国に投資を続けている。例えば、昨年 10 月トルコにコンテナターミナルを造った。内部にタックスコンサルタントを雇っている。

ユウ：銀行内では課税や規制当局の介入が増えている。税務部の仕事量はものすごく増えている。資金洗浄の問題、疑いがあると、税務管理部門にすぐに問い合わせがある。米国の要因によるコンプライアンスに関しては社運が懸っている。しかし、企業内の税務担当部署の予算、担当者の人数は 10 年前と同じであり、それと反比例して、業務内容は難しく、業務量は大幅に増えている。

○ 現在の税環境をどう感じるか

モク：今年 8 月 30 日に、EU はアイルランドのアップル社に対して制裁金を課した。また、9 月 16 日には日本でもアップルの子会社に 120 億円の納税を要求した。これに対してジム・クック社長は政治的ナンセンスと発表した。

今後は積極的な租税回避にどのように取り組んでいくべきか考えないといけない。積極的な租税回避策に対してますます抵抗が強くなってきている。納税者が租税回避に積極的であれば検討すべきであるが、他の企業は巻き添えの被害を受けている。まず狙われ、反トラストをとられ、BEPS 行動計画への準拠を要求され、次々問題が降りかかっていると思う。

ウオン：私も同じようにフラストレーションがある。企業は常に、従業員に給与、株主に利益を支払っており、グローバルな累積債務のレベルに対して大きな懸念がある。これは企業、各国政府双方に言えることである。企業はそのような状況でも税を納めている。

企業が利益を分配・分割した後、その次に税が来るべきであり、このような厳しい状況下で次々

課税するのは時機を得ていない。タイミングを間違っている。

○ なぜ税機能はうまくいかないと思うか。税務業務のリソースは適切か

モク：税務業務は膨大に増えたが、担当者は3人から4人に増えたのみである。なぜこのように小規模の税務担当であるかという、多くの場合、外部からアドバイスを受けるべきだと思っており、また、長年このようなアプローチの仕方をとってきたからである。なるべく企業内の部門を最小限におさえ、340ヶ所の拠点があるので、各地域の税務専門家、コンサルタントから事情、意見を聞けばよかったが、アップル社のケースからみて、少し考えないといけない。状況が変わってきており、税対応へのアプローチの仕方が変わるであろう。リスク計算が出来ないと慎重にならざるをえない。

○ BEPS への対応について

ユウ：世界の Big4 の監査法人のレポートによると、税当局への信頼を含め、信頼を損なっている。過去には裁判所で判決があったが、30日以内に制裁金をどう払うのか。急に多額の税金を支払えと言われた場合、資金繰りはどうなるのか。企業、国、財務の情報全てが必要となり、対応するのが困難である。MPA の手続きを免れない。目の前の火を消すことに追われている。問題を解決するには情報、他企業の財務情報、他国の税情報が必要であるが、ただ、変化に対応しながらであるから、とても難しい。納税者の立場によって異なる。アイルランド政府に事前に相談して納税したにもかかわらず、EU から課税されるべきと言われている。

○ 情報交換の取り組み

アジアは欧州より税率が高く、世論は欧州に対しての方が強く、アジアではそれほどまだ注目を浴びていない。これからである。

○ 国別報告書について

情報を共有することは重要。税務当局が秘密に管理すべきである。情報は開示すべきとの意見もある。しかし、競合会社が見たらどうなるのか。

○ 税務当局に何を期待するか

ビジネス・経済知識に基づき常識を持ってほしい。固定観念を捨て、マインドをリセットしてほしい。OECD のデータベースによると、GDP に税収が占める割合は仏 45%、独 36%、アイルランド 30%、米国 26%、シンガポール 13%、香港 12%と様々であり、各国で問題に取り組む優先順位は違う。税収が GDP より大切というより、どの国もより合理的なアプローチをとろうとしている。香港政府に期待するのは DTA をもっと増やしてほしい。中国は 200、日本 65 であるが、香港は 35 のみである。多国籍企業には DTA、PTA が必要である。

各国政府にはもっと包括的アプローチをしてもらいたい。政府はもっと積極的な政策をとり、自国に投資してもらえようにするべきである。

○ 会社間のタックスプランニングについて

モク：大企業が社会的責任を取りながら、租税回避のバランスをとるのは難しい。昔は法律に基づいて払えばよかったが、これからは OECD の BEPS ガイドラインに基づいて行うことになる。

ウォン：自分達の仕事に対して誇りを持ち、正確に税務申告をすることである。泣いたり、騒いだりする暇はない。政府との戦いを続けるが、自国への情報がほしい。

ユウ：実効税率の管理、正しい税額計算、適正な申告など、役員は皆もっと勉強して、税は新しいリスクだと認識するべきである。

○ 最後に

企業の生存に向けて、いかにして生き残るか考えると税は二次的なものになる。それでも、このような変化の時代には、良いアドバイザーを得るとともに、税は新しいリスクであると役員全員が知るべきである。不確実性を数値化できなければ、リスクがあるということ、文書化、取引の裏付けを取ること、これらが大切である。

(報告：瀬山美恵委員)

6 「モデル納税者憲章プロジェクト」について

AOTCA 名誉顧問 デビット・ラッセル

2016年1月にAOTCA・CFE（ヨーロッパ税務連合）・STEP（信託・不動産管理者協会）^{注i}により発刊された、『モデル納税者憲章（最終報告書）』をベースにモデル納税者憲章プロジェクトについて説明があった。

そもそも納税者の権利については1970年代後半以降、欧米各国が「納税者憲章」の制定を通じて租税手続きの整備を進め、1990年にはOECDが公表した報告書「納税者の権利と義務：OECD各国における法制度の現状」により国際的にもより着目された。その潮流を受け、2009年から3団体によるプロジェクトが発動し、2012年『モデル納税者憲章（第1次報告書）』が公表された経緯にある。

3団体は同プロジェクトを進めるにあたり、その方向性において、近年の納税者責任に関する環境の変化（法令遵守の強化・税制の複雑化・課税事案における不確実性の増加）を問題意識として、積極的に納税者の権利を確立することを課題として提起した。

最終報告書は37か国の財務相や国際機関に配布され、特にOECD、EU本部、国際連合には、プロジェクトメンバーが直接訪問し、手交した。

この中で、OECDからはフィードバック（意見）があり、①原則主義を貫くこと、②税務専門家責任をより強化することなどが提案されたと報告があった。

以下、本セッションのトピックを簡潔に記述する。

モデル納税者憲章は表1の20原則に基づき、表2に示すように全37条から構成される。



注 i：3団体は全世界で50か国（全世界GDPの75%）で活動する53万人の税務専門家をその構成員としている（AOTCA33万人、CFE18万人、STEP2万人）。

(表1) モデル納税者憲章における20の原則（筆者意訳）

- | |
|--|
| ①誠実性・平等性 ②確実性 ③効率性・効果性 ④異議申立てと紛争解決についての権利
⑤適切な支援 ⑥守秘義務とプライバシーへの配慮 ⑦法律に基づく納税額に限定されること
⑧税務代理行為 ⑨状況に応じた税務調査等 ⑩推定における寛容性 ⑪情報開示等における真実性
⑫適時妥当な情報提供 ⑬協力性 ⑭期限内納付の場合の異議申立て権の確保
⑮法律による強制と支援要請の確保 ⑯記録の保管 ⑰適切なケア ⑱税務専門家委嘱の保持
⑲税務調査官への礼儀 ⑳国際的な整合性 |
|--|

(表2) モデル納税者憲章の構成 (原文)

Text of Model Taxpayer Charter/ Table of Contents			
Article 1.	Introduction and Purpose	Article 20.	Interest and Penalties
Article 2.	Definition	Article 21.	Voluntary Disclosure
Article 3.	Who and what is covered?	Article 22.	Legislative Process and Consultation
Article 4.	Fundamental Principles	Article 23.	Tax Levied Only by Virtue of Law
Article 5.	General provisions	Article 24.	Equality of Taxpayers
Article 6.	Filing of Tax and Information Returns	Article 25.	Vulnerable Persons
Article 7.	Assessment Process	Article 26.	Complaints
Article 8.	Audit Process	Article 27.	Matters Concerning Tax Advisors
Article 9.	Appeals Process	Article 28.	Breach of Charter Rights
Article 10.	Taxpayer Assistance	Article 29.	Enforcement and Collection of Tax, Interest and Penalties
Article 11.	Service Standards	Article 30.	Tax Avoidance
Article 12.	Rulings and Interpretations	Article 31.	Tax Evasion and Dishonesty
Article 13.	Taxpayer Records	Article 32.	Corruption
Article 14.	Privacy and Confidentiality	Article 33.	Special European Union Provisions
Article 15.	Tax Administration Generally	Article 34.	Enabling Legislation
Article 16.	Burden of Proof	Article 35.	Implementation and Transition Issues
Article 17.	Tax Legislation	Article 36.	Amendments to Charter
Article 18.	Retroactivity of Legislation	Article 37.	Concluding Matters
Article 19.	Double Taxation and Relief		

○ 税務専門家についてのコメント

ラッセル氏は税務専門家のあり方について、「税務専門家は、その権利と義務を意識し、制度に従った業務を行い、納税者への受任者責任を果たし、さらに、納税者が法律を遵守するよう働きかける努力を行い、決して単なる仲介人となるべきではない」とコメントした。

○ 重要論点の整理

最終報告書における重要な論点として、①納税者憲章の法制化の必要性、②憲法規定による納税者保護の不十分性、③国際的な納税者憲章の必要性、④納税者憲章の税務行政へのメリット、⑤税務行政とのバランス保持などについて整理がなされた。

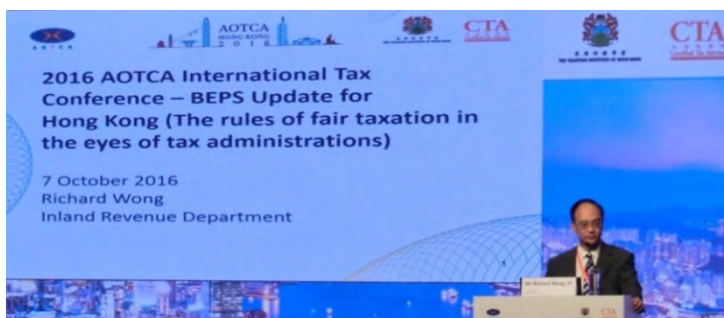
○ 総括

報告の最後でラッセル氏は、英国の元首相ウィリアム・ピットの言葉を引用し、課税権者と国民の関係性に触れながら、国際的により広くモデル納税者憲章が適用されるとともに、それを契機に納税者、税務専門家、税務行政の関係がより改善されるべきだと提案した。

(報告：長谷部光哉国際部長)

7 BEPS 最新情報、香港（税務当局の視点での公平な課税ルール）

香港内国歳入庁長官 リチャード・ウォン



1. 課税の重要性

冒頭で以下の2つの言葉を引用して、香港における課税の重要性和経済の基本原則について説明した。

- ・「租税は文明社会の対価である」（オリバー・ウェンデル・ホームズ）

- ・「国家を最低の野蛮状態から最高度の富裕に導くのに、平和と軽い税と正義の寛大な執行以外のものは、ほとんど必要ない。他の一切は、事物の自然の行程によってもたらされるからである」（アダム・スミス）

そして、課税は以下の観点から重要であると説明した。

- ・ 税制は、あらゆる市民の日常生活と関係を持ち、これは消費者でも、従業員でも、中小企業でも、大企業でも同じである。
- ・ 税制は、就職、時間外労働、起業、投資に関する意思決定に影響を与える。
- ・ 税制の設計は、経済の成長と雇用創出の能力に影響する。

2. 公正な課税を求める国民の要求

国民は、下記のような事案を知ることによって、公平な課税を求める風潮が強まっている。

- ・ 著名な検索サイト（Google）やコーヒーチェーン店（Starbucks）や書籍販売サイト（Amazon）などが、税率が低いかゼロの法域に法人を設立し、販売をそのような法人経由で行ったり、そのような法人に権利料を支払うことで租税回避を行っているのではないかと疑われる。
- ・ 「パナマ文書」スキャンダルが明らかにしたように、一部の富裕層が資金をオフショア（租税回避地）に隠蔽し、巧妙な仕組みを利用して資産と所得を隠しているのではないかと疑われる。

3. 公正な課税制度の基本的構成要素

以下のアダム・スミスの租税4原則（ECEC原則）に立ち戻ることを念頭においている。しかし、主張することは簡単だが、実行することは難しいのが実情である。

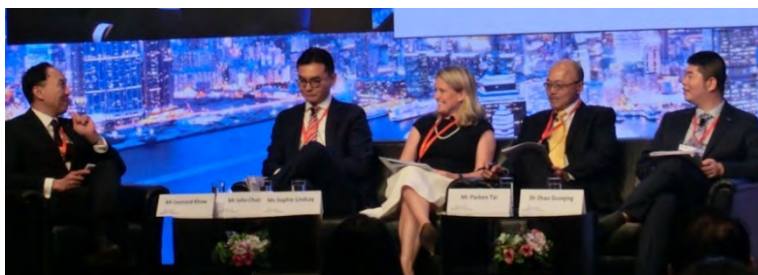
- 公平性 (Equity)
現行の税制は、特に法人税において、技術の変化により経済活動の手法が変容したことで歪みが生じる。
- 確実性 (Certainty)
税制には、「確実性：Certainty」と「透明性：Transparency」が必要であるが、頻繁な税制の改正や遡及的な変更により、投資家の不確実性やリスクを高め、経済計画を乱すことになる。また、税務行政の裁量の幅が大きすぎる場合や規制の適用に一貫性がない場合、公平性は保てず、汚職の機会を生み出すことになる。しかし、それらは、事前照会制度や明確な指針によって補強できる。
さらに、内国税法による税務当局側からの要請だけでなく、国民からの圧力による大企業等の自主的な税務情報の公開の流れも高まっているとともに、BEPS 行動計画 13 の国別報告書等による他国の税務当局との情報交換や情報開示といった国際的な税務情報に関する透明性の要請も高まっている。そして、香港税務当局としても、BEPS プロジェクトは、現状では最も望ましい基準として一定の評価をしている。
- 経済性 (又は最小徴収費の原則) (Economy)
課税は、経済成長を犠牲にする行動変化を引き起こすことなく低コストで実施されるべきであるとともに、様々なビジネス上の意思決定に対して中立的であるべきである。さらに、公正な国際課税の観点から、二重課税や二重非課税になることを防止すべきである。なお、香港の 2015/2016 年度の所得税と法人税の徴収税額は 2,058 億香港ドル (約 2 兆 7,000 億円) で、徴収コストは 0.52% である。
- 便宜性 (Convenience)
税金は、利便性の高い時点で徴収すべきであり、源泉徴収による徴収や賞与等の支払いが行われる年度末に納税期日を意図的に設定したりしている。

4. 課税の公平性と競争力の維持を目指して香港が行ってきたこと

- 公正で、競争力があり、持続可能な課税ベースを重視する。
- 税金の領域主義 (Territorial Bases) を採用し、利益への課税は経済活動が実施される場所や価値が創出される場所で行われるべきとする国際的な課税ルールを順守する。
- 累進課税制度を実施する一方で、香港で課税される企業の配当金やキャピタルゲインには税金を課さない。
- 包括的な移転価格税制を導入し、国別報告書を義務付け、法人税制を強化する。
- 税金の優遇制度を非常に少なくする。
- 継続的に租税条約のネットワークを拡大することに努める。
- 一定の条件を満たすコーポレート・トレジャリー・センター (企業財務統括拠点) に対する優遇措置を導入した。
- 航空機リース産業の振興と航空宇宙ファイナンスの事業機会の模索を目的とした税の優遇措置を検討している。
- その他にも、課税の公平性と競争力の維持を目指した諸行動計画を実施又は実施予定である。
- 香港政府としても、BEPS パッケージの特定の措置の実施のための立法的枠組みについて協議している。そして、BEPS 行動計画を遵守しつつも、新しい産業の育成を両立することも必要であるとする立場である。

(報告：瀧谷和隆委員)

8 パネルディスカッション2 BEPS 勧告は国際取引の「公平な課税」を実現できるか



○パネリスト

ジョン・チャン(プルデンシャル生命保険)
ソフィー・リンジー(FOX ネットワークグループ)
パーケン・タイ(香港 TE Connectivity)
シャオ・グォキン (中海 CTA、中国)

○モデレーター

レオナルド・カウ (Deloitte 香港)

- BEPS プロジェクトは、多国籍企業とそのクロスボーダー取引における課税達成の実現をもたらすか。少なくとも一度は課税されるべきであるとするが、逆に、二重課税や二重非課税の排除は可能か。多国籍企業はこれにどのように対応するか。
- ・ BEPS 行動計画 13 は、移転価格文書の提出を求めている。マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書である。ロンドンに本社がありアジア 12 か国で活動を行っている当社では、これらの国々で何が行われているのかを確認し、それを文書化するだけで膨大なコストがかかるが、それに見合うベネフィットがない。
- ・ 税務担当者には大きなプレッシャーがかかる。全ての国から情報入手をして報告書に提出したところへ各国税務行政庁からの質問が来るのでそれに対応する必要がある。国によって理解が異なるので対応が大変である。コストに関しては外部委託コストだけではなく内部費用の評価も大切だ。
- ・ 様々な個別事情を考えるとこれらの文書を法制化するには困難が伴う。
- ・ 経済的実質が存在し、価値が生み出されたところで課税することにより公正な課税がされるべきというが、そもそも公正な課税とは何を指すのか。経済的実質、価値が生み出されたところとは具体的にはどういうことなのか。これらについて、不確実性が伴うのが問題である。
- ・ BEPS 勧告に従い、納税者の透明性を高めるために文書提出が求められているが、税務行政庁にも同様の透明性が求められている。
- ・ 税務関連の紛争の早期解決も求められている。
- ・ 中国では、2009 年から、多国籍企業に対して移転価格書類の提出を求めている。コンプライアンス・コストは大きかったが、地元の税務専門家に対応するようになりコストが下がった。2016 年には、多国籍企業に対して行動計画 13 のレポートの提出を義務付けている。
- ・ 全ての必要な情報を当局に提出することになるが、法域の異なる全ての国別報告書の提出を求めているが、全ての法域の情報を集めることにどんな意味があるのか解らない。
- ・ 税務行政機関の対応がどうなるのかは解らない。膨大な情報があることの危険性もある。また、膨大な情報を分析・理解するためには、税務行政機関が、ビジネスの本質を理解しなければならない。
- ・ ローカルレポートに関しては、法域やハイブリッド事業体の性格によってローカルの数の数え方が異なることもある。複雑すぎて理解できないのではないか。
- ・ 事務負担の増加に備えて、多国籍企業の中には既に複雑な企業グループの構成を簡素化し始めているところも少なくない。
- ・ 色々な文書を税務行政庁に提出することはできるが、それによって何らかの課税上のギャップが指摘されるのか解らないので、不確実性が増大するだけだ。
- ・ ビジネスにおいては、税務リスクは重要であるが、それ以外のリスクもたくさんあることが理解されていない。
- ・ 行動計画 13 の文書に関しては納税者(多国籍企業)が、グループの構成・構造を簡素化させ

ることができればそれが最も効果的だ。企業グループ内の色々な法的組織体系の再構築が必要だということだ。

- 行動計画5が、税務に関する熾烈な抗争が行われているアジア・太平洋地域での租税競争に及ぼす影響はどうか。
 - ・ 優遇税制を導入することに対する慎重性が高まっている。以前は、インセンティブを考える上では、他のことは無視していた。納税者の側も、現在は、インセンティブを受け入れる前に検討することが多くなった。
 - ・ オーストラリアでは、納税者が課税の事前確認制度等による確実性の担保を求めている。
 - ・ 優遇政策を利用した場合には、最終的な結果については、相変わらず課税の不確実性の問題が残っている。
 - ・ シンガポールは地理的利便性があり、税に限らず優遇政策を導入しやすい。結果的に、あるメリットが、一般の国、企業には不利となることが起こりうる。また、法域によって、そのメリットに関する確実性を持つところとそうでないところが存在する。
 - ・ アジア、太平洋地域では企業を誘致して経済成長したいとしている。ビジネスを政府が優遇するための手段としての税制というのもあり得る。先進国と開発途上国とでは事情が異なるはずだ。
 - ・ ビジネスとすれば、税務行政当局や司法判断に従うしかない。最近では、一定の条件を提示して受け入れるかどうかを聞いてくるだけの税務行政庁もある。
 - ・ インセンティブには、リスクやコストは最終的には納税者である多国籍企業が負担することになる。だれが負担するか。お互いにリスクを背負うのでなければおかし。
 - ・ 条約の解釈が人や法域によって異なることが少なくない。また、公開税務情報に関しても法域により公開範囲が異なる。
 - ・ 中国では米国との情報交換が義務付けられている。さらに、国外所得についても申告義務があるので、納税者のコンプライアンスが高まっている。米国企業からの情報提供要請が多い。
- 租税条約漁り（トリーティ・ショッピング）問題について—多国籍企業、持ち株会社等は、租税条約についてどう考えるべきか。香港は租税条約の交渉のために膨大な時間を使っているが。
 - ・ ほとんど、時間の無駄になっている。
 - ・ 租税条約は、実質と条約上の利益が必要である。条約は、その内容を実際に使えるものでないといけない。
 - ・ 実際の活動、実質的存在の問題は、ビジネスの利益と税務におけるリスクとの間のバランスにおいて考えなければならない。
 - ・ 香港では、企業グループ内における全ての事業体に実質基準を求めるとは考えない。BEPS 行動計画の考え方は、挑戦的ではあるが、実際的ではない。
- 行動計画6（条約濫用）について—多国籍企業は、歴史的に事業体が複層的に分かれていることに対してどのような影響があるのか。企業買収、組織再編、事業売却等については国際的に均一化した法制とすべきか。
 - ・ 同一グループ内で、複数の法域に事業体があるとき、その全てに実体があるということがあるだろうか。
 - ・ 国別報告書に関して、ビジネスにおいては清算撤退するという考え方が重要だが、税務行政庁は違う考え方をする。
 - ・ 中国の規制は、かつて課税当局にいた人間から見ても非常に複雑である。
 - ・ 中国の規制は、とても受け入れられるものではない。海外企業の買収、再編に関わる株式の間

接的移転に関する法律と税制に矛盾がある。

- 多国籍企業のオフショア活動に対する規制や国際課税コミュニティとの協調が必要だ。
 - BEPS 行動計画の多国籍間条約が 11 月にできるというは早急すぎであり、アグレッシブである。各国が実務的に対応できるのか、ビジネスが対応できるのか疑問である。
 - 行動計画 6 は、他国間で協調が行われない可能性がある。香港・インドネシア間条約における配当金はその例である。
- OECD は納税者の行動に光を当てるとし、それに対して納税者は対応している。他方、税務当局に対しても透明性を求めているけれど、紛争自体は増加するであろう。
- ルールに対して整合性を持った企業体制を敷くべきであるが、どのようなルールになるのかわからない以上、待つしかないのが企業である。また、国家間での理解が異なることもあると思う。このようなルールに関する統一した理解がなされるべき議論が必要である。
 - 企業は、これらの問題に関し質問があったときに答えられる体制を作る必要がある。他方、税務行政庁自体でも情報を分析処理して活用するためには、相当時間がかかるし、過去の情報は、現在の事業の状況を反映していない可能性がある。ビジネスは、常に動いているので文書請求があっても困難を伴う。BEPS 行動計画は、最新の文書を出せというのでそうすることになっているが、結果的に 4, 5 年前の文書を出すことになってしまう。
 - 中国当局とすれば、BEPS 行動計画を現実には当てはめるためには各国の協調が必要と考えている。知的財産に価値を見出す先進国と労働に価値を認める開発途上国との間に、争点に関する見解の違いがある。
- 2020 年を目標とした 4 つのミニマム・スタンダードについて
- 税制における確実性の原則というが確実なことは何も言えない。単なる目標である。全ての国が単一の税制を導入しない限りあり得ないことである。単に、一つのパイの分捕り合戦をしているに過ぎない。
 - 所得課税法は、複雑になるばかりで不確実性が増している。また、税務紛争が長期化しており、企業は困っている。
 - OECD は、二重非課税 (double non-taxation) を追求するが、ビジネスは二重非課税を求めているわけではない。逆に、二重課税の発生多発という巻き添えにあっている。
 - 米国の多国籍企業は、課税回避に熱心であるが、IRS の指示に従っているという。他方、米国政府自体が法人税率を引き下げようとしている。
 - 二重非課税がどこにあったのかということに関する追及が不十分であったと考える。条約が締結されている国において可能性が高い。
 - ミニマム・スタンダードに関するコンセンサスがない。
 - 各国税務行政庁は、自国の税収増だけを考えているので既に存在している二重課税が増加する可能性が高い。
 - ある国がミニマム・スタンダードを設定して他の国がそれを認めるとは限らない。また、国によって価値観が違うにもかかわらず、統一的な拘束性を持つものの導入ということになると中国では受け入れ難い。
 - 紛争処理にかかる時間は短い方がいい。12 か月の方が望ましい。ビジネスにおいて時間は貴重だ。
 - 確実性を持たせるために事前確認協議 (APA) を用いることは、予測可能性を高めるので意味がある。
 - 納税者と税務行政庁との間での法的強制力のある和解 (Mandatory Binding Arbitration) を行うのが一番良い。これはオーストラリア国税庁が採用しているやり方であり、納税者にとつ

て必要なものである。納税者権利章典の一部にもなっている。确实性を求めるためには必要である。

○ 最後に個人的な意見を

- ・ 多国籍企業は常に公正な税を払っているという理解をしていることを政府や一般社会に知ってもらいたい。そして、動的なビジネスを前進させるような税制を望みたい。
- ・ 企業は税をコストとして法人税、間接等の税を考えているが、この負担が増えることは企業の成長を阻害する。
- ・ 税務当局は、納税者の負担や、ビジネスの目的を考慮すべきである。ビジネスは税務書類作成のためのものではない。
- ・ 法的拘束力のある仲裁に関しては、法的に基準化、明確化されることが必要である。租税政策を打ち出すときには、税務当局内部において意見統一を行うことが必要であって、立案担当者の理論を一線の調査官が共通の理解として持つ必要がある。
- ・ 手続規定の基準を作ることが必要だと考える。当局の内部における意見の相違も解消して欲しい。特に、移転価格の問題に関しては、人材の育成も含めてもっと深い検討が必要である。
- ・ BEPS 行動計画の達成は困難だと考える。コンプライアンスの問題と情報開示における負担の問題があるからだ。
- ・ BEPS 行動計画による税務情報の自動交換により企業の透明性が高まる。OECD は、不确实性が増える一方の現状においてもっと納税者の意見を聞くべきである。パイの分捕りは不毛だ。
- ・ 法人税率だけでなく、コンプライアンス・コスト、不确实性の問題も含めてビジネスの負担する税務コストを考えてほしい。

(報告：中西良彦委員)

9 基調講演 中国の「一帯一路構想 One Belt & One Road Initiative」

Ernst & Young 香港 ロレッタ・チョウ

中国の「一帯一路構想」とは、中国の一国のみではできない投資の取り組みについて、国境を越えて一帯一路プロジェクトにより長期的戦略で中国を発展させる構想である。それを基調講演でグラフや統計資料を用いて報告し、ロレッタ・チョウ氏がモデレーターになりパネルディスカッションに移行した。

(報告：新垣隆顕委員)

10 パネルディスカッション3 「一帯一路構想」におけるビジネスチャンスと課題



○パネリスト

ニコラス・クワン (香港貿易開発局)
リー・クイ・ワイ (香港市立大学商学科)
ピーター・ウォン (香港金融管理局)

○モデレーター

ロレッタ・チョウ (Ernst & Young 香港)

はじめに (モデレーターによる導入)

今回、3名のパネリストに登壇してもらう。

最初に一帯一路構想の紹介をする。これには中国政府の政策についての説明が不可欠である。これは中国政府が始めた構想であるが、この話の後、構想に伴うリスクについて、そして、香港が一帯一路構想において果たせる役割について見ていく。

一帯一路構想は、いわゆるシルクロード、すなわち中国とヨーロッパを繋ぐものである。もう一つは、東南アジア、アフリカ、ヨーロッパを繋ぐ 21 世紀の海洋航路であり、広域を網羅するものである。60 カ国がこの海域に属する。これは 6 つの経済ブロックを通るものである。したがってビジネスチャンスも大きなものになる。データ的には、国数は 60 カ国、人口は世界の 63% (44 億人)、GDP は世界の 29% をカバーし、まだ成長の余地がある地域である。

この構想は中国政府のイニシアチブによるものである。1980 年代、中国はインバウンドの投資が多かったが、昨今では対外的な投資が高まっている。さらに重要なことは、一帯一路構想はまだ始まったばかりであり、今後さらなる拡大が期待されるということである。

一帯一路構想を考えるうえでは、政府の政策を見ていく必要がある。中国の対外戦略については、2001 年からアウトバウンド拡大の戦略が開始されている。アウトバウンドはこの数年で具体化されてきている。2005 年のフォーチュン・グローバル 500 社のうち中国企業は 18 社であったが、2016 年には 106 社に増えている。これは米国に次いで第 2 位である。この 10 年で大きく伸びている。106 社のうち何社かは台湾に拠点を置いている。

中国政府は対外投資により力を入れている。対外投資により、海外から人材、ブランドや技術を中国国内に持ち帰ることを進めている。中国は経済規模も大きく、人口も多いため、中国政府にと

っても大きなマーケットとなる。

2013年の後半から習近平が一带一路構想の話をし始めた。当時は単なるアイデアにすぎなかった。多くの人々はそれを実現化するにはどうすればいいのかを理解していなかった。2014年にAIIB (Asian Infrastructure Investment Bank : アジアインフラ投資銀行) が設立され、シルクロードファンドも設立された。これら是一帯一路構想を実現する準備段階であった。

次に関連するものは、2014年に1,231億ドルの対外投資を打ち出している。また、中南米についても触れ、2015年にも巨額の投資を中南米に行くことを明らかにした。

さらに、2015年に製造業における自動化を推進するため、ロボット技術の獲得に力を入れ始めた。

2015年の種々の構想の理由は、中国における製造工程をアップグレードするだけでなく、高速鉄道等すでに完成しているインフラを対外的に輸出するためである。これらの理由があるために対外的な戦略が打ち立てられたものである。

2016年6月現在、すでに34カ国が国際的な協力条約を中国政府と締結している。これらはすべて全体的な構想に関連するものである。

30年前に中国への投資を始めた国は、それをリスクの高いものと考えていた。中国の内外の投資家は、一带一路構想に関する投資には注意が必要である。

4つのリスク、①ソブリンリスク (sovereign risk: 国に対する信用リスク)、②取引リスク、③政治的リスク、④当局のリスク、を分析することにより、国別のリスク査定を行う。一带一路に属する国々は高リスクに当てはまる。地図を見れば複雑な事情は理解できると思う。

香港がこの地域でスーパースターとなりうるか。香港の過去の歴史を見てみると、すでに国際的な経験、知見を持つプロフェッショナルが多いという背景がある。それに加え多くの人が多文化のバックグラウンドを持ち、高学歴の人も多い。投資にはそのようなバックグラウンドも重要になってくる。

パネルディスカッション

パネラー各人の発言の要点のみ記載する。

○ 中国のこの構想の動機づけは何か。長期的、短期的展望はどうなるか。

- ・ 中国は対外的な関わりを広げることに関心がある。
- ・ 3つの推測ができる。
 - ① 中国版のマスタープランがある。アメリカが戦後行ったマスタープランを参考にしている。
 - ② アジアにおいてアメリカに対抗する意図がある。中国版の TPP を考えている。
 - ③ もっと現実的に中国の過剰なもの、在庫、労働力等を海外に輸出したい。
- ・ 中国の GDP は世界の 10% にすぎず、多国間協力をしないと何もできない。一带一路の発展途上国は特に支援が必要である。
- ・ 日本を中心とするアジア開発銀行があり、こちらには AIIB がある。それぞれ違う発想によるものであり、リソースも違う。その 2 つをつなげることは難しい。それぞれが資金を必要とする。資源だけでなく資金が必要である。アジア開発銀行は日本主導ものだが、中国の構想とは異なるものである。政治的、領土的、外交的にいろいろ問題がある。
- ・ 一带一路構想に沿って進めると、旧ソ連も含まれる。これを政治的、外交的に考えるとうまく行かないこともあるだろう。現在のロシア等をめぐる地政学的な考慮も必要である。いずれにしても、陸路、海路を通じ、文化的にも色々良いことが起きると考える。
- ・ この構想は中国による政治的な取り組みであると考えられる。構想の上にある諸国はまだ投資の対象としては好適とはいえない。中国にはリーダーシップがあり、この地域に指導的な役割を果たしていくことができる。

- ・ この構想について理解できない。適切なプロセスなのかという疑問もあるだろうが、中国が行うこれらの取り組みは、非常に野望にあふれた発想である。中国の巨額の投資で長期的なプロジェクトになると、政治的、外交的、文化的なプレッシャー、摩擦もあるだろう。少なくとも中国との差異はあるわけで、各国が他国の慣例を受け入れるかということもある。あるいは、自国の規制を他国に押し付けるのかというようなことも考える必要がある。
- ・ 最大の課題は、この構想が中国政府のための構想であると見られていることである。したがってこれが成功裏に終わる確率は低いと思う。一方向ではなく、双方向、多方向の構想であるべきである。中国が提案したからといって、中国により所有、運営されるべきであるというわけではない。問題があるのは、中国のあり方が他の国とかなり異なるからである。経済的な開発の観点からすると、ワシントン・コンセンサスをいうものがまず存在する。IMFモデルをもとに開発モデルが作られたが、今回、北京コンセンサスなるものが出てきた。これは簡単にすべての地域に当てはめられるものではない。

(報告：小倉毅委員)

1 1 各国の BEPS 対応

11-1 中国の場合

カオ・ジンタオ(中国、首都経済貿易大学)



はじめに

2015年9月、中国国家税務総局は、ホームページ上で納税特別調整方法改訂のための見解を収集し、BEPS行動計画の実行に対する中国の積極的姿勢を表明する告知を発表した。また、最近、国家税務総局はいくつかの方法を施行した。その中で、公告(2015)16号は国外関連会社に対する支払い、公告(2016)42号は移転価格文書の提出要求に焦点を当てている。

1 独立企業間原則

公告(2015)16号は、一般原則として独立企業間原則を示している。

国外関連者に対する支払は独立企業間原則に従わなければならない。国外関連者のうち遂行すべき機能を持たないもの、リスクを負わないもの及び実質的事業活動を行わないものに対する全ての支払は、課税所得から控除することができない。

2 合理性基準

国外関連者に対する支払のうち、以下の6つの合理性基準に該当するものは課税所得から控除できない。

- (1) 業務に関係のない役務提供並びに国内企業及びそれらの事業活動が負うリスクに対するもの—要求者基準
- (2) 直接的又は間接的投資家の投資所得を保護するための管理、経営及び監督としての役務提供に対するもの—受益者基準

- (3) 企業が第三者から購入又はそれ自体が引き受けた役務提供に対するもの— 反復性基準
- (4) たとえ国内企業が企業グループ全体の提携により余剰利益を得たとしても、国外関連者が遂行しない役務提供に対するもの— 真実性基準
- (5) 他に組み合わされた取引を補償するためになされた役務提供に対するもの— 補償基準
- (6) 国内企業にとって直接又は間接に利益をもたらすことができない他の役務提供に対するもの— 価値創造基準

3 無形資産に対するロイヤリティと利益原則

無形資産に対するロイヤリティは、経済的利益は当該無形資産の価値形成に対する貢献度に応じて全ての関連者間に配分されなければならない。ロイヤリティが、貢献度及び経済的利益ではなく単なる法的所有権により配分されたときは、課税所得から控除することができない。

利益原則は、無形資産に対するロイヤリティだけではなく、役務提供に対する他のいかなる支払においても適用される。国内企業は、当該役務提供が直接的又は間接的利益を当該企業にもたらしたかどうかを判断するための利益分析を行う責任を負わなければならない。

4 利益分析基準としての貢献度及び経済的利益

当該無形資産の開発、価値増加、維持、保護、応用性及び評判における業務実態、使用資産及びリスク負担を分析することにより、関連者の貢献度は、無形資産の価値創造への貢献度及びその利益により決定される。この利益分析にしたがって、国内企業は、国外関連者に対してロイヤリティを支払うべきかどうか、またいくら支払うべきかを決定することができる。

5 税務行政

国外関連者に対しては支払の自由のある自己管理行動である。

このような関連者間の契約における、それらの支払の真実性と合理性を検証するためには、書類の提出要求をし、それらの書類のチェックを行い、それぞれの支払が独立企業間原則に適合しているかどうかの判断を行い、独立企業間原則に適合しない支払については特別な調整を行う。

6 中国国家税务总局公告（2016）42号の発表

BEPS 行動計画 13 によれば、同時文書と国別報告書の双方が企業と税務行政庁との間における透明性の拡大するための重要な手段である。BEPS 行動 13 の遂行の鍵として 2016 年 7 月 14 日に発表された公告 42 号により、行動計画 13 の結論に中国の租税遁脱対抗手続を一体化し、同時文書と国別報告書の必要性を前面に押し出すことが明らかになった。

7 国別報告書の導入

リストに記載されたカテゴリーのいずれかに分類される税法上の在留企業は、年次関連者取引報告書の提出時に国別報告書を提出することとする（第 5 条）。税務行政庁は中国が結んだ租税条約、協定、取り決めに従い国別報告書を交換することができる（第 7 条）。

8 同時文書の改善（第 10 条～第 18 条）

同時文書は、マスターファイル、ローカルファイル及び特別争点ファイルを含む。マスターファイルでは、最終持株会社が属する多国籍企業グループの世界的事業活動の概要を提供し、ローカルファイルでは、当該企業の関連者取引について詳細な情報を公開する。特別争点ファイルは費用負担合意特別争点ファイルと過少資本特別争点ファイルから成る。

9 コメント・今後の課題と発展

中国は、租税逋脱対抗システムにおいて顕著な前進を遂げている。この公告の多くの規定は BEPS 行動計画 8～10 及び 13 について典型的に履行している。文書検査に対する境目を明確化するとともに、起こりうる予期せぬ結果への対処が課題である。

中国国家税務総局は、中国の租税逋脱対抗システムのさらなる進展に焦点を当てている。BEPS 行動計画の成果がこれからますます効力を得ることとなるだろう。

(報告：中西良彦委員)

11-2 台湾の場合

ファン・シーチャウ (台湾、台湾記帳及報税代理業務人公会全国連合会顧問、国立台北商業大学教授)



1 BEPS行動計画 7 (恒久的施設：PE) ステータスの恣意的回避防止に関する台湾で税務訴訟中の事案

(1) Agoda.com 社の概要

Agoda.com 社は、オンライン宿泊予約プラットフォームを運営しており、本社・プラットフォームは共にシンガポールで運営されている。台湾内外の消費者は、“Agoda.com”オンラインプラットフォームを通じて予約、および料金の支払いを行う。Agoda.com 社は、宿泊施設向け営業を目的として、国内渉外担当チームを雇用しているが、台湾において企業登録も税務申告も行われていない。

2015 年に台湾の税務当局は、Agoda.com 社に対し NT \$ 1000 万の付加価値税 (VAT) ならびに同額の重加算税を課した。

(2) 台湾税務当局の見解

台湾国内の渉外担当チームは、オンライン予約のビジネスモデルにおいて重要な役割を果たしている。税務当局は「実質優先原則」を適用し、台湾国内の渉外担当チームを Agoda.com 社の正規の代理人 (authorized local agent) と見なしている。Agoda.com 社は顧客・宿泊施設間の取引詳細情報の提供を拒否している。国内消費者の支払は全て付加価値税の適用対象であり、税務調査対象となる。従って Agoda.com 社の税務登録・報告義務違反に対し罰金が適用される。

(3) Agoda.com 社の主張

国内渉外担当チームの役割は「準備的・補助的」なものに限定され、OECD モデル租税条約の恒久的施設の定義に該当しない。したがって付加価値税の支払義務も発生しない。

予定されている台湾付加価値税法の改正で新規導入される税務登録義務は、本事案に遡及適用されるべきものではない。

本件は現在、Agoda.com 社が行政救済措置を求めて係争中である。

2 台湾で予定されているクロスボーダー e コマースに関する付加価値税改正

- 2016 年 8 月に終了した法制諮問手順を経て、台湾財政部ではクロスボーダー e コマースの規制を目的とした法改正が予定され、2016 年末までに立法手続きを終える見通しである。
- 台湾国内に恒久的施設 (PE) を構えることなく、ウェブサービスによる台湾の消費者向けクロスボーダー営業に従事する外国企業は、付加価値税の適用対象企業とされ、取引について付加価値税の納税義務を負う。

- ・クロスボーダーウェブサービスの提供について納税義務を負う外国企業は、台湾の税務当局に税務登録を行う。
- ・税務登録の対象となるのは台湾国内での年間売上高 NT\$ 48 万超の企業である。
- ・外国企業は自社で税務登録を行うか、若しくは台湾国内の税務代理人に税務登録、申告を委任する。
- ・外国企業が税務登録・申告の義務を遵守しなかった場合、税務当局は調査を通じて収集した情報に基づいてオンライン売上高ならびに付加価値税額を査定することができる。
- ・外国企業が税を滞納した場合、適用税額の 5 倍（通常は 0.5 倍）を上限とした重加算税が追徴される場合がある。

（報告：新垣隆顕委員）

11-3 インドネシアの場合

ルストン・タンブナン(インドネシア税理士会国際部長)



インドネシアは ASEAN 唯一の G20 加盟国であり、OECD では主要パートナー国である。

2010 年 9 月 6 日に OECD の独立企業原則を踏まえ、移転価格税制に関するガイドラインとして、国税総局 (GDT) 規則をリリースするなど、移転価格税制を中心に BEPS に取り組んでいる。さらに、2013 年 12 月にオーストラリア・キャンベラでの G20 会議に出席、2015 年 11 月インドネシア・ジョグジャカルタで BEPS に関するアジア太平洋専門委員会会議 (Asia Pacific

Technical Committee Meeting on BEPS) を主催した。インドネシアは BEPS プロジェクトの実行を前向きに検討している。

○ 行動計画 3 : CFC ルール

CFC 条項はすでに存在する。2008 年に起草され、2010 年第 59 条として制定した。インドネシアに居住する株主が支配する外国法人（外国資本が 50%以上所有している（公開会社を除く。)) の内部留保はインドネシア株主における配当所得とみなされ、合算課税される。4 か月後（申告書提出期限後）に課税される。

○ 行動計画 4 : 利子控除

2015 年 9 月第 659 として制定した。2016 年 1 月から適用されている。BEPS の規定比率により 4:1 の比率を超える債務高の場合は所得課税控除対象外となる。

○ 行動計画 8、9、10 : 移転価格税制

対等関係を反映するルール改正をしている。

○ 行動計画 13 : 移転価格関連の文書化、国別報告書

整備されつつある。

○ 行動計画 14 : 相互協議（紛争解決）

MAP、APA を取り入れ、ルール整備を行っている。

2010年1月より海外支払先の居住者証明に新書式が使用されている。インドネシアは租税条約を66カ国・地域と締結している。インドネシアから海外に支払を行う場合には、通常20%の源泉税率が適用される。しかし、租税条約締結国については、①所得の受取人が非居住者であること、②条約の条項を満たしていること、③海外の受取人が条約の条項を濫用していないこと、の3つの条件を満たす場合にのみ低減税率が適用される。また、居住証明書の提出が必要である。

このほか、手続き、書式も明確化された。海外の受取先がインドネシア側に支払を求めるインボイスを送付する際に、当該国で証明を受けた居住者証明書を添付する形で使用される。なお、源泉税の申告書提出期間後に提出すると、租税条約による税率は適用されない。

○ 行動計画6：租税条約の濫用防止

を濫用して租税回避を図る場合、租税条約の適用を主張できない。

取引に経済的実態がない場合、恩恵がメインスキームの場合は濫用とみなされる。

おわりに租税回避防止規定として、課税標準の範囲に関して実質課税主義を採用した。納税者が租税条約

移転価格税制が完備されてきており件数も増加してきている。これからはますます多国間協定が必要となってくる。

(報告：瀬山美恵委員)

11-4 日本の場合

川田 剛(日本税理士会連合会)



1 移転価格関連の文書化及び国別報告書に係るガイダンス

日本では、BEPSプロジェクトの行動計画13に基づき、2016年度税制改正で新たな規則が導入された。

新たな規則の主な枠組みは、①ローカルファイル、②マスターファイル(事業概況報告事項)、③国別報告書であり、特に①は、以前より規定されていたが、今回の改正により明確化された。

また、②、③は各年度とも1年以内に作成のうえ提出が必要で、一定期間保存しなければならない。

(1) ローカルファイル

親会社と子会社が、それぞれ紙媒体(電磁的記録を含む)で作成する必要があり、ページ数の制限はない。なお、必要があれば、日本語への翻訳を求められることがある。

(2) マスターファイル

親会社が作成すべきもので、電子データで提出する。使用言語は日本語又は英語である。

(3) 国別報告書

親会社が作成すべきもので、電子データで提出する。使用言語は英語である。

(4) その他

このほかローカルファイルに係る関連規定として、法人が国外関連企業との取引を行った場合、ローカルファイルを確定申告書の提出期限までに作成しなければならないと規定されている。

これに関しては、デ・ミニミスルールを導入しており、国外関連企業との取引総額が 50 億円（約 5,000 万ドル）未満、各事業年度につき無形資産取引総額 3 億円（約 300 万ドル）未満の場合は作成が免除される。

国税庁は、この導入に関し、多国籍企業が作成する文書や関連者間取引を行う法人が作成する文書などの詳細情報を英語で公表している。

2 行動計画 8～10 移転価格調整

高度先進国として日本企業のほとんどは、その競争優位性に関し、知的財産を最も重要な要素と考えている。日本は、知的財産の定義について、OECD 移転価格ガイドラインに従っている。ただし、評価困難な無形資産については、「所得相応性基準」を導入していない。

日本は、知的財産の取扱い方法に関する基本方針及び移転価格の基本施行方針を「事務運営指針」として公表している。

この方針においては、移転価格の調査担当者は、当該グループ取引ではどんな種類の無形資産が使用されるか、また、無形資産を形成・維持・発展させるための活動において、この新方針との合法性のみならず、法人又は国外関係者の行った経済上での貢献・寄与について配慮・留意しなければならない。

また、国税庁は、基本施行方針をケーススタディとして、無形資産取引を含む各取引の取扱い方法について、詳しく説明している。

3 行動計画 6 租税条約の濫用防止

BEPS プロジェクトの行動計画 6 については、日本においては、LOB（包括的な特典制限）条項の事例として日米租税条約が、PPT（主要目的テスト）条項として日英租税条約がある。

また、この原則に基づき、みなしキャピタルゲイン課税、いわゆる出国税を規定している。これは、シンガポールやニュージーランドなどの非課税国を利用した租税回避を防止する観点から導入されたものである。

（報告：福島利夫委員）

11-5 韓国の場合

コ・ジュンホ（韓国税務士会）



1 韓国における BEPS の現状

多国籍企業による国際的脱税は年間で法人税の 10～20%にも及ぶ。

確保できなかった税収は 2014 年で 2400 億ドルにも上る。韓国における BEPS プロジェクトは、2012 年 OECD と G20 の影響下、多国籍企業脱税の対策に着手した。

BEPS 問題における最大の懸念は移転価格である。報告書によると、2015 年のアンケート回答では 76%、2016 年では 83%が移転価格に懸念を抱いている。

BEPS 行動計画の推奨レベルは、施行の義務のレベルにより 3つのカテゴリーに分類される。

カテゴリー 1 は、実施が強制されるレベルで、4つの行動計画がある。それは、行動計画 5（有害な税制への対策）、6（租税条約の濫用の防止）、13（移転価格に関する文書化と国別報告書）、14（紛争解決方法の強化、そのメカニズム）である。

このうち、韓国では2つを実施した。行動計画6については、OECDの勧告に基づき取り組みが行われている。2018年から実施される。

カテゴリー2は、実施を強く推奨されるもので、行動計画2と4が該当する。

カテゴリー3は、推奨レベルが低いもので、行動計画3と12が該当する。

2 行動計画13の施行について

国際取引に関する国別報告書を取り入れた。連結報告書(CRITI)は国外関連当事者との取引量とその売上(一定額を超えるもの)が対象になる。

法的モラルについて説明する。国会において取り組みがされており、そしてそれを大統領が承認する(法制化)。最終的には首相が決める。

国際貿易についてはその情報が重要であり、国別報告書は2017年から実施される。多国籍企業の場合、2015年12月から、これを連結報告書にするという形で決められている。科料も定められている。条項11は提出期限の延長である。事由は種々定められている。提出期限の15日前までに申請しなければならない。

報告の対象者は韓国企業又は国外企業体の韓国事業所である。国外当事者との取引額500億ウォン(約5000万ドル)及び売上が1000億ウォン(約1億ドル)を超える場合である。

連結報告書(CRITI)は期日までに当局に提出しなければならない。提出方法と言語については、電子データで行わなければならない。また、韓国語での提出が必要である。税務当局の承認があれば英語での提出も認められるが、1ヶ月以内に韓国語でのデータ提出が必要である。

管理手数料の罰則は、連結報告書の未提出、一部資料の不備は、3000万ウォン(約3万ドル)の罰金となる。行動計画13は2016年1月に施行されている。

改正条項6条は、企業間のクロスボーダー取引量、国際取引情報に関する連結報告書、IFRSによる連結子会社も含まれる。

企業間のクロスボーダー取引量には、財産取引、サービス取引、知的財産のライセンス付与も含まれる。貸付契約も含まれる。

移転価格の文書化により税務当局は税務監査に有用な詳細情報の入手が可能である。

国別報告書は、公開に対する多国間の情報交換による当局の合意により、国際取引に関する情報のやり取りが可能になる。

(報告：小倉毅委員)

11-6 シンガポールの場合

クワン・チャン・ユー(シンガポール税理士会公認タックスアドバイザー(所得税))



1 シンガポールにおける今後の展望

(1) シンガポール政府の見解

シンガポール政府は、「利益が発生し、価値を創造する実質的な経済活動が行われる地域で当該利益に課税すべきだ」とするBEPS原則を支持しており、その見解を表明した例として、ヘン・スイキャット財務相は、「クロスボーダー課税の問題には国際間の協調に基づくソリューションが必要である」、「シンガポールは、関連する税務当局全てが平等な立場で参画する、包括的な監視機構の公正、オープンかつ客観的な運用を支持する」と述べている。その一方で、インドラニー・ラジャ上級国務大臣(司法・財政)は、「シンガポールは引き続き、自国の税制優遇措置の有効性

を確実なものとしつつ、大規模な経済活動の誘致と良質の雇用など経済的な副産物を確保する方針であり、優遇措置による税制上の恩恵は、シンガポール国内での活動に見合ったものとし、見かけ上の利益移転を奨励するものであってはならない」、「一貫性のある BEPS 行動計画提言の実施によって国際的に公平な条件を設定することが鍵であり、シンガポールは引き続き国際社会と協力していく方針であるが、同時に BEPS 行動計画によって影響を被る小規模開放経済国の声に耳を傾けて、それを考慮することも重要である」と述べ、課税権は各国の主権であるとともに、BEPS 行動計画は各国の経済的発展を阻害するようなものであってはならないという主張もしている。

(2) BEPS 行動計画実施のための包括的枠組みへの参加

シンガポールは、2016年6月に BEPS 行動計画アソシエイトになり、国際的に公平な条件を設定すべく一定の役割を演じ、①有害な税務慣行への対策、②租税条約の濫用の防止、③移転価格の文書化、④紛争解決手段の高度化の4項目の BEPS プロジェクト最低基準項目の実施に取り組んでいる。

2 租税条約濫用の防止（行動計画6）

租税条約適用条件を厳格化し、居住者証明発行に伴う実質所有者確認を厳格化する。また、相互租税条約に租税条約の恣意的・選択的恩恵享受防止条項を含める。そして、条約相手国の税務当局との相互的協力関係は今後一層強化する。

3 恒久的施設（PE）の定義の変更（行動計画7）

(1) 恒久的施設（PE）適用免除の厳格化

OECD モデル租税条約第5条（恒久的施設）が改訂され、PE 適用免除が厳格化されることにより、シンガポールでは、コア事業活動の決定と契約の締結において何れの当事者が基本的役割を担っているのかの判定が重要になる。

(2) 代理人 PE

代理人 PE の定義が変更されることにより、シンガポールでは、代理人 PE の判定には契約締結権限の有無は不要となり、代理人の形式的な法的権限ではなくその行為自体が重要になる。

4 移転価格税制（行動計画8、9、10及び13）

(1) シンガポールにおける移転価格対応の経緯－2015年

2015年1月6日に、シンガポール国税庁（IRAS）は移転価格（TP）改訂版の統合ガイドラインを公表した。その概要は以下のとおりである。

- ・ TP に関する同時文書化
- ・ IRAS 要請後 30 日以内の TP 文書提出ルールの導入
- ・ 要作成、要管理 TP 文書の種類、範囲の明確化
- ・ 許容対象となる TP 修正の明確化
- ・ 事前確認（APA）及び相互協定（MAP）対象事案に関するガイダンスと文書サンプル

2015年12月以降、IRAS は TP に関する相談の受付を行っており、納税者に対して TP 文書の整備を積極的に奨励している。

(2) シンガポールにおける移転価格対応の経緯－2016年

2016年1月4日、IRAS は一連の改訂 TP ガイドラインを公表した。変更内容は従来通り概ね OECD のガイドラインに準拠しているが、注目すべき変更点として、「原価基準法の適用に関するより高度なガイダンス」と「MAP/APA プロセスの強化」がある。

5. 有害税制への対応（行動計画5）

- ・ シンガポールは特定活動分野への投資を奨励する目的で租税優遇措置を利用する。

- ・ 優遇措置は、シンガポール経済全体の成長に有意義な貢献を行うことが要件となる。
- ・ 優遇措置は、法制化され、適格活動に対し一定の期間に限定して供与される。
- ・ 優遇措置適用対象企業であっても、その非適格活動に対しては通常の法人税率が適用される。
- ・ 政府は優遇税制の有効性と競争力を維持する目的で定期的なレビューを行っている。
- ・ 上記のレビューを受けて一部の優遇税制には中止や高度化等の措置を講じている。

(報告：瀧谷和隆委員)

11-7 ベトナムの場合

ハン・フォー(ベトナム税理士会執行役員)

- ・ ベトナムは、移転価格に関して、2006年から原則として適用しており、納税者は順守する義務がある。
- ・ 移転価格は、企業が年末に行う税の申告時に表示する必要がある。
- ・ 納税者は、自己に於いて税を評価査定する必要がある。
- ・ 評価に際し、納税者は必要な調整を、特にアームレングスルールによってする必要がある。
- ・ また、納税者は移転価格に関する文書を求められ、税務当局から要請されてから11日以内に提出する必要がある。
- ・ ベトナムはOECD加盟国ではないが、税務当局は実質的にOECDのガイドラインを参照している。
- ・ OECD租税委員会の取り組みに対して、ベトナム当局は準拠しており、2014年にガイドラインを公表している。
- ・ リソースに関しては2015年に原則を適用している。
- ・ ベトナム当局は、移転価格に関し行動計画に基づき、調査研究を行っている。
- ・ ワーキンググループが今年7月に発足し、BEPSプロジェクトに関して提案をしている。
- ・ 政策解決、今後の効率性についても取り組んでおり、ベトナム特有の状況を考慮しているので、完全に国際的基準には一致しないが、現行法を見直している。ワーキンググループは、税務当局・該当局と協調して、優先事項を検討し、方向性、ロードマップを策定している。
- ・ 税務当局は、BEPS行動計画を導入して行く予定であり、移転価格の問題について検討し、市場価格問題の最適化に取り組んでいる。検討結果は11月に発表される予定である。
- ・ 現在、官僚レベルで財務省、税務当局と検討中であるが、草案は新しい条項が提案に盛り込まれている。
- ・ 改正案は、現在より、より多くの情報が求められており(明確化、詳細化)、国別報告書がより包括的に作成し提出されるよう求められている。
- ・ ベトナムは、BEPSの行動計画に整合性のある行動計画を開発するために、過去を振り返り各国の利益についても配慮しつつも、国際総合貿易条約をG20やOECDの加盟国と締結していくわけであるが、このような条約を締結することによって多国籍企業に対応していく方針である。



(報告：酒井正勝委員)

12 ソーシャルプログラム



2016年10月6日、午前中にAOTCAの役員会及び総会が開催され、役員任期満了に伴い役員改選が行われ、議場においてAOTCAの池田会長が満場一致で再選され、午後より翌7日の終日にかけてAOTCA香港会議が香港コンベンション&エキジビションセンターにおいて5つのセッションと特別講演が順に執り行われた。

初日のプログラムの終了後に毎回開催されるウェルカムディナーはなく、会場近くの中華レストランで日税連神津会長はじめ役員と国際部で中華料理を囲み懇親会を開催した。

2日目の夕刻、すべてのセッションの終了後、ガラ・ディナーが開催された。AOTCA 池田会長とホスト役のトーマス・リー香港税務学会元会長の歓迎挨拶の後、香港の雑技団によるにぎやかなパフォーマンスで始まった。

ガラ・ディナーでは、各国の参加者が昼間の服装とは違いそれぞれに華やかな装いで参加し、特にインドネシアの団体や台湾の団体はお揃いの衣装で統一し会場内で目立つ存在感があった。お酒等が入るとさらに盛り上がり、各国毎に舞台上で歌い、踊り、お国自慢が繰り広げられる中、日本チームは、国際部の芸人不足のためパフォーマンスを準備できなかったことが残念だった。次回は是非余興の衣装等も準備して参加したいと思う。



各テーブルでは、お互いにワインで乾杯し記念写真を撮り合い国際交流が行われ、なごやかさと熱気が交錯するディナーは終了し、それぞれに名残を惜しみながら来年のフィリピン会議での再会を約して閉会した。

(報告：新垣隆顕委員)

AOTCA加盟団体アンケート調査報告書
～アジア・オセアニア地域における税務専門家制度の国際比較～
【2015年版】

2017年1月
日本税理士会連合会 国際税務情報研究会

1 アンケート調査の概要

税務専門家は、多くの国や地域にて、経済活動や社会活動等の分野において重要で多様な役割を担っている。しかし、各国・地域の税務専門家制度は、その国・地域の政治、経済、税制、財政等の社会環境に大きな影響を受けることから、その制度を各国・地域において一律に論ずることはできない。

アジア・オセアニア地域の各国・地域においても、税務専門家に関する制度が法整備されている国・地域もあれば、そこまで至っていない国・地域もある。

また、その税務専門家の名称についても、Tax Consultant, Tax Advisor, Tax Professional, Certified Public Tax Accountant, Certified Tax Agent など様々である。

今後、日本のみならず、アジア・オセアニア地域の各国・地域においても、税務専門家は、その国内での業務領域だけに留まることなく、諸外国との経済・金融取引等にも関わる機会が増すとともに、他国・地域の税務専門家と連携して、その業務を遂行しなければならなくなる機会も増すことだろう。

その一方で、自国・地域の税務専門家制度については熟知している専門家も多いが、他国・地域の税務専門家制度については十分な情報がないことから、交流や連携等を行う際に、お互いの理解が十分に深まらないこともあったことと思う。

そこで、AOTCA（アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会）のメンバーでもある日本税理士会連合会（以下「日税連」と称す）は、2015年6月30日に、AOTCAに加盟する19団体に対して、各国・地域の税務専門家制度に関する下記のような詳細で網羅的な内容のアンケート調査質問票を発送し、そのうち日税連を含む10団体から2015年7月31日時点の実情に基づく回答を得た。

また、今回のアンケート調査においては、あくまでも各団体の自己申告によるものであり、日税連として独自に情報を調査・収集・分析などすることもなければ、アンケートにより得た情報に手を加えることもなく、提供頂いたアンケート結果を忠実にまとめることに徹した。よって、アンケート項目によっては、未回答、未記入、不明などとなっている項目もあれば、質問の趣旨や意味が十分に伝わらずに回答して頂いた項目も含まれている。さらに、アンケート調査項目のいくつかは、各団体のホームページに詳細かつ最新の情報が掲載されているので、この調査報告書と共に各団体のホームページも合わせ参照して頂きたい。

【アンケート調査質問票の内容】

I 貴会の概要について

1. 貴会の正式名称、目的、所在地、代表者名及び設立年
2. 税務専門家団体への入会は強制加入か？任意加入か？
3. 強制加入の場合のその根拠法
4. 組織図
5. 役員の数、任期、選任方法及び男女比
6. 会員の数、男女比、平均年齢及び直近事業年度の増減数
7. 会員の資格と構成割合（税務専門家、弁護士、公認会計士、その他）
8. 会の年間予算
9. 年間予算に係る会員1人当たりの年会費、年間会費収入額、事業収入、事業収入の割合、国家等からの助成の有無及び助成金等の割合
10. 監督官庁の有無、監督官庁名、会員を処分する権限の有無、
11. 税務当局との定期的な会合（連絡、協議、意見交換等）の有無
12. 職業法、関係法令又は会則における倫理規定の有無
13. 職業法、関係法令又は会則における職業専門家としての使命規定の有無
14. 当会独自の会員処分権の有無
15. 海外の専門家団体との交流・連携の有無

II 貴会の活動について

1. 会員に対する研修の実施
2. 租税等専門情報に関する出版物の発行
3. 会報の有無、発行媒体とその部数、発行頻度
4. 会員同士の紛議や会員と顧客との紛議の調停制度の有無
5. 税制建議（税務行政や政治家に対する税務に関する意見書の提出）制度の有無とその根拠法
6. 会計及び税務に関するソフトウェアの開発及び提供
7. 社会貢献としての簡易無料相談、租税教育、成年後見などの活動

III 貴会の税務専門家制度について

1. 各税目（法人所得税、個人所得税、付加価値税、相続税）は申告納税制度か？賦課課税制度か？その他の課税制度か？
2. 弁護士、公認会計士とは別の税務を専門に取り扱う専門家制度の有無とその資格者の名称
3. 税務専門家の資格の取得方法（資格試験、実務経験、他士業資格の有無など）
4. 学歴要件の有無とその要件
5. 資格試験実施機関
6. 資格試験の問題作成、採点及び合否判定を行う機関とその構成員
7. 業務を行う際の登録の義務と登録が義務な場合の登録先
8. 税務専門家の主な業務について
 - A：税務専門家の独占業務
 - B：税務専門家を含む特定の資格者（弁護士、会計士等）に限定されている業務
 - C：特定の資格を必要とせず誰でも行うことができる業務
 - D：税務専門家が行うためには別の資格を追加取得する必要がある業務

E：理論的には可能であるが実際は専門知識・経験の不足、低需要、専門責任の問題等実務的な理由から行われていない業務

租税部門	
国内税法に関するアドバイス	A B C D E
外国の税法に関するアドバイス	A B C D E
税務申告書・関係書類の作成、申告	A B C D E
税務行政当局に対する税務代理	A B C D E
税務訴訟についての刑事裁判所における法廷代理	A B C D E
企業会計部門	
会計業務	A B C D E
社会保障関連事務	A B C D E
社会保障についての行政当局に対する代理業務	A B C D E
コンサルティング部門	
財務・経営に関するマネージメントコンサルティング	A B C D E
法務部門	
会社法・商法に関するアドバイス	A B C D E
雇用関係法に関するアドバイス	A B C D E
会社清算・倒産に関するアドバイス（税務に限らない）	A B C D E
税務以外の分野に関する法務アドバイス	A B C D E
法務アドバイスが補完的である場合の税務以外の分野に関する法務アドバイス	A B C D E
税務以外の事項についての訴訟代理	A B C D E
争議の調停	A B C D E
契約交渉・契約書の起案	A B C D E
監査部門	
金融証券取引法又は会社法の法定監査	A B C D E
地方公共団体の監査	A B C D E
政治資金管理団体の監査	A B C D E
一般企業の任意監査	A B C D E

9. 継続的専門研修（CPD）の義務化と年間研修受講時間数
10. 他国との専門資格の相互承認制度と FTA 等の影響
11. 職業賠償責任保険は強制加入か？任意加入か？任意加入の場合はその加入率
12. 業務に関する広告規制の有無
13. 報酬規定の有無

IV 税務専門家の事務所の運営について

1. 平均的な事務所の従業員数
2. そのうち有資格者の人数
3. 平均的な事務所の年間売上高
4. 平均的な事務所の報酬の構成割合（税務報酬、会計業務、財務・経営コンサルティング業務、その他）
5. 税務専門家が選択できる事務所の形態とその構成割合（個人事務所、法人、パートナーシップ、その他）

6. 他の専門資格者とのパートナーシップの形成の可否と他の専門資格名

2 各国・地域の税務専門家制度の特徴

- 各会の設立に関しては、オーストラリア全国会計士会が最も古く 1923 年に設立されている。一方で、シンガポール税理士会は 2010 年に設立された最も新しい組織である。
- 会への加入を義務化しているのは、日本税理士会連合会、インドネシア税理士会、韓国税務士会、中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会及び中華台北記帳士公会全国連合会の 5 団体となっている。
- 会員数は、日本税理士会連合会が最も多く個人 75,146 人、法人 3,400 法人である一方で、ベトナム税理士会が最もと少なく個人 788 人、法人 92 法人となっている。
- 会員に占める女性の割合が過半数となっているのは、シンガポール税理士会、中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会、中華台北記帳士公会全国連合会及びベトナム税理士会の 4 団体である。
- 会の運営は会費を主な財源としている団体が多いが、ベトナム税理士会では事業収入の割合が 83%、韓国税務士会では事業収入の割合が 43%を占めている
- 監督官庁については、多くの団体で監督官庁を有しているが、香港会計師公会においては監督官庁を有しない。また、多くの団体では監督官庁による会員処分権があるが、ベトナム税理士会においては監督官庁による会員処分権はない。
- 会の会報に関しては、オーストラリア全国会計士会、香港会計師公会、パキスタン税法協会及びシンガポール税理士会にて電子版でも発行している。
- 会員間又は会員と関与先との紛議調停については、多くの会で実施しているが、香港会計師公会とシンガポール税理士会では実施していない。
- 税制建議については、多くの会で実施しているが、中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会では実施していない。
- 会計や税務のソフトウェアやオンラインツールの開発及び提供については、インドネシア税理士会と韓国税務士会で実施している。
- 税務専門家業務については、税務に関する多くの業務は、「税務専門家の独占業務」であったり「税務専門家を含む特定の資格者（弁護士、会計士等）に限定されている業務」として一定の資格者に限定されている国・地域が多い一方で、香港やシンガポールでは「特定の資格を必要とせず誰でも行うことができる業務」として位置づけられている。
- 継続的専門研修（CPD）は、多くの国・地域では、義務化されているが、香港、パキスタン及びベトナムでは義務づけられていない。
- 他国との専門家資格の相互承認制度については、多くの国・地域では整備されていないが、オーストラリアとパキスタンでは整備されている。
- 職業賠償責任保険については、多くの国・地域では任意加入となっているが、オーストラリアと韓国では強制加入となっている。
- 業務における広告規制については、多くの団体では規制されているが、韓国とシンガポールでは規制されていない。
- 報酬規定については、多くの国・地域では報酬規定を定めていないが、中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会では報酬規定を定めている。

- 税務専門家の事務所運営については、多くの国・地域では従業員数は10名以下の比較的規模の小さな事務所が多いようであるが、インドネシアでは11～50人規模の比較的規模の大きな事務所が多いようである。また、有資格者数も多くの国・地域では5名以下の少数で運営している事務所が多いようであるが、インドネシアやパキスタンでは6名以上の有資格者が従事している事務所が多いようである。
- 事務所形態については、多くの国・地域では、個人、法人、パートナーシップ形態での運営が選択できるが、台湾では法人形態は選択できず、日本ではパートナーシップ形態は選択できない。
- 他の専門資格者とのパートナーシップの形成については、多くの団体では可能としているが、日本税理士会連合会、韓国税務士会、パキスタン税法協会及び中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会では許容していない。

3 今回の調査結果と今後の展望について

このアンケート結果が示す通り、各国・地域の税務専門家制度は、専門家組織の運営・活動状況、その構成メンバー、資格取得・継続の要件、専門税務専門家の独占業務の内容、事務所の運営等の面から見ても、その国・地域の様々な実情に応じて独自に制度を整備し、その社会の多様で重要な社会的な役割を担っていることが窺える。

今回の調査は、各国・地域の税務専門家制度について、自国・地域の制度と他国・地域の同様な制度を比較することで、今後、各国・地域の各税務専門家同士の交流や連携が更に活発になり、相互理解が深まることを目的として実施したものであり、各国の制度の優劣をつけるものではない。

また、今後、各国・地域において、その社会環境等の変化に対応し、その税務専門家制度の見直しや改正を行うこともあることと思うが、その際にも、他国・地域の同様な制度に関する情報は大変有益なものとなると思われるので、このアンケート結果を有効に活用して頂き、各国・地域の税務専門家制度の更なる発展に寄与することになれば幸いである。

そして、このようなアジア・オセアニア地域の税務専門家制度の国際比較調査を今後も継続的に実施することにより、各国・地域における当該制度の変貌の過程や今後の動向も把握でき、各国・地域の税務専門家同士の交流や連携もより深く、より広範囲に促進されてくるものと確信している。更に、今回回答して頂いた10団体以外のAOTC加盟団体においても、このアンケート調査の目的や有用性等を再認識していただき、より多くの加盟団体が参加・協力した形で、次回の調査が実施されることを祈念している。

4 AOTCA加盟団体アンケート回答一覧表 別掲

5 AOTCA加盟団体アンケート調査回答団体一覧

- ・日本税理士会連合会
- ・オーストラリア全国会計士会
- ・香港会計師公会
- ・インドネシア税理士会
- ・韓国税務士会
- ・パキスタン税法協会
- ・シンガポール税理士会
- ・中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会（当時）
- ・中華台北記帳士公会全国連合会
- ・ベトナム税理士会

AOTCA加盟団体アンケート回答一覧

注: *は別掲コメントあり

I 会の概要		オーストラリア	香港	インドネシア	韓国	パキスタン	シンガポール	台湾1	台湾2	ベトナム	日本
1	組織	Institute of Public Accountants (IPA) オーストラリア全国 会計士会	Hong Kong Institute of CPAs 香港会計師公会	Indonesian Tax Consultants Association インドネシア税理士会	Korean Association of Certified Public Tax Accountants 韓国税務士会	Pakistan Tax Bar Association パキスタンの税法協会	Singapore Institute of Accredited Tax Professionals/SIATP シンガポール税理士会	Tax Accountancy Association Union, Chinese Taipei 中華台北記帳及報税代理業 務人公会全国連 合会	Chinese Taipei Certified Tax Agents Association 中華台北記帳士公会全国連 合会	Vietnam Tax Consultants' Association ベトナム税理士会	Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations 日本税理士会連合会
	会長名	Wendy Leegal	Mr. Dennis HO (2015 年会長)	Mr. Mochamad Soebakir	Baek, Un Chan	Mohsim Nadeem	Mr. Gerald Ee	Ms. Chao Ling, TSAI	Mr. Shin Jung-Yen	Mrs. Nguyen Thi Cuc	Mr. Shinichi Kozu
	設立	1923年	1973年	1965年	1962年	1976年	2010年	1989年	2007年	2008年	1956年
2	税務専門家団体への入会の義務	任意加入 *	任意加入 *	強制加入	強制加入	任意加入	任意加入	強制加入	強制加入	任意加入	強制加入
3	強制加入の根拠法	—	—	*	税務士法	—	—	記帳士法第35条	記帳士法	—	税理士法
4	組織図	HP参照	HP参照	HP参照	HP参照	役員構成 *	HP参照	HP参照	HP参照	HP参照	HP参照
	1 役員数	23人	23人	71人	47人	23人	15人	46人	28人	15人	133人
	2 任期	2年	2年	5年	2年	2年	決められていない	4年	4年	5年	2年
5	役員	選挙	*	会長は選挙により選出、その他の役員は会長による指名	会長は選挙により選出、その他の役員は総会で指名	選挙	役員会による指名	選挙	選挙	選挙	会長は選挙により選出、他の役員は委員である各税理士会の推薦
	4男女比	記載なし	男70%、女30%	男80%、女20%	—	男100%	男80%、女20%	男52%、女48%	男42.86%、女57.14%	男53%、女47%	男97.7%、女2.3%
6	会員	15,000 (約3,500法人を含む)	38,926人、1,765法人	4169人、法人会員無し	11,260人、452法人	11,752人、32法人	2,200人超、法人会員無し	4,869人	個人90%、法人10% (2014年12月末)	788人、92法人	75,146人、3,400法人 2015.3.31時点
	2男女比	記載なし	男50.3%、女49.7%	男80%、女20%	男91.6%、女8.4%	男95%、女5%	男39%、女61%	男27.7%、女72.3%	男42%、女58%	男41%、女59%	男85.9%、女14.1%
	3平均年齢	51歳	41-42歳	29-70歳	50歳	不明	不明	不明	不明	45歳	不明
	4会員数の増減	増加	1500人、48社増加	増加	517人増加	増加	増加	114人増加	25%増加	増加	645人増加
7	会員資格と構成	約75%が税務代理人 (Tax Agent)	CPA 100% *	Tax consultant 100%	税務士96%、CPA1.8%、弁護士0.3%、学者1.8%、旧法による資格者0.1%	Tax advisor 8%、CPA 6%、弁護士 86%	Tax advisor 93%、弁護士1%、学者・政府関係者6%	Tax advisor 100%	Tax advisor + bookkeeper 90%、CPA10%	Tax advisor 70%、CPA 20%、弁護士 5%、学者1%、その他 4%	Tax advisor 87.6%、CPA 11.6%、弁護士 0.7%、その他 0.1%
8	会の年間予算	HP参照	HP参照	約24億インドネシアルピー	₩42,938,203,501	20億パキスタンルピー	不明	約3,900万台湾ドル	250万台湾ドル	40億ベトナムドン	約33.4億円
	1一人あたりの年会費	記載なし	HP参照	120万インドネシアルピー	基本会費₩50万 *	200パキスタンルピー	100~560ドル	6,000台湾ドル	840台湾ドル	個人:120万ドン、法人:500万ドン	18,000円
9	予算	2会費収入額	"	30億インドネシアルピー	₩12,029,130,000	200万パキスタンルピー	なし(本会はNPOである)	29,214,000台湾ドル	250万台湾ドル	7億1,950万ベトナムドン	14億2,815万円
	3事業収入	あり	"	なし	あり	なし	なし	あり	あり	あり	あり
	4事業収入の割合	記載なし	"	—	43.15%	—	なし	約24.9%	—	約83%	約17.2%
	5国家等からの助成	"	"	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	6助成割合	"	"	記載なし	—	—	なし	—	—	—	—
10	1監督官庁の有無	あり	なし	あり	あり	あり	質問の意味が不明	あり	あり	あり	あり

金融証券取引法又は会社法の法定監査	"	B	D	B	D	B	D	D	D
地方公共団体の監査	"	B	D	B	B	B	B	B	B
政治資金管理団体の監査	"	B	D	B	D	B	B	B	B
一般企業の任意監査	"	C、E	D	C	D	B*	D	D	C
9 CPDは義務・任意か	義務	任意	義務	任意	義務	義務	任意	任意	義務
10 継続義務の場合の研修時間	30時間	120時間*	8時間	—	24時間	10時間	—	36時間	—
11 相互承認の有無	あり	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし
12 相互承認の今後の予定	記載なし	なし*	なし	あり	記載なし	あり	記載なし	なし	なし
13 加入の義務・任意	義務	任意	記載なし	任意	任意	任意	任意	任意	任意
14 任意の場合の加入状況	—	28%*	記載なし	不明	—	不明	—	約55.3%	—
15 広告の規制の有無	あり*	あり*	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり
16 報酬規定の有無	あり&なし*	なし*	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
IV 税務専門家の事務所の運営									
1 従業員数	記載なし	*	11~50人	6~10人	不明	5人以下(推定)	6~10人	6~10人	5人以下
2 有資格者数	"	*	6~10人	6~10人	不明	1人(推定)	2~5人	2~5人	1人 * 大規模法人を除く
3 年間売上	"	記載なし	記載なし	多岐にわたる	不明	7~9なし	不明	40億~1ナトムン	不明
4 報酬の構成割合	"	"	"	不明	不明	税務85%、会計業務5%、財務・経営コンサルティング5%、その他5%	税務60%、会計業務30%、財務・経営コンサルティング10%	税務45%、会計業務54%、財務・経営コンサルティング1%	税務40%、会計業務50%、財務・経営コンサルティング5%、その他5%
5 可能な事務所形態	"	可	可	可	可	可	可	可	可
個人事務所	"	可	可	可	可	可	可	可	可
法人	"	可	可	可	可	可	可	可	可
パートナーシップ	"	可	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
その他	"	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
6 事務所形態	"	"	"	"	不明	個人事務所99%、パートナーシップ1%	個人事務所90%、法人10%	個人事務所0%、法人100%	個人事務所95.7%、法人4.3%
7 他士業とのパートナーシップ形成の可否	可	可	可	不可	不可	不可	可	可	不可
8 可の場合の資格名	記載なし	*	規制されていない	—	CPA及び監査士	—	会計士	弁護士、会計士、監査士等	—

<オーストラリア全国会計士会> (下記コメントは仮訳)

- I-2 会計専門団体に入会することは義務ではない。しかし、税務専門家を監督する当局は入会を推奨している。
- I-10-2 本会の専門職業は自主規制であるが、様々なルールに従い監督している。
- I-11 本会はオーストラリア当局との主要な協議会すべてに委員を選出するなど関与している。
- I-12 本会の会員は、本会の規則及びtax agentとしての法定の職業規範を順守しなければならない。
- II-5 政府当局の大部分は、すべての会計専門団体にに対し意見書の提出を要請する。また、本会は様々な課題について我々の立場を推薦してもらうよう政党に働きかけている。
- III-1 オーストラリアでは申告納税制度の下に納税者は毎年申告書の提出が義務づけられている。
- III-4.5 上記HP参照
- III-12 倫理ガイドラインと職業規範による
- III-13 スタッフに対する報酬規程等は定められていない。市場により個々の報酬が決まる。市場競争によるプレッシャーが適切な報酬価格を確保するチェック機能となっている。

<香港会計師公会>

- I-2、7 任意加入 香港では税務専門家になるための資格要件はない。本会のメンバーは会計士であり、税務専門分野で実務をしている会計士を含む。
- I-5 役員構成は、選挙による選出14人、税務行政関係者2人、香港特別行政区政府より指名された一般委員4人、前会長、役員会による選出2人
- I-11 年一回の定期会合があるほか、特定の問題についてその都度会合を持つ。税務当局からのスピーカーを本会のイベントに頻りに招いている。
- I-14 本会は、法律に定められた調査(捜査)権、処分権を持つ。
- I-15 本会は、諸外国の多くの会計士団体との相互承認を行っている。 詳細は下記HPまで。 <http://www/hkicpa.org.hk/en/become-a-hkicpa/recognition-of-overseas-bodies/>
- II-1 本会は、租税の分野の多くの数多くのCPD研修を行っている。また、租税の分野の知識を向上、キャリアアップを図る会員のために香港、中国、国際租税に関するより高度な租税プログラムを企画している。本会の租税部門は定期的なイベントを計画・実施している。また、資格合格した者には資格証明書 (diplomas) を発行している。本会のプログラムにおいて優秀な成績を修め、試験に合格した者には資格合格した者には資格証明書 (diplomas) を発行している。
- II-2 本会の定期刊行物は、香港税務当局との年1回の会合の記録と租税部門がWEB配信するニュースレターである。
- II-3 本会の会報“A Plus”電子版が閲覧可能(URL略)
- II-5 本会は法定団体であり、その目的の一つに、専門職業としての会計士の意見を集約し、会計士の品位・尊厳を保つことが挙げられる。
- II 7-2 租税教育ではないが、本会が「金持たず・負乏なし」と題する本・ワークショップを通して子どもたちにお金の管理の基本を教えている。
- III-2 香港には、独立・規制された税務の専門職業はないが、税務当局のすべての職員が弁護士又は会計士というわけではない。また、海外で税務専門の資格を持った者が香港で実務を行っている場合もある。
- III-3 香港でタクスアドバイザーになるための資格要件はない。タクスアドバイザーは本会のような専門家団体の会員であることが多い。本会の会員になるための要件はHPを参照。
- III-4 タクスアドバイザーは、本会のような専門家団体に入会するための要件として学歴要件を満たしていると言える。例えば、本会が実施する資格プログラムとしては、本会が実施する資格プログラムとして包括的な研修プログラムがあり、CPAになるために必要な知識と専門スキルを習得するものである。それには税務を含む。 詳細はHPを参照。
- III-7 正式な登録要件はないが、タクスアドバイザーは、通常本会のような専門家団体の会員である。また、タクスアドバイザーは、顧客を代理する権限を持っていることを届出なければならぬ。当局に登録しているタクスアドバイザー(個人・法人)の大部分は本会の会員である。また、タクスアドバイザーは、顧客を代理する際、当局に顧客を代理する権限を持っていることを届出なければならぬ。香港では、理論的には法務アドバイザーの資格があるのは、事務弁護士、法務弁護士だけである。しかし、実際には弁護士でない者も法務アドバイザーを行っている。秘書・管理業務を行う企業や実務家も商法等のアドバイザーを行うことができる。外国法については、その法律が関係する地域の法律上の制約によって異なる。
- III-9 タクスアドバイザーは、通常専門家団体に入会している。例えば、当会は3年ごとに120時間の研修が義務化され、1年に最低でも20時間の研修を受けなければならぬ。詳細はHPまで。
- III-10 現在、香港にはタクスアドバイザーとなる資格要件はない。
- III-11 一般的には、職業賠償責任保険加入は任意である。しかし、本会に登録しているすべてのCPA法人(本会に登録している全体の約28%に相当)は、最低限レベルの保険加入が要請される。これにより税務その他のサービスがカバーされる。また、本会の約40%の登録者(法人も含む)は本会の「Master Policy」を通じて保険に加入している。
- III-12 タクスアドバイザーとして業務する本会のメンバーは、会計専門家としての倫理規定に拘束される。これによりマーケティングに關する程度ある程度の規制がある。(詳細は本会HPの1. 2の250条)
- III-13 タクスアドバイザーとして業務する本会のメンバーは、会計専門家としての倫理規定に拘束される。これにより報酬に關する程度ある程度の規制がある。(詳細は本会HPの1. 2の240条)
- IV-1 事務所スタッフの人数は登録の際に提供しなければならぬ情報ではない。
- IV-2 香港では税務専門家の資格はない。
- IV-5-2 構成割合は、本会に登録しているCPAの場合である。
- IV-6-2 香港でCPAとして実務を行う場合、すべてのパートナー・役員はCPAでなければならぬ(弁護士のみの法務法人のパートナーになることができる)。他の専門職業によりパートナーシップに規制される場合もあるが、一般的に香港ではタクスアドバイザーが他土業とのパートナーシップを形成するにおいて規制はない。

<インドネシア税理士会>

I -3 1. Keputusan Menteri Keuangan Republik Indonesia Nomor 485/KMK.03/2003 tentang Konsultansi Pajak Indonesia 2. Peraturan Menteri Keuangan Republik Indonesia Nomor 1/KMK.03/2014 tentang Konsultansi Pajak

<韓国税務士会>

I -9 会費は、基本会費と売上の0.25%の2種類ある。

II -3 季刊『税務士』のほか『税務会計研究』を年2回発行(1400部)

<パキスタン税法協会>

I -4 役員構成は、会長、事務総長、事務総長補佐(Joint Secretary)、情報官(Information Secretary)、財務担当役員、上級副会長8人、副会長10人

III -1 全ての税目は申告納税方式であるが、全申告件数の7-10%は、無作為に抽出して税務当局が評価する。

III -2 Chartered Accountants, Cost & Management Accountants, Income Tax Practitioners

<シンガポール税理士会>

I -9 会費についてはHP参照(FAQ78)。平均230ドル×2200人=506,000ドル

I -10 質問の意味が不明であるが、本会はan organization limited by guaranteeである。シンガポール勸許会計士協会とは別組織であるが、同協会が所有している。

I -11 同協会会長は本会の議長でもある。本会は同協会の監督下にあり、本会の事務所は同協会内に設置されている。

I -15 当局との定期的な懇談は、臨時で開催されるもののほか、1)課税委員会、2)SME租税小委員会(課税委員会の下部委員会)、3)GST委員会がある。それぞれ年2回開催される。

II -6 現在のところ、メディアアスポンサーとして海外の専門団体によるセミナー・カンファレンスへのサポートを拡張している。

III -3 会員向けに開発している団体があれば、その状況を知りたい。

Tax professionalには、Accredited Tax Advisor(以下、ATA)とAccredited Tax Practitioner(以下、ATP)の二種類ある。

ATAの所得税の資格試験については、Advanced Tax Programと呼ばれ、GSTの資格試験については、Advanced GST Programと呼ばれる。どちらもシンガポールタックスアカデミーが実施している。

ATPの試験も所得税とGSTに分かれており、所得税については、次のいずれかの試験に合格しなければならない。

(1)タックスアカデミーのエンゲゼクティブタックスプログラムレベルII(所得税:事業・法人)

(2)CPAオーストラリアのシンガポール租税:政策、法律、適用]課程(モジュール)

(3)ACCAの「租税(F6)」及び「租税上級(P6)」(シンガポールを基準とした課程)

(4)ISCAの資格試験のうちの租税課程

(5)ISCAのATTSスペシャリスト資格証・租税部門

ATPのGST試験は、シンガポールタックスアカデミーのエンゲゼクティブタックスプログラムレベルII(GST)である。

ATPの暫定資格については、関連する実務経験と資格試験が要件となる。詳細はHPまで。

資格試験を実施している機関は次のとおり。

(1)シンガポールタックスアカデミー

(2)CPAオーストラリア

(3)勸許会計士会(ACCA, Association of Chartered Certified Accountants)

(4)シンガポール租税専門家団体(ATTS, The Association of Taxation Technicians Singapore Limited)

税務当局に対する代理については、税務当局は、弁護士・一般人で構成される審査委員会を参考にすることもある。

一般企業の任意監査については、監査報告への署名が必要な場合、Bとなる。

所得税専門の認定研修時間:所得税7時間以上+他の分野3時間、合計10時間

GST専門の認定研修時間:GST7時間以上+他の分野3時間、合計10時間

所得税及びGST専門の認定研修時間:所得税7時間以上+GST7時間以上+他の分野5時間、合計19時間 詳細はHPまで。

<中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会>

III -2 登録会計・税務代理人(registered as Accountancy and Tax Agents)、記帳士(Certified Public Bookkeepers)

III -3 記帳士法第35条に規定

<中華台北記帳士公会全国連合会>

I -6 会員数の記載はなかったが、年会費と会費とを予算から推計すると約2970人



韓国税務士会概要

1. 組織の概要

○ 設立

税務士法（1961年9月9日制定）に基づき
1962年に設立

○ 所在地

ソウル市瑞草区瑞草洞 1497-16

○ 会員数（2017年4月末現在）

個人：12,276人（うち女性会員 1,158人）、法人：554社

○ 役員

会長1人、副会長4人（うち1人は常勤副会長）、理事25人以内、監事2人

*役員任期は2年

会 長	ペク・ウンチャン
副 会 長	ハン・ホンジュン、イ・ジョンタク、キム・ガンチョル、イ・ジェハク、イ・ソンホ
倫理委員長	チュ・ウオンド
監 事	ユ・ヨンジョ、キム・ヒョンサン
常 任 理 事	[税務研修院長]ソ・グァンソク [総務理事]イ・サンベ [会員理事]キム・チョンホ [研究理事]イ・ソンソン [法制理事]チュ・ヘジン [業務理事]キム・ヒョンピョ [電算理事]オ・ウィソク [広報理事]ソン・マニョン [国際理事]ペク・ナムボム [監理理事]キム・ジョンファン [業務浄化調査委員長]カン・テギョ

大韓民国データ	
人口	約 5,150 万人 (2015 年 12 月)
名目 GDP	1 兆 3,779 億ドル (2015 年)
	(外務省 HP より)

○ 地方税務士会（6会）

地方税務士会	地域税務士会数*	会員数及び割合**			税理士会との友好協定（締結年）
ソウル	24	5,469	(593)	43.7%	東京会(1995)
中部 (チュンブ ^ㄷ)	27	3,103	(309)	25.5%	東京地方会(1991) 九州北部会(1994) ***
釜山 (プサン)	15	1,559	(110)	13.0%	近畿会(1991)
大邱 (テグ ^ㄷ)	11	760	(38)	6.3%	中国会(1996)
光州 (クワンジュ)	13	683	(49)	5.7%	四国会(1997)
大田 (テジョン)	12	702	(59)	5.8%	南九州会(1995)

*地域税務士会：税理士会支部に相当

**会員数：2017年4月末現在の個人会員数、カッコ内は女性税務士数

***旧京仁地方税務士会と締結、その後1999年に京仁地方会は中部地方会に吸収

- 総 会（会則第 15 条、第 19 条）
定期総会は毎年 1 回 6 月に開催、臨時総会は必要に応じて召集し、会則の改正、役員を選任及び解任、予算及び決算の承認等を決議する。
- 理事会（会則第 30 条第 1 項、第 32 条第 1 項）
会長、副会長、倫理委員長、地方税務士会会長、理事、業務浄化調査委員長、税務研究院長等で構成され、総会に付議する事項、会規の制定・改正に関する事項、委員会設置に関する事項等を審議・議決する。
- 常任理事会（会則第 30 条第 3 項、第 32 条第 2 項）
会長、副会長、倫理委員長、常務理事、業務浄化調査委員長、税務研究院長で構成され、理事会に付議する事項、重要な建議及び答申に関する事項、会則の有権解釈に関する事項、会員の研修教育に関する事項等を審議・議決する。
- 委員会（26 委員会）
 - 共済委員会
 - 法制委員会
 - 社会貢献委員会
 - 中小企業委員会
 - 対外戦略委員会
 - 国際協力委員会
 - 税務法人委員会
 - 広報相談委員会
 - 図書出版委員会
 - 会計制度研究委員会
 - 賠償責任保険委員会
 - 電算税務会計資格試験運営委員会
 - 電算税務会計資格試験出題委員会
 - 税務調整及び誠実申告監理委員会
 - 税務会計及び企業会計資格試験運営委員会
 - 税務会計及び企業会計資格試験出題委員会
 - 紛争苦情調整委員会
 - 業務侵害監視委員会
 - 損害賠償共済委員会
 - 企業診断監理委員会
 - 租税制度研究委員会
 - 地方税制度研究委員会
 - 季刊税務士編集委員会
 - 会計ソリューション開発委員会
 - 税務士新聞編集委員会
 - 租税研究所運営委員会

※ 韓国税務士法令については『詳解 韓国税務士法』（公益財団法人日本税務研究センター編 2015 年）を参照のこと。

[資料9]

日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績

回数	開催日・開催場所	懇談のテーマ（上段：韓国税務士会への質問、下段：日税連への質問）
第1回	1997年10月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 韓国税務士会の倫理委員会の位置づけ、役割について 研修の内容、実施状況等について 納税者憲章の公布（1997年7月1日）について、公布後の経過について
第2回	1998年6月3日 東京 日本税理士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> 日税連が現在取り組んでいる問題について（税理士法改正、会館建設、商法改正問題、税制改正など） 日税連、単位税理士会が実施する研修について 日本の申告納税制度と税理士の役割について
第3回	1999年6月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 納税者憲章の制定及び税務士法第1条の2の新設について 税制改革と税務士に対する影響について 職業賠償責任保険について（適用事例、対象範囲、加入状況等） 税務士の訴訟代理権獲得に向けた運動の経緯・経過について
第4回	2000年6月12日 東京 日本税理士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> 税理士法の改正骨子について 日本の青色申告制度について 税務申告の実務について ドイツの税理士制度に関する情報提供
第5回	2001年6月4日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 韓国における公的資格制度の規制緩和の動向について 税務士法、税務士法施行令等の改正案について 資格者の報酬規定撤廃による問題点及び税務士会の対応などについて 資格者団体への任意加入に関する改正案の現状について 資格者の広告規制緩和の動向について 韓国における電子申告導入の動向と税務士制度との関連について 標準所得率による申告の廃止に伴って導入された納税者の記帳義務の実態について
第6回	2002年4月4日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> 税理士法改正の主要骨子と推進の現況について 日税連の収益事業の種類と事業内容について 電子申告制度導入の現況について
第7回	2003年4月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 税務士会の任意入会、複数団体設立に関する法案廃案の経緯について 税務士の広告規定について 報酬規定廃止の影響について 電子申告制度の導入の動向と税務士制度の関連について 税務士資格の自動的付与について
第8回	2001年6月4日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 韓国における士業団体の強制加入制度の見直しについて 税理士法の改正について IT時代の税理士・税務士の業務、情報のIT化に伴う両会の協力体制について
第9回	2002年4月4日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> なし 青色申告制度について 地方公共団体の外部監査制度について
第10回	2003年4月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 税務士法の改正について 会員に対する研修について 公的保険料の徴収業務の現状について
第11回	2003年4月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 日本税理士政治連盟について 公認会計士法の改正方向と日税連の対応について AOTCA 第1回国際コンベンションの開催について具鍾泰 AOTCA 会長と協議

第8回	2004年6月4日 京都市 京都税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・税務士の損害賠償責任保険制度について ・税務法人の実態（数、規制、業務）について ・公認会計士、弁護士に対する税務士資格の自動付与撤廃に向けた運動について ・韓国税務士会における電子申告の発展について ・税務士会会員の会費算定基準について
第9回	2005年9月22日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の電子申告の現況と税理士の役割について ・税理士の業務拡大に対する努力と成果について ・日本の会計士制度改革と税理士業界の変化について ・税理士法人の業務領域と活性化の方策について ・ロースクール（法科大学院）導入に対する税理士業界の展望について
第10回	2006年4月12日 京都市 京都税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国税務士会が直面する課題について ・韓国における電子申告の普及について ・「税務士」の名称使用制限の効果について
第11回	2007年10月8日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の青色申告制度について ・成年後見制度について ・会計参与制度について ・司法補佐人制度の現況、実績について
第12回	2008年6月12日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申告の発展について ・「税務士」の名称使用制限の効果及び今後の課題について ・会務統合管理システムの運用状況について
第13回	2009年12月3日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について ・会計参与制度について
第14回	2007年10月8日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者に対する税務支援への取組について ・会員に対する税務相談について ・韓国・米国自由貿易協定について
第15回	2008年6月12日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・日税連と税理士会のそれぞれの役割について ・国税庁アウトソーシング事業の内容とその展望について ・日税連が行う新規登録者に対する支援について
第16回	2009年12月3日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・税務士の名称独占について ・「税務調整計算書」について ・納税者憲章について ・納税者番号制度について ・税務士の研修受講義務について ・職業賠償責任保険について
第17回	2010年10月1日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会計基準の施行に関する中小企業に対する会計基準の適用問題について ・税理士法以外の法律による日本の税理士の業務について
第18回	2010年10月1日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国における異業種専門職の共同化の推進について ・書面添付制度について ・司法書士による地方税の税務代理について ・成年後見人制度について ・税理士職業賠償責任保険制度及び保険委員会制度について ・補佐人制度について ・「財務会計士」の導入案について
第19回	2011年10月27日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・外国税務諮問士制度の導入について ・税制建議について ・租税教育の推進について ・韓国税務士会の関連団体について

		<ul style="list-style-type: none"> ・税制面における経済活性化のための政府の支援策について ・「財務会計士制度」の導入案について ・税理士の倫理規定及び懲戒処分について
第16回	2012年7月2日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士への自動資格付与の廃止について ・税務士会による会員の除名処分について ・韓国税務士会創立50周年記念事業「100万時間職能寄付」について ・日本における税務サービス市場開放の現状について ・成年後見人制度並びに税理士会及び税理士の参加状況について ・税務調整計算書監理制度について ・個人情報保護について
第17回	2013年12月5日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国の付加価値税における現金領収書制度（インボイス制度）と税務士の関与について ・税務士法改正後における税務職員を退職した者の税務士資格付与の状況について ・税務士法改正後の国内・外国会計士の状況について ・米韓FTAと税務士法改正の関連について ・弁護士、公認会計士、弁理士、税理士等の専門資格者間の協業について ・登録前の実務修習制度について ・日本の税理士法人について ・日本の税務サービス市場開放の現状について
第18回	2014年5月8日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録番号の税務での活用について ・税務士の倫理基準・品位維持について ・税務調整計算書の提出と税務調査との関係及び税理士法第33条の2の書面添付制度との共通点と相違点について ・相続税の非課税制度について ・居住者と非居住者の相続税の取り扱いについて ・税理士制度及び税法の近年の改正項目について ・社会保険労務士業務への税理士の関与について ・税目別電子申告の状況について ・日税連が提供する会員サービスについて ・地方税を専門に取り扱う税務代理人の有無と地方税の試験科目について
第19回	2016年2月4日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の事業承継税制について ・マイナンバー制度について ・付加価値税におけるインボイス制度について ・法人税の誠実申告のためのチェックリストの活用について ・日本の税務サービス市場開放の現状（FTA、TPPなど）について ・日本の地方自治団体の会計監査について ・公認会計士への税理士資格の自動付与の廃止について
第20回	2017年2月2日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税の電子申告について ・税務士の国際租税業務について ・韓国税務研修院について ・最近の韓国税務士会における税務に関するトピックについて ・税務士の補習教育について ・税理士報酬表について ・日本のマイナンバー制度（2015年10月施行）について ・税理士会の公益活動について ・税理士事務所の人材難について ・外国籍の税理士について ・弁護士及び会計士の税理士登録について ・国外転出税（2015.7.1施行）について

ドイツ連邦税理士会概要

1. 組織概要

設 立 1933 年
 会 長 Dr.ラウル・リードリンガー
 所 在 地 Behrenstr. 42, 10117 Berlin,
 BRD

会 員 数 95,007 (個人 85,570 人、法人 9,437 社) [2016.1.1 現在]
 単位税理士会 21 会 (別掲)

ドイツ連邦共和国データ

人口 : 8,177 人 (2015 年)
 実質 GDP : 2 兆 7,830 億ユーロ (2015 年)
 (外務省 HP より)

(1) 組織

- ・ 連邦税理士会の組織は、①総会、②規約に基づく会議、③幹部会から成る。
- ・ 総会は、全国 21 の税理士会が構成する連邦税理士会の最高意思決定機関で、通常年 2 回開催される。各税理士会の決議権は会員数によって異なる。
- ・ 規約に基づく会議とは、連邦税理士会会長、単位税理士会の会長、その他の全権代表によって構成される。
- ・ 幹部会は、連邦税理士会の全体を指揮するもので、その構成員 (会長、副会長及び事務総長) は 4 年毎に総会で選任される。

(2) 目的・活動

- ・ 連邦税理士会の目的は、自主規制の枠組みの中で、税理士職業全般を代表して活動すること、並びに個々の税理士の利益を保護することである。
- ・ 主な事業活動は、①税法、商法、会社法、破産法、社会保険に関する法令、その他の法令について、税理士業務の遂行に係る事項に関して建議すること、②会員に対する専門研修、教育を実施すること、③税理士の実務に関する助言、提言、情報を提供し、会員の業務遂行を支援すること等である。

(3) その他

- ・ オーストリア及びスイスの税務専門家団体と連携 (DACH を組織) し、職業法、税法の発展を目指した相互協力を推進している。

2. 日税連との交流の経緯

年	月	内 容
1988	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西独連邦税理士会、ケルン税理士会を視察
1989	7	日税連と西ドイツ連邦税理士会が友好協定締結 (於・東京)
1989	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1990	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1991	10	ケルン税理士会会長一行 18 名が来訪、懇談、北海道税理士会等を視察
1992	11	ドイツ連邦税理士会会長ほか役員が税理士制度 50 周年記念行事出席のため来訪
1993	11	ドイツ連邦租税裁判所裁判官が研修のため来訪
1995	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、連邦税理士会、ケルン税理士会を視察
1996	4	ドイツ連邦税理士会事務総長ほか 2 名が来訪、懇談

1997	11	DATEV 社長が来訪、懇談
1998	4	日税連会長ほか役員 4 名がドイツ連邦税理士会、DATEV 等を訪問、懇談
1999	9	友好協定締結 10 周年記念行事等を開催（於・ボン）
2001	6	ドイツ連邦税理士会前会長が来訪、懇談
2007	7	ドイツ連邦税理士会会長、DATEV 名誉会長及び社長が来訪、懇談
2009	9	友好協定締結 20 周年記念行事等を開催（於・ベルリン）
2016	7	ドイツ連邦税理士会会長、DATEV 社長、前社長が来訪、懇談
2016	8	日税連会長ほか役員 6 名がドイツ連邦税理士会、DATEV 等を訪問、懇談

3. 税理士会とドイツ地方税理士会の友好協定締結状況

年	月	内 容
1980	9	東京税理士会・ケルン税理士会、友好協定締結
1989	7	九州北部税理士会・ニュルンベルグ税理士会、友好協定締結
1999	6	近畿税理士会・デュッセルドルフ税理士会、友好協定締結
2000	8	東京地方税理士会・ハンブルグ税理士会、友好協定締結
2001	10	名古屋税理士会・ミュンヘン税理士会、友好協定締結

◇ ドイツ連邦州と 21 の税理士会

州・都市州名	州都	州内に所在する税理士会
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州	キール	1. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン税理士会
メクレンブルク・フォアポンメルン州	シュベリーン	2. メクレンブルク・フォアポンメルン税理士会
自由ハンザ都市ハンブルク	—	3. ハンブルク税理士会
自由ハンザ都市ブレーメン	—	4. ブレーメン税理士会
ニーダーザクセン州	ハノーバー	5. ニーダーザクセン税理士会
ベルリン	—	6. ベルリン税理士会
ブランデンブルク州	ポツダム	7. ブランデンブルグ税理士会
ザクセン・アンハルト州	マクデブルク	8. ザクセン・アンハルト税理士会
ノルトライン・ヴェストファーレン州	デュッセルドルフ	9. デュッセルドルフ税理士会 10. ケルン税理士会 11. ヴェストファーレン・リッペ税理士会
テューリンゲン自由州	エアフルト	12. テューリンゲン税理士会
ザクセン自由州	ドレスデン	13. ザクセン税理士会
ヘッセン州	ヴァイスバーデン	14. ヘッセン税理士会
ラインラント・プファルツ州	マインツ	15. ラインラント・プファルツ税理士会
ザールラント州	ザールブリュッケン	16. ザールラント税理士会
バーデン・ヴュルテンベルク州	シュトゥットガルト	17. ノルトバーデン税理士会 18. シュトゥットガルト税理士会 19. ズートバーデン税理士会
バイエルン自由州	ミュンヘン	20. ミュンヘン税理士会 21. ニュルンベルク税理士会

(注) ドイツは 16 の州から構成される連邦国家であり、各州はそれぞれが主権を持ち、独自の州憲法、州議会、州政府及び州裁判所を有する。

4. ドイツ税理士会の会員特性 [2016.1.1 現在、ドイツ連邦税理士会 2015 年年次報告書より]

(1) 会員の内訳

税理士 (Steuerberater)	83,355
税理士法人(Steuerberatungsgesellschaften)	9,437
税務代理士 (Steuerbevollmächtigte) 及び税理士法 74 条の 2 の義務会員(*)	2,215
合計	95,007

(*) 法 74 条の 2 の義務会員：税理士法人の取締役、業務執行社員または無限責任社員で、税理士もしくは税務代理士でない者。これらの者についても税理士会入会が義務づけられている。

(2) 税理士会別会員数

税理士会	税理士	税理士法人	税務代理士及び74条の2の義務会員	合計
1. ベルリン	3,468	589	94	4,151
2. ブランデンブルク	949	156	28	1,133
3. ブレーメン	773	95	13	881
4. デュッセルドルフ	8,469	736	135	9,340
5. ハンブルク	3,813	435	92	4,340
6. ヘッセン	7,421	738	265	8,424
7. ケルン	5,858	551	138	6,547
8. メクレンブルク・フォアポメルン	718	119	34	871
9. ミュンヘン	10,366	1,193	272	11,831
10. ニーダーザクセン	6,646	730	182	7,558
11. ノルトバーデン	3,014	327	59	3,400
12. ニュルンベルク	4,490	518	81	5,089
13. ラインラント・プファルツ	3,252	399	105	3,756
14. ザールラント	890	102	30	1,022
15. ザクセン	2,199	382	155	2,736
16. ザクセン・アンハルト	835	146	37	1,018
17. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	2,297	309	83	2,689
18. シュトウットガルト	7,268	715	142	8,125
19. ズートバーデン	2,239	268	49	2,556
20. テューリンゲン	1,008	149	56	1,213
21. ヴェストファーレン・リッペ	7,382	780	165	8,327
合計	83,355	9,437	2,215	95,007

(3) 年齢構成と平均年齢

年齢	男性会員数	女性会員数	男女会員数合計	割合 (%)
70 歳超	7,084	1,301	8,385	9.8
61-70 歳	10,980	3,714	14,694	17.2
51-60 歳	12,756	6,640	19,396	22.7
41-50 歳	14,394	9,518	23,912	27.9
30-40 歳	9,765	8,355	18,120	21.2
30 歳未満	465	598	1,063	1.2
個人会員合計	55,444	30,126	85,570	100.0
平均年齢	53.8 歳	48.2 歳	51.8 歳	—

(4) 男女比

個人会員 (税理士、税務代理士、法74条の2の義務会員の合計)	男 性	女 性	合 計
	55,444	30,126	85,570
比 率 (%)	64.8	35.2	100.00

(5) 開業形態

形 態	数	割合 (%)
個人事務所 (Einzelpraxen)	37,671	69.7
法56条1項による職業共同協定 (Berufliche Zusammenschlüsse)	6,969	12.9
税理士法人	9,437	17.4
開業総数	54,077	100.0

(6) 他の専門職業資格を有する税理士

資 格	人 数	割合 (%)
税理士+公認会計士+弁護士	494	0.6
税理士+公認帳簿監査士+弁護士	98	0.1
税理士+公認会計士	9,346	11.0
税理士+公認帳簿監査士	2,619	3.1
税理士+弁護士	3,643	4.3
税理士+その他の資格	3,163	3.7
税理士のみ	65,704	77.2
合 計(*)	85,067	100.0

(*) 税務代理士を含む、法74条の2の義務会員を除く

【参考】ドイツ連邦16州

1. バーデン・ヴュルテンベルク州 Baden-Württemberg
2. バイエルン自由州 Freistaat Bayern
3. ベルリン Berlin
4. ブランデンブルク州 Brandenburg
5. 自由ハンザ都市ブレーメン Freie Hansestadt Bremen
6. 自由ハンザ都市ハンブルク Freie und Hansestadt Hamburg
7. ヘッセン州 Hessen
8. メクレンブルク・フォアポンメルン州 Mecklenburg-Vorpommern
9. ニーダーザクセン州 Niedersachsen
10. ノルトライン・ヴェストファーレン州 Nordrhein-Westfalen
11. ラインラント・プファルツ州 Rheinland-Pfalz
12. ザールラント州 Saarland
13. ザクセン自由州 Freistaat Sachsen
14. ザクセン・アンハルト州 Sachsen-Anhalt
15. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州 Schleswig-Holstein
16. テューリンゲン自由州 Freistaat Thüringen



むすびに

今回で第4号の発行に至った本報告書は、1993年の設置以来、少人数での委員構成であった日税連・国際委員会（当時）が、2010年4月に全国の税理士会からの委員構成に拡大されたことを契機として、2011年5月に初めて「国際交流事業に関する報告書2010年版」を発行してから2年ごとに行っている。

当時の日税連・国際委員会は、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）に対する指導的役割等、同協会の発展に大きく貢献するとともに、アジア諸国への税務専門家制度の創設並びに税理士会設立のために積極的に支援を行っていた。

その一方で、日税連及び各税理士会で行っていた国際交流事業については、必ずしも情報が共有されていたとは言えない状況であったことも事実であり、全国規模への組織改編後、全ての税理士会から委員が集結した際の活動は、各税理士会が行っている国際交流事業の実態把握から始めたことを記憶している。

その結果、各税理士会の国際交流事業への積極的な取り組みと独自性が顕著となったこともあり、委員会内での議論を経て、日税連と税理士会間の情報の共有、連携を強化することにより、効果的・効率的な国際交流事業の促進に資することを目的に、実態調査を取り纏めたものを報告書形式で作成し、全ての税理士会へ配布することとしたことが、本報告書発行の始まりであった。

全国編成した後の国際委員会（2013年に国際部へ改組）では、AOTCA会議でのスピーカーを担うなど日本の情報発信としての役割も務めている。

今回の第4号「2015-2016年度版」は、これまでの報告書の形態を維持しつつも、AOTCA加盟団体へのアンケート調査を実施するなど、これまでの経験を活かし新たな情報源としての役割も担えるものとなっている。

国際部及び国際税務情報研究会では、上述した諸外国の税務専門家制度の比較（制度部的役割）や消費税をはじめとする税制の視察（調査研究部的役割）を通じて新たな役割を確認し、さらには、我々の顧問先企業が海外進出する場合の情報提供（業務対策部的役割）についても今後の検討課題であることが認識できた。

本報告書が日税連及び税理士会での国際関係事業の更なる推進の一助となり、併せて国際部としての在り方の参考となれば幸いである。

むすびにあたり、本報告書の作成・編集に当たられた国際部の委員をはじめ、ご協力いただきました税理士会関係役員そして事務局の皆様には心より感謝申し上げます。

日本税理士会連合会
専務理事 和田 榮一
(国際部担当専務理事)

日本税理士会連合会 国際部

部長	長谷部 光 哉	(東北)
副部長	田尻 吉 正	(東京)
副部長	松岡 宣 明	(四国)
委員	石井 正 夫	(東京地方)
委員	千葉 正 巳	(千葉県)
委員	福島 利 夫	(関東信越)
委員	小倉 毅	(近畿)
委員	瀧谷 和 隆	(北海道)
委員	丸岡 美 穂	(東北)
委員	酒井 正 勝	(名古屋)
委員	神谷 研	(東海)
委員	中西 良 彦	(北陸)
委員	葉狩 弘 一	(中国)
委員	飛良 武	(九州北部)
委員	瀬山 美 恵	(南九州)
委員	新垣 隆 顕	(沖縄)
担当副会長	友利 博 明	(沖縄)
専務理事	和田 榮 一	(千葉県)

編集後記

既刊の報告書は、日税連や各税理士会が行ってきた国際関係事業に主眼を置いていたが、本報告書ではこれに加え、国際部の主宰事業の報告や支援事業の紹介並びに収集資料を網羅的に掲載している。

本報告書の対象期間に国際部では種々の活動を行っている。特に、2015年には AOTCA 大阪会議のホスト団体を務め、今後の国際租税の規範となる BEPS プロジェクトに焦点を当てた重要な会議を成功させ、その詳細な報告を『2015年 AOTCA 大阪会議レポート』として公開している。

また、アジア諸国に対して税理士制度導入・発展のために積極的な支援も行っている。さらに国税庁等の研修を通じた諸外国の幹部税務職員等に対する出講、日税連税法データベース (TAINS) への情報提供など、多岐に渡る活動を行っている。

そこで、本報告書では、第Ⅰ部で日税連の国際関係事業への取組みを、第Ⅱ部では各税理士会の国際関係事業への取組みを紹介し、第Ⅲ部では新たなテーマとして税務専門家制度の展望と日税連の国際関係事業の今後の方向性を論じている。

さらに資料編では、貴重な収集資料や実態調査結果、レポートやアンケートなどを極力割愛することなく掲載している。

本報告書は、単なる各種活動報告に留まらず、掲載した個々の報告や資料等は重要な内容を多く含んでおり、会員の皆様方に大いに活用いただけると信じている。

編集担当委員 神谷 研

国際関係事業に関する報告書

2015－2016年度版

2017年6月20日発行

— 編 集 —

日本税理士会連合会国際部

— 発 行 —

日本税理士会連合会

〒132-0034 東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館8階

TEL 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941

<http://www.nichizeiren.or.jp>

